

目標年度  
令和13年度

# 島根県果樹農業振興計画

令和4年6月  
島根県



# 目 次

I. 本県果樹農業の現状と課題	1
II. 果樹農業の振興に関する対策	3
1. 果樹農業の振興に向けた基本的考え方	3
2. 具体的対策	3
(1) 産地の中核となる担い手の確保	
(2) 生産性の向上	
(3) 販売対策	
(4) 果樹産地の振興計画の策定	
3. 振興品目・品種の考え方及び生産目標	6
(1) 主要品目及び地域特産品目の考え方	
1) 主要品目	
2) 地域特産品目	
(2) 振興品目・品種	
(3) 生産目標	
4. 近代的な果樹園経営の指標	7
(1) 栽培に適した自然的条件	
(2) 10a当たりの目標生産量、労働時間	
III. 各地域における振興計画	9
1. JAしまね出雲管内果樹振興協議会（変更：令和2年3月）	10
2. JA斐川町管内果樹振興協議会（変更：令和2年3月）	24
3. JAしまね石見銀山地区本部管内果樹振興協議会（変更：令和2年3月）	32
4. 益田地域果樹産地協議会（変更：令和2年9月）	40
5. JAしまねいわみ中央地区本部果樹振興協議会（変更：令和3年3月）	52
6. 雲南市果樹生産振興協議会（制定：令和3年7月）	66
7. 奥出雲町果樹生産振興協議会（制定：令和3年8月）	76
(参考資料)	
1. 果樹農業振興特別措置法	86
2. 果樹農業振興基本方針	96

## I. 本県果樹農業の現状

本県の果樹農業は、冬季の低温・降雪・寡日照、梅雨期の長雨といった果樹生産にとって必ずしも好適とは言えない気象条件の中、各産地では、デラウェアの施設加温栽培や西条柿・イチジク蓬萊柿の低樹高栽培など高度な生産技術や地域品種の活用により産地を形成してきた。

令和2年度の果樹栽培面積は573ha、経営体数は1,366経営体で、それぞれ5年前の86%、68%と大きく減少する一方、1経営体当たりの栽培面積は5年前の126%、果実産出額についても5年前の111%と伸びている。

小規模農家を中心に離農が進み生産が縮小する一方、全国的に需要を上回って生産が減少していることや優良品種への転換等により、生産額は全体として上昇傾向となっている。

こうした中、他品目に比べて単位面積当たりの収益性が高く、経営的にも比較的安定している「ぶどう」を中心にUIターンを含めた果樹での新規就農者は着実に増加しており、平成28年度から令和2年度までの5年間で累計47名、年平均9人程度が果樹農業で就農しているが、産地規模を維持するには十分でない。

一方、生産面では、農業者の高齢化に伴う樹体の老木化や枯損樹の発生等により生産力が低下しつつあるとともに、資材費や燃料費の高騰が経営コストの増加を招いている。

また、最近は新型コロナウイルス感染症による販売環境の変化や、国をあげてのカーボンニュートラルへの取組、これに基づく持続可能な食料システムの構築を目指す省エネやスマート機器の導入などの「みどりの食料システム戦略」への取組など、産地として新たな対応が必要な課題も発生している。

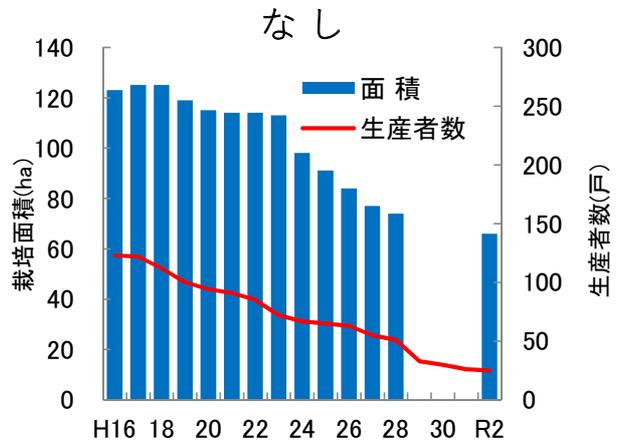
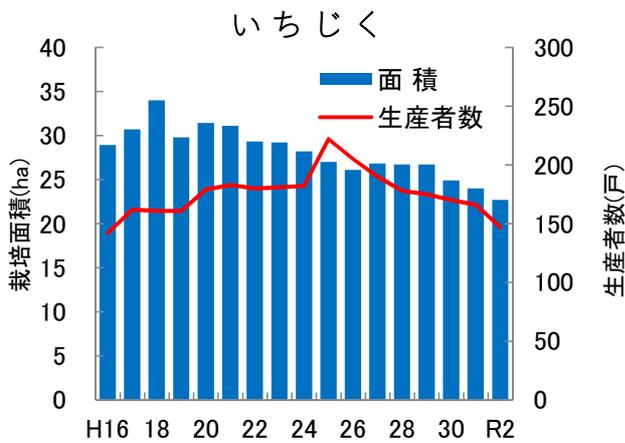
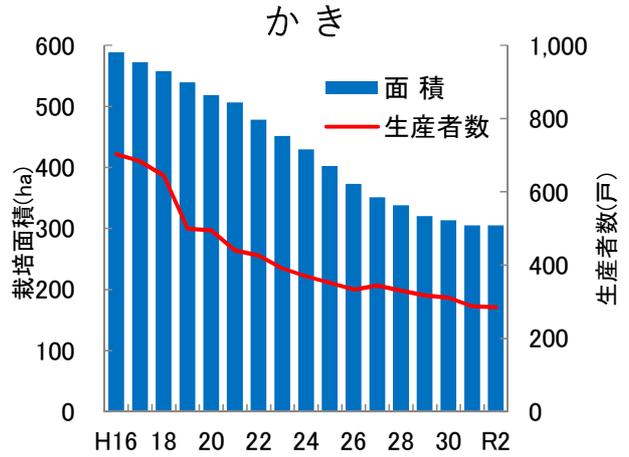
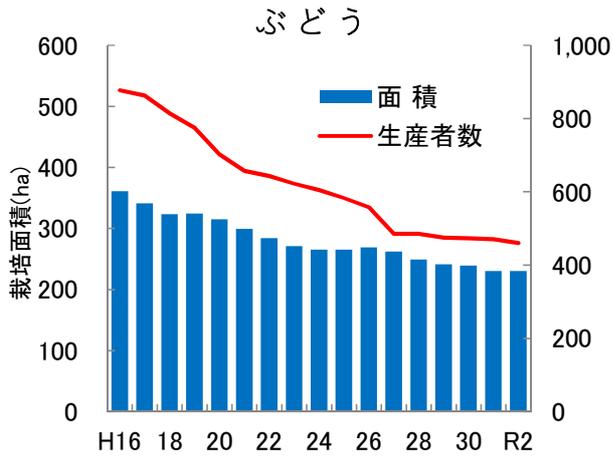
### 島根県果樹農業の主要指標

	平成27年	令和2年	対比 (R2/H27)
果樹栽培面積(ha)	668	573	86%
全作付面積に占める割合(%)	3.4	2.8	
果樹栽培経営体数	2,015	1,366	68%
全経営体に占める割合(%)	11.1	9.9	
1経営体当たり栽培面積(a)	33.2	41.9	126%
果実産出額(億円)	35	39	111%
農業産出額全体に占める割合(%)	6.1	6.4	

資料：農林水産省「農業センサス」、「生産農業所得統計」

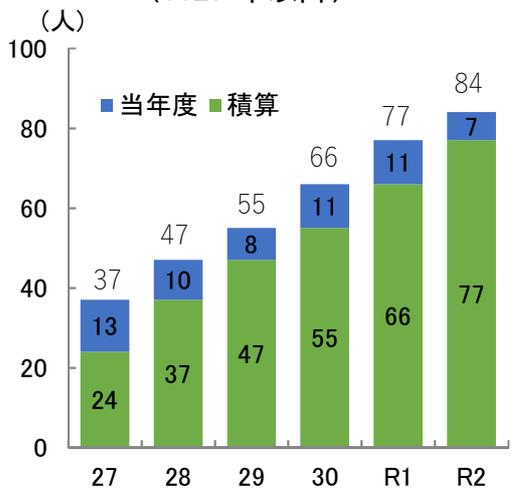
注：1経営体当たり栽培面積は果樹栽培面積÷樹園地のある経営体数

品目別の生産面積・生産者数の推移



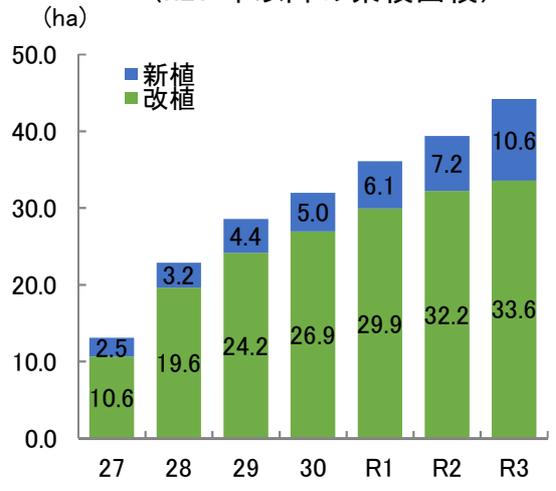
(出典：果樹生産出荷統計、果樹研究同志会総会資料)

新規就農者数の推移  
(H27年以降)



(出典：農業経営課調べ)

改植・新植面積の推移  
(H27年以降の累積面積)



(出典：産地支援課調べ)

## 単収の推移

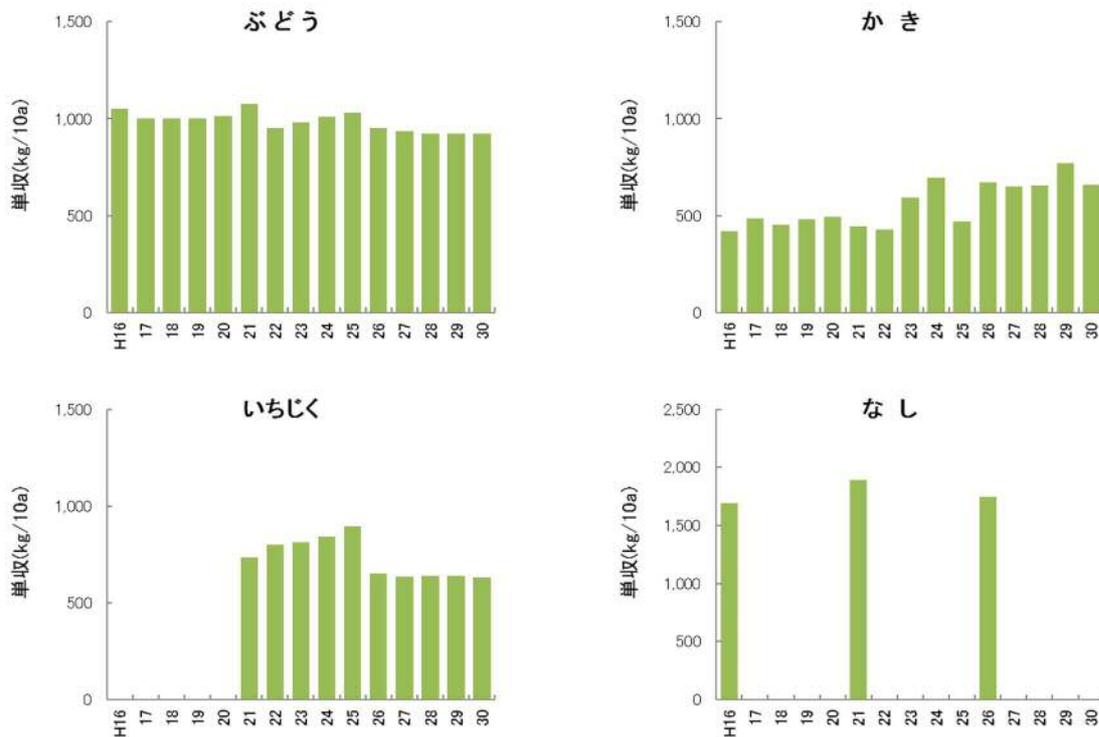


図 単位面積当たりの収量の推移（出典：果樹生産出荷統計、果樹研究同志会総会資料）

## II. 果樹農業の振興に関する対策

### 1. 果樹農業の振興に向けた基本的考え方

施策の推進に当たっては、令和2年4月に定められた国の「果樹農業振興基本方針」、令和2年4月に策定した「島根県農林水産基本計画」に基づき、産地の中核となる担い手の確保・育成、生産性向上、販売対策への支援を通じて、本県果樹農業の振興を図ることとする。

### 2. 具体的対策

#### (1) 産地の中核となる担い手の確保・育成

##### ① 施設整備の推進

農業者の高齢化等により生産が減少する中、産地の生産力を維持していくためには、新規就農者の確保とともに、それら担い手の規模拡大が円滑に進むことが必要である。

特にぶどうなどの施設園芸品目では、鉄鋼資材の高騰等により建設費が高騰しており新規参入や規模拡大の阻害要因となっている。

また、柿などの露地栽培品目で新規栽培者を確保していくためには、まとまった園地の確保が課題であり、農地の流動化も含めた生産の団地化を進めていく必要がある。

このため、新規就農者や認定農業者等の担い手が行うハウス整備や園地の整備に対する支援を行うとともに、リースハウス・リース団地の整備や、邑南町で行われているような新規就農者の研修と施設整備をセットで実施することによる未収益期間の解消の取組等に対する支援を通じて担い手の規模拡大を進める。

## ② 園地・樹体を含めた次世代への円滑な経営継承に向けた取組

生産基盤の確立まで時間を要する果樹農業においては、農業者のリタイアに伴う樹体を含む園地の円滑な継承を進めることが重要である。

現在、市町村を中心に廃園や遊休施設の新規就農者等への集積が進められているところであり、これら園地の改修や改植等への支援を行い円滑な経営継承を進める。

## ③ 新規就農者等の早期の経営安定に向けた取組

新たに果樹農業に取り組むためには、整枝・せん定等の高度な栽培管理技術や、高品質果実を生産するための栽培管理等に係る専門技術の習得が必要となる。

このため、農林大学校における研修教育の実施や、先進農家での研修支援、雇用先での技術習得と独立支援等、あらゆる場面において果樹農業を志す新規参入者に対する技術習得の支援を行う。

また、早期の経営安定を図っていくためには、経験や勘だけに頼らない客観的な栽培管理が重要であり、環境モニタリングシステムやハウスの自動開閉装置の導入等による適正な栽培管理に向けた取組を進める。

## ④ 担い手の経営改善に向けた取組

産地の維持・発展のためには、その中核となる担い手の経営の安定・発展が重要である。

これらの中核的担い手の経営が早期に安定するよう各種支援施策の実施に合わせて、普及組織による経営支援や、農業経営相談所による相談体制の強化などにより経営改善を進める。

また、経営上のリスク削減や、作業効率の向上、農作業安全の確保、労働環境の改善など、農業経営の改善を進めるため、担い手の美味しまね認証（GAP）の取得を促進する。

## ⑤ セーフティネット措置等の一層の推進

農業者の経営安定を図る観点から、セーフティネット措置として、自然災害による減収を補てんする果樹共済に加えて、平成31年1月からは、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補てんする収入保険制度がはじまっている。

近年の気候変動や大規模災害、鳥獣・病害虫による被害等の果樹経営への様々なリスクへの対応力を強化するため、収入保険や果樹共済などのセーフティネットへの加入を推進する。

## (2) 生産性の向上

### ① 改植・新植の推進

農業者の高齢化等に伴い、樹体の老木化や枯損樹の発生等によりぶどうでは生産力が低下しつつある。一方、柿では優良系統への接木更新やリース園団地整備により樹体の若返りが図られたため生産性は向上しつつある。

これまでも国の事業等を活用しながら、優良品種等への改植や新植に対する支援を行ってきているところであり、今後も、需要に応じた優良品目・品種への転換を一層推進する。

### ② 省力・低コスト化技術の導入

近年、資材費や燃油価格の高騰や雇用労働力の不足など、果樹経営を取り巻く状況が厳しさを増している。また、国をあげたカーボンオフセットの推進など、環境負荷軽減に向けた資材や燃油の使用量の削減も求められつつあり、経営改善、環境対応の両面から省エネ・低コスト化技術の導入が必要となってきた。

このため、これまでも進めてきている、ぶどう省力せん定技術や変温管理技術、ジベレリン1回処理など、省力・低コスト化につながる技術の導入を一層進めるとともに、ハウスの多層化やヒートポンプの導入など低コスト化につながる施設機械導入を推進する。

### ③ 新品種等の導入促進

収益性向上に向けて導入を推進している県オリジナルぶどう品種「神紅」の栽培技術の確立・普及、栽培管理の省力化に向けた柿のわい性台木「豊楽台」の導入等を促進する。

また、今後消費者からの需要が増加すると見込まれる有機栽培や農薬・化学肥料削減に向けた技術確立を進める。

## (3) 販売対策

担い手の経営安定を進めていくためには、安定した販売価格を確保していくことが重要である。現在、市場との値決め販売など契約的取引も行われているが、量販店等との直接取引やEC販売など、生産者・産地が行う契約的取引等の取組を支援する。

特に、新型コロナウイルス禍で業務用需要が減少し家庭用需要が拡大するなど、消費形態が変化しており、今後の消費動向も注視しながら販売方法や販売先等を検討していく必要がある。

また、生食用出荷だけでなく、菓子原料としての「神紅」の出荷や、「あんぼ柿」等加工販売の取組を支援する。

## (4) 果樹産地の振興計画の策定

産地自らが将来目指すべき姿と、その実現のための戦略を盛り込んだ産地計画の策定を支援し、各地域の特長を生かした果樹農業を推進する。

### 3. 振興品目・品種の考え方及び生産目標

#### (1) 主要品目及び地域特産品目の考え方

##### ① 主要品目

一定以上の生産量と市場評価があるぶどう・かき・いちじく・なしの4品目とする。

##### ② 地域特産品目

生産実績や地域での振興計画などから主要品目に次ぐ品目として、すもも・プルーン・くり・うめ・ゆず・キウイの6品目を地域特産品目とする。

#### (2) 振興品目・品種

振興品目は、上記主要4品目とし、各産地において中心品種として推奨する「主要品種」と主要品種に次いで生産奨励する「奨励品種」に分類し、下表のとおりとする。

また、下表の品目・品種以外の果樹であっても、各産地が策定する改革計画に明記されていれば振興品目・品種として位置づけることができる。

#### ○振興品目・品種一覧

品 目	主要品種	奨励品種
ぶどう	デラウェア、シャインマスカット、巨峰、ピオーネ、神紅	デラウェア優良系統、クイーンニーナ
かき	西条（遠藤系、鳥取 No. 2、出雲大玉系）、富有	西条（その他優良系統）、輝太郎、太豊、早秋、松本早生富有、太秋、陽豊、太天、豊楽台（台木品種）
いちじく	蓬萊柿、榊井ドーフィン	キング、励広台1号（台木品種）
な し	二十世紀（おきゴールド）、幸水、豊水	香麗、なつしずく、あきづき、新興、新高、王秋、愛宕

#### (3) 生産目標

区 分 品目名等	令和2年産実績		令和13年産目標		
	栽培面積(ha)	生産量(t)	栽培面積(ha)	生産量(t)	
ぶどう	186	1,707	207	1,921	
かき	生果	105	694	141	1,026
	あんぽ柿	—	77万個	—	160万個
	干し柿	—	24万個	—	30万個
いちじく	18	113	19	133	
な し	25	460	25	500	

※目標設定の考え方：各産地の目標面積をもとに設定

#### 4. 近代的な果樹園経営の指標

##### (1) 栽培に適した自然的条件

対象 果樹の種類		条 件 品 種	気象条件 (平均気温)		降水量条件 (4月1日～ 10月31日)	備 考
			年平均	4月1日～ 10月31日		
ぶどう	デラウェア	7℃以上	14℃以上	1,600mm 以下		
	シャインマスカット	7℃以上	14℃以上	1,200mm 以下		
	巨峰ほか	7℃以上	14℃以上	1,200mm 以下		
かき	西条	10℃以上	16℃以上		低温要求時間 800 時間以上	
	松本早生富有ほか	13℃以上	19℃以上			
いちじく		7℃以上	13℃以上		最低極温-9℃	
なし	おさゴールドほか	7℃以上	13℃以上	1,200mm 以下	幸水 低温要求時間 800 時間以上	
すもも		7℃以上	15℃以上		低温要求時間 1000 時間以上	
プルーン		7℃以上				
くり		7℃以上	15℃以上			
対象 果樹の種類		条 件 品 種	気象条件 (平均気温)		降水量条件 (4月1日～ 10月31日)	備 考
			年平均	4月1日～ 10月31日		
うめ		7℃以上	15℃以上			
ゆず		13℃以上			最低極度-7℃	
キウフルーツ		12℃以上	19℃以上		最低極度-7℃	

(2) 10a 当たりの目標生産量、労働時間

果樹の種類	作型 (品種)	生産量(kg)	労働時間(時間)	農業所得(千円)
ぶどう	デラウェア			
	早期加温	1,600	541	514
	普通加温	1,600	499	455
	準加温	1,600	461	440
	無加温	1,300	423	347
	シャインマスカット			
	加温	1,500	719	1,575
	無加温	1,800	670	1,134
	ピオーネ			
	無加温	1,500	423	723
かき	西条(露地)	2,000	241	213
	松本早生富有・富有(露地)	2,000	217	225
いちじく	蓬萊柿(露地)	1,600	336	430
	柘井ドーフィン(露地)	1,800	363	629
なし	おさゴールド(露地)	4,500	439	488
	幸水(露地)	2,500	321	362
	豊水(露地)	3,000	328	493
すもも	貴陽、太陽(雨除け)	1,200	398	107
ブルーベリー	スタンレイ、プレジデント、サンブルー	2,400	534	851
くり	丹沢、筑波、石鎚、ぼろたん	300	117	56
うめ	南高、甲州最小、鶯宿、紅柑	1,200	238	129
ゆず	山根系、木頭系(露地)	2,000	223	229
キウイフルーツ		2,500	180	110

※「農業経営指導指針(平成30年9月、島根県農林水産部作成)」から抜粋(ブルーベリー、うめ、キウイフルーツを除く)

※ブルーベリー、うめは「農業経営指導指針(平成20年3月、島根県農林水産部作成)」から抜粋

※キウイフルーツは他県の経営指針の平均

※農業所得=粗収益-経営費(変動費)

### Ⅲ. 各地域における振興計画

1. J Aしまね出雲管内果樹振興協議会（変更：令和2年3月）
2. J A斐川町管内果樹振興協議会（変更：令和2年3月）
3. J Aしまね石見銀山地区本部管内果樹振興協議会（変更：令和2年3月）
4. 益田地域果樹産地協議会（変更：令和2年9月）
5. J Aしまねいわみ中央地区本部果樹振興協議会（変更：令和4年1月）
6. 雲南市果樹生産振興協議会（制定：令和3年7月）
7. 奥出雲町果樹生産振興協議会（制定：令和3年8月）

# 果樹産地構造改革計画

令和2年3月

J A しまね出雲管内果樹振興協議会

## 【目次】

(1) 産地の概要と現状

(2) 産地の範囲

(3) 対象となる農家

(4) 産地の合意体制

i) 構成

ii) 進捗状況等の確認

(5) 目指すべき産地の姿

i) 産地の理念

ii) 担い手の明確化と育成

iii) 生産体制

iv) 販売戦略

(別添) J Aしまね出雲管内果樹振興協議会設置要領

## (1) 産地の概要と現状

### 【出雲市の概要】

出雲市は、島根県の東部に位置し東西約 30km、南北約 39km の範囲に広がり、総面積 624.36k m<sup>2</sup>で県全体の約 9.3%を占める。地目別では、宅地 6.1%、田・畑 16.8%、山林 38.1%、雑種地 15.2%、その他 23.8%である。人口は、平成 17 年に 2 市 4 町、平成 23 年に 1 町の合併を経て現在 17 万 5 千人となった。

北部は島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地で構成され、出雲平野は中国山地に源を発する斐伊川と神戸川の二大河川により形成された沖積平野で、斐伊川は平野の中央部を東進して宍道湖に注ぎ、神戸川は西進して日本海に注いでいる。日本海に面する島根半島の北及び西岸はリアス式海岸が展開しており、海・山・平野・川・湖と多彩な地勢を有する。

平均気温は 14~15℃、年間降水量は 1,700mm と温・暖な気候であるが、年間を通して湿度が高く日照時間は概して少ない。

### 【ぶどう産地の概要】

出雲市のぶどう生産は、昭和 11 年から大社地域を中心にデラウェアの栽培が始まった。そして、昭和 40 年から加温栽培に取り組み、ピーク時には年間 3,900t、出荷額 31 億円となり全国有数の産地となった。

現在も出雲市のぶどう生産は、県全体の約 80%を有しており県下随一の産地で、島根県のデラウェア生産量は全国でも高く、特に加温栽培による 4~6 月の出荷量においては 1 位を誇る。このように島根ぶどうはブランドとして全国的に高く評価されており、県を代表する農産物として地域経済にも大きく好影響を及ぼしている。

しかし、一戸あたりの栽培面積は零細である上に、生産者の高齢化、消費者ニーズの多様化、生産コストの上昇などの外部環境も大きく変化しており、このまま放置すれば一大産地としての島根ぶどうの地位は大きく後退していくことが危惧されている。

近年の消費者ニーズの多様化、生産量・販売高の減少に対応すべく、責任産地としてデラウェアの早期出荷、優良系デラウェアの普及による出荷量増、老木樹等生産性の落ちた樹の改植、シャインマスカット等大粒系品種による出荷期間の延長を行う。生産面では出荷・生産に係るコスト削減や労力削減のため、通いコンテナ出荷・ジベレリン一発処理栽培・EOD加温技術・点滴養液土耕栽培等の拡大を図ることにより農家所得向上を目指し、また、平成 30 年 11 月に作成した「ぶどう産地活性化プラン」の目標を実現するため、アグリビジネススクール等を利用した新たな担い手の確保による産地の維持を図る。

## 1. ぶどう農家戸数および栽培面積

栽培面積階層	令和元年度		栽培面積階層	令和元年度	
	戸数(戸)	栽培面積(a)		戸数(戸)	栽培面積(a)
10a 未満	38	241.7	60a 以上 70a 未満	20	1,284.3
10a 以上 20a 未満	76	1,152.8	70a 以上 80a 未満	9	674.5
20a 以上 30a 未満	68	1,721.1	80a 以上 90a 未満	5	427.5
30a 以上 40a 未満	49	1,622.7	90a 以上 100a 未満	10	935.1
40a 以上 50a 未満	36	1,583.3	100a 以上	10	1,256.8
50a 以上 60a 未満	27	1,454.9	合計	348	12,354.7
			(戸当たり平均)	—	35.5

## 2. 年齢別ぶどう農家の担い手数(過去5年)

人数	H27	H28	H29	H30	R1
39歳以下	13	9	10	10	14
40代	23	23	25	25	19
50代	57	51	22	48	43
60代	129	127	111	103	88
70代	117	111	112	119	123
80歳以上	40	46	48	50	61
合計	379	367	358	355	348
60歳以上の割合	75.4%	77.3%	75.6%	76.6%	78.1%

※60歳以上の割合が全体の7割以上を占め、高齢化は年々進んでいる。

### 【柿産地の概要】

出雲市平田地区(旧平田市)で柿の産地化が始まり60年以上が経過し、久多美地区・松山地区を中心として、水稻に次ぐ農産物として農家の所得向上と生活の安定に寄与してきた。

昭和38年に「久多美富有柿生産組合」を設立して以来、「富有柿」だけではなく「西条」「松本早生」「伊豆」等の品種を加えながら、生産者と関係機構の弛まぬ努力により島根県最大の販売高を誇る柿産地となり、県内外の市場において高品質の柿産地として評価を得ている。また平田管内における特産販売金額では常に首位であり、地域経済の振興に貢献するところは大きく多大な影響を与えている。

しかしながら、柿栽培において単価の低迷や資材・運賃・人件費の高騰、高齢化等により収益性低下を招いており、また一戸当たりの栽培面積は零細であるため生産者の経営は厳しい状況にある。

平成27年に産地活性化プランを策定し生産者の所得向上、栽培面積の拡大と技術導入、担い手確保を3つの柱としてリース団地の造成やSCS冷蔵庫を導入し取り組んでいる。

また「西条」を原料とするあんぽ柿(干し柿)は、なめらかな食感と和菓子のような甘さで全国から引き合いが強くなっており、加工場の整備・作業性の向上等による増産体制を整えることが必要である。

## 1. 柿農家戸数及び栽培面積

栽培面積階層	令和元年度		栽培面積階層	令和元年度	
	戸数(戸)	栽培面積(a)		戸数(戸)	栽培面積(a)
10a 未満	2	13.5	60a 以上 70a 未満	5	326.2
10a 以上 20a 未満	13	187	70a 以上 80a 未満	4	299.5
20a 以上 30a 未満	15	354.7	80a 以上 90a 未満	3	254.7
30a 以上 40a 未満	10	331	90a 以上 100a 未満	5	484
40a 以上 50a 未満	15	645.4	100a 以上	12	2,932.8
50a 以上 60a 未満	6	322	合計	90	6,150.8
			(戸当たり平均)	—	68.3

## 2. 年齢別柿農家の担い手数(過去5年)

人数	H27	H28	H29	H30	R1
39歳以下	3	3	3	3	3
40代	7	7	7	7	6
50代	22	17	17	15	14
60代	43	45	36	32	31
70代	20	19	22	25	25
80歳以上	11	12	13	12	11
合計	106	103	98	94	90
60歳以上の割合	69.81%	73.79%	72.45%	73.40%	74.44%

※60歳以上の割合が全体の7割以上を占め、高齢化は年々進んでいる。

### 【いちじく産地の概要】

出雲市多伎町で昔から季節の果物として親しまれているいちじくは、昭和40年代に水田転作として振興が始まり、多岐から小田・久村・田儀へと多伎地区全体に拡大し、県内最大の産地を形成している。特に当地区の品種は蓬萊柿(日本在来種)で糖度が高く「多伎いちじく」として、山陰地区を始め、関東方面へ空輸も行い広く浸透しつつある。また昭和50年代にはいちじく加工への取り組みも始まり、現在では3種類8アイテムを超える加工製品が開発され、県内はもとより近畿・関東方面への販路も年々拡大している。一方、出雲市の中でも出雲地区・平田地区では、全国的に栽培されている柘井ドーフィン種の栽培も普及しており、県内市場へ主に出荷している。

今後の高齢化対策として、アグリビジネススクールを開設し担い手の確保に努めている。さらにリース団地の造成など新規植栽・改植に関わる事業の有効活用により増産を目指している。

## 1. いちじく農家戸数及び栽培面積

栽培面積階層	令和元年度		栽培面積階層	令和元年度	
	戸数(戸)	栽培面積(a)		戸数(戸)	栽培面積(a)
10a 未満	30	162	60a 以上 70a 未満	2	125
10a 以上 20a 未満	42	550	70a 以上 80a 未満	1	70
20a 以上 30a 未満	20	446.6	80a 以上 90a 未満	1	80
30a 以上 40a 未満	6	193	90a 以上 100a 未満		0
40a 以上 50a 未満	1	43	100a 以上		0
50a 以上 60a 未満	2	102	合計	105	1,771.6
			(戸当たり平均)	—	16.87

## 2. 年齢別いちじく農家の担い手数(過去5年：2法人含まず)

人数	H27	H28	H29	H30	R 1
39 歳以下	2	2	2	2	2
40 代	1	1	1	1	1
50 代	6	6	5	5	5
60 代	29	29	26	26	24
70 代	46	46	45	42	44
80 歳以上	33	32	32	30	27
合計	117	116	111	106	103
60 歳以上の割合	92.3%	92.2%	92.7%	92.4%	92.2%

※60 歳以上の割合が全体の 7 割以上を占め、高齢化は年々進んでいる。

### (2) 産地の範囲

J A しまね出雲地区本部管内とする。

### (3) 対象となる農家

J A しまね出雲地区本部管内の「ぶどう」、「柿」および「いちじく」生産農家全戸を対象とする。

### (4) 産地の合意体制

#### i) 構成

別紙「J A しまね出雲管内果樹振興協議会設置要領」のとおり

#### ii) 進捗状況等の確認

本計画の目標年度は令和 2 年 4 月から令和 6 年 3 月末(5 年後)と定める。

取り組み開始から 3 年経過した時点において、事務局と果樹振興協議会構成の関係者が協力しながら進捗状況を検証し、その結果について当協議会に報告する。尚、計画の見直

し等については3年後の進捗状況に拘わらず、適宜、協議会等を開催し見直しを図ることとする。

## (5) 目指すべき産地の姿

### i) 産地の理念

当地域の果樹品目「ぶどう」・「柿」および「いちじく」については県内屈指の栽培面積であるが、加温燃料生産資材等の高騰・生産者の高齢化も進んでいることから、大幅な生産拡大は難しい状況にある。

そこで以下の項目について生産者、JA及び関係機関が連携の上、重点的に取り組み産地の維持を図る。

- 既存ハウスのリニューアルやリースハウス・リース団地の建設による生産基盤の整備
- 高品質生産を目指した栽培技術の普及
- 生産コスト削減に向けた省エネ技術の普及
- 関係機関一体となった戦略的販売促進対策
- 定年帰農者、U・Iターン者等の担い手確保対策
- 各種講座等を用いた農家所得の向上

### ii) 担い手の明確化と育成

当産地における担い手の考え方は、各生産部会員に該当するものとし、令和6年度までにぶどう担い手農家数 350 戸(同栽培面積 12,600a)、柿担い手農家数 85 戸(同栽培面積 6,300a)、いちじく担い手農家数 95 戸(同栽培面積 1,810a)を確保し、アグリビジネススクールによって育成する。

年次 品目	令和元年 (現状)		令和4年 (中間)		令和6年 (目標)	
	戸数	面積(a)	戸数	面積(a)	戸数	面積(a)
ぶどう	348	12,354	349	12,500	350	12,600
柿	90	6,151	90	6,200	85	6,300
いちじく	105	1,771	100	1,715	95	1,810

### iii) 生産体制

#### 【共通項目】

- 優良品目・品種の生産拡大対策として積極的な新規植栽・改植支援や、かん水施設等の整備の推進を行う。
- 施設化(ハウス、棚栽培、防風施設整備など)の普及と技術向上・確立を図り単位収量の拡大と生産量増加を図る。
- 環境に配慮し、消費者ニーズに合った生産を目指すため、生物農薬の活用や化学農薬の使用低減を図る。
- 農産物をより安全に生産する手段としてのGAP手法について、生産農家への啓発や普及

を図る。

- 出荷できない生果や廃棄部分などを加工し、新たな商品として販売することで6次産業化を目指す。
- 農地の集積においては、農地中間管理事業等を活用し、園地の流動化、担い手への斡旋を行う。

### 【ぶどう】

- 島根県のぶどうの中でも栽培面積が最も大きく中心品種である「デラウェア」は、責任産地として国内果実の中でも重要な役割を担っている。そのため「デラウェア」の生産振興は、非常に重要な産地の責務となっている。また、デラウェアの枝変わりとして発見された生産性の高い「優良系デラウェア」も振興品種と位置づけ、従来デラウェアと同様に改植あるいは新植を積極的に進めることで、単収向上による出荷量増大を図るとともに、省力化等を目的とした優良系統の実証・普及を図る。
- 緑色系品種の中でも大粒で食味が優れている「シャインマスカット」、「ピオーネ」、「巨峰」、「クイーンニーナ」、島根県独自品種である「神紅」をはじめとする大粒系品種も普及・推進し、改植あるいは新植を行い複合経営による所得向上を図る。
- アグリビジネススクール「ぶどうチャレンジ講座」の受、講生を募集し、後継者の育成を図る。また講座を修了した就農者等へ空きハウスやリースハウスを斡旋し、初期投資の軽減を図るとともに廃園の減少、有効活用に取り組む。
- 現在栽培が行われているハウスは今後とも維持し、廃園にならないように担い手・新規就農者等に斡旋する。
- 点滴養液土耕栽培により肥料成分流亡の少ない環境保全型栽培に取り組む。また同栽培技術によりかん水管理と施肥管理の省力化および施肥量削減によるコスト削減を図る。
- 省エネ対策としてのEOD加温技術の普及を図る。
- ジベレリン一発処理による優良系デラウェアの省力・裂果対策、シャインマスカットの品質向上対策を行う。

	令和元年度 (現状)	令和4年度 (中間)	令和6年度 (目標)
ぶどう総栽培面積(a)	12,354.7	12,500	12,600
デラウェア栽培面積(a)	8,984.8	9,000	9,100
シャインマスカット栽培面積(a)	2,877.0	3,000	3,000
その他大粒系栽培面積(a)	492.9	500	500

## 【柿】

- 新品種や優良系統への改植・高接ぎや新植による園の若返りを行う。また、発芽不良が発生しにくい優良系統を導入し、発芽不良の発生を抑制する。(振興品種：西条優良系統(遠藤系)、西条優良系統(鳥取 No.2)、富有、松本早生富有、早秋、太秋、陽豊、大豊、輝太郎)
- アグリビジネススクール「柿チャレンジ講座」の受講生を募集し、後継者の育成や労力補完のサポート体制作りを行う。
- 必要に応じて条件不利地の園を廃園にし、栽培管理のしやすい平棚栽培やなだらかな斜面(等高線に作業道を取り、15度以上の傾斜地では階段方式をとる)での新規生産団地を造成し、さらにジョイント整枝などの管理作業省力化の取り組みについて検討・導入を行う。
- 霜害対策として防霜ファン・スプリンクラー等の施設導入を推進し、安定を図る。
- 防風対策として防風ネット等の施設導入を推進し安定を図る。

	令和元年度 (現状)	令和4年度 (中間)	令和6年度 (目標)
柿総栽培面積(a)	6,151	6,200	6,300
西条柿栽培面積(a)	3,742	3,800	3,850
富有柿栽培面積(a)	1,893	1,800	1,800
その他栽培面積(a)	516	600	650

## 【いちじく】

- 蓬萊柿、榊井ドーフィンを主としながら、今後新たに優良系統いちじくが開発された場合はそれを取り入れ新植または改植によって産地拡大を図る。
- 株枯病抵抗性台木品種「キバル」を台木として使用し、加えて現在開発中である株枯病完全抵抗性台木新品種の導入、また新資材等を積極的に試験・施用を行うことにより産地で懸念されている土壌病害対策及び忌地対策を進め、生産性の維持・向上による収量の増加を目指す。
- 現在栽培が行われている園地は今後とも維持し、廃業が生じても担い手等へ斡旋を行うとともに、新規生産団地の造成により栽培面積を維持していく。
- アグリビジネススクール「いちじくチャレンジ講座」の受講生を募集し、後継者育成を図る。
- いちじくの加工品開発を進め、生果および加工品による多伎いちじくブランドの振興を進める。
- 地元での販売を拡充し地産地消の推進を図る。
- 蓬萊柿の、株枯病等による欠株や榊井ドーフィンの平成30年の凍害による欠株に対し改植を進める。

	令和元年度 (現状)	令和4年度 (中間)	令和6年度 (目標)
いちじく総栽培面積(a)	1,771	1,715	1,810
蓬萊柿栽培面積(a)	1,549	1,500	1,600
柘井ドーフィン栽培面積(a)	195	190	190
キング栽培面積(a)	27	25	20

振興品目品種一覧表

品目	振興(改植)品種	新植対象品種
ぶどう	デラウェア(従来)	デラウェア(従来)
	デラウェア(優良系)	デラウェア(優良系)
	シャインマスカット	シャインマスカット
	巨峰	巨峰
	ピオーネ	ピオーネ
	クイーンニーナ	クイーンニーナ
	神紅	神紅
柿	西条優良系統(遠藤系)	西条優良系統(遠藤系)
	西条優良系統(鳥取 No2)	西条優良系統(鳥取 No2)
	富有	富有
	松本早生富有	松本早生富有
	早秋	早秋
	太秋	太秋
	陽豊	陽豊
	大豊	大豊
	輝太郎	輝太郎
いちじく	株枯病抵抗性品種台木苗の蓬萊柿	蓬萊柿、株枯病抵抗性品種台木苗の蓬萊柿
	株枯病抵抗性品種台木苗の柘井ドーフィン	柘井ドーフィン、株枯病抵抗性品種台木苗の柘井ドーフィン

#### iv) 販売戦略

##### 【共通項目】

- 各生産部会による共選出荷体制の確立を図ることで品目別の規格統一を行い、高品質化と安定出荷を目指す。
- 集出荷から流通まで一貫した低コスト対策の推進を目指す。
- 「安心・安全な農産物」を求める消費者ニーズに対応するため、点滴養液栽培の普及推進、フェロモン剤の活用による化学農薬の使用低減等、環境に配慮した安心・安全な農産物を消費者へアピールし、出雲農産物のブランド化を目指す。
- 若年層を対象としたインパクトあるPR活動や地産地消の促進。

- 「できたものを売る」から「商品価値の高い農産物を計画的かつ安定的に生産・販売する」体制へ移行を進め、安定した収益構造を構築する。
- 学校給食への食材の提供による食農教育や地産地消の推進を行う。
- 販売する市場を拡大すべく、海外にも視野を向ける。

### 【ぶどう】

- 市場・消費者ニーズに応じたもの作り・商品開発を行う。デラウェアは食べやすい“ゆる房で大粒”の商品を生産し、消費動向に併せた「一房パック」「二房パック」等の商品開発を進める。シャインマスカットは盆前出荷に向けて生産量を増やし、贈答向けの商品作りを積極的に行う。
- 通いコンテナ出荷をはじめとした出荷形態や出荷規格の見直しをすすめ、生産農家の出荷に係る省力化とコスト削減を目指す。
- 観光農園や直売所などのように、多様化する消費者ニーズに対応するためデラウェアだけでなく、大粒系ぶどうの収穫体験ができるハウス施設を整備し、観光型ぶどう産地としての販売チャンネルの拡大を図る。

	令和元年度 (現状)	令和4年度 (中間)	令和6年度 (目標)
ぶどう販売金額(千円)	1,504,000	1,550,000	1,600,000

### 【柿】

- 販売が好調なスイートパーシモン・島根あんぼの加工場整備や作業性の向上を図りつつ消費者ニーズに対応した商品開発を行う。
- 作業効率・人件費削減を考えた加工体制の構築を図る。
- 直売所を拡充し地産地消の推進を図る。
- 集荷予測システムにより、市場・量販店に対し正確な情報提供を行う。
- 新たな柿加工品の開発を図る。
- 個包装の冷蔵西条柿・冷蔵富有柿を増産し、ピーク時における単価の低下に歯止めをかけるとともに、高値販売ができる年末年始に出荷し、販売単価を向上させる。
- 海外へ継続的に輸出を行い新たな販売先を増やしていく。

	令和元年度 (現状)	令和4年度 (中間)	令和6年度 (目標)
柿販売金額(千円)	262,152	300,000	310,000

### 【いちじく】

- 通いコンテナ出荷をはじめとした出荷形態の見直しをすすめ、生産農家の出荷に係る省力化とコスト削減を目指す。
- 生果における多様な販路開拓による販売額拡大とブランド化の確立を図り、付加価値の

向上と販売額の増加を図る。

○新たないちじく加工品の開発を図る。

○人気の高い加工品の増産を図るよう加工所の整備の充実を目指す。

	令和元年度 (現状)	令和4年度 (中間)	令和6年度 (目標)
いちじく販売金額(千円)	88,436	89,000	90,000

(別紙)

## J Aしまね出雲管内果樹振興協議会設置要領

(趣旨)

第1 「果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日生産局長通知)」に基づき、J Aしまね出雲地区本部管内における果樹産地の目指すべき具体的な目標を定めた「J Aしまね出雲管内果樹産地構造改革計画(以下、「計画」という)」を策定し、推進するため「J Aしまね出雲管内果樹振興協議会(以下、「協議会」という)」を設置する。

(掌握)

第2 協議会の掌握事項は次の通りとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の達成状況とその評価に関する事項
- (3) 計画の変更に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3 協議会は別表を持って構成し、必要に応じて関係機関の出席を求めることができる。

(会長)

第4 協議会には会長を置き、J Aしまね出雲地区本部本部長がその職務を行う。

- (1) 会長に事故ある時は、会長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第5 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第6 協議会の事務を処理するため、事務局をJ Aしまね出雲地区本部営農企画課内に置く。

(その他)

第7 この要領に定めたもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会で定める。

(附則)

この要領は平成19年3月30日から施行する。  
この要領は平成22年12月22日から一部改正する。  
この要領は平成27年3月31日から一部改正する。  
この要領は平成28年3月1日から一部改正する。  
この要領は平成29年12月1日から一部改正する。  
この要領は平成30年12月7日から一部改正する。

(別表)

J Aしまね出雲管内果樹振興協議会構成員

会長	J Aしまね出雲地区本部 本部長
	島根県(東部農林振興センター出雲事務所)
	公益財団法人しまね農業振興公社(農地中間管理機構)
	出雲市(農林水産部 農業振興課)
	J Aしまね出雲ぶどう部会
	J Aしまね出雲平田柿部会
	J Aしまね出雲いちじく部会
	J Aしまね出雲地区本部営農部総合指導課
	J Aしまね出雲地区本部営農部営農企画課
	J Aしまね出雲地区本部西部営農センター
	J Aしまね出雲地区本部東部営農センター
	J Aしまね出雲地区本部中部営農センター
	J Aしまね出雲地区本部河南営農センター
	J Aしまね出雲地区本部南部営農センター

# 果樹産地構造改革計画

令和2年3月  
J A 斐川町管内果樹振興協議会

## I. はじめに

### 1. 出雲市斐川町の概要

出雲市斐川町は島根県の東部に位置し、宍道湖の南西部分に面している。総面積は80.64km<sup>2</sup>、出雲平野の中にあるため地形は比較的緩やかで町南部は、中国山地の北部に当たる。

年平均気温は14.6℃、年間降水量は1,685mmと温暖な気候であるが、年間を通じて湿度が高く、日照時間も比較的少ない。

### 2. ぶどう産地の概況

出雲市斐川町のぶどうは、生産量が県全体の15%とやや小さいながら、中堅的な産地である。近年、新規就農者を中心にシャインマスカットの改植、新植が進んだ結果、栽培面積のシェアはデラウェアと逆転している。シャインマスカット、デラウェア以外で栽培されている品種としては、巨峰、その他大粒系ぶどうがある。また、産地として、デラウェアの商品性が見直され、優良系統デラウェアの改植、新植が改めて進みはじめており、成園化が待たれている状況である。

令和元年産 ぶどう栽培面積階層	栽培戸数および栽培面積	
	戸数(戸)	栽培面積合計(a)
10a未満	6	39.6
10a以上20a未満	5	76.5
20a以上30a未満	4	112.9
30a以上40a未満	4	151.0
40a以上50a未満	0	0.0
50a以上60a未満	1	65.5
合計	20	445.5

注)1戸当たり平均栽培面積 22.275a

## II. 目標年次

本計画の目標年度は令和6年(5年後)と定める。

計画の取り組み開始から3年経過した時点で、事務局と果樹振興協議会構成の関係者が協力しながら進捗状況を検証する。

なお、計画の見直し等については、3年後の進捗検証に係わらず、適宜、協議等を開催し見直しを図ることとする。

## III. 産地の合意体制

平成23年10月に別表をもって構成する、JA斐川町管内果樹振興協議会を設立した。また、斐川町ぶどう生産組合総会に併せて、事業報告を構成員および担い手に対して行い、産地の合意を得ている。

#### IV. 目指すべき産地の姿

##### 1. 目指すべき産地の理念

当地域のぶどうについては反収の低迷が続いている。要因として、樹の老木化、紋羽病等の発生等により樹勢が低下していることが挙げられる。併せて、生産資材価格の高騰や生産者の高齢化も進んでおり、大幅な生産拡大は難しい状況にあった。

一方、新規就農者が毎年続けて入植しており、若手生産者(青年部)で組織する作業受託組織が結成され、高齢農家の潜在的な労力不足により作業受託については堅調な流れとなった。また、青年部を中心とした新植、改植等に触発され、鈍調であった改植事業にも他生産者も取り組む方向に進んでおり、今後収量は増えていく見込みである。

産地の将来的な展望として、引き続き生産基盤の整備、省エネ資材等の導入、樹勢低下樹の改植等を進め生産性の向上を図ること。新規就農者の確保に向けた取組として育成講座、農林大学校と受入相談などを行う。しかしながら、受け入れ先として産地を考えた場合に、遊休ハウスについては、築 25 年以上のものが多く耐久性に問題があるため、産地全体の課題として、既存生産者の規模拡大を含め、新規就農者の受け入れ先としてリースハウス等の建設を早急に協議する必要がある。

##### 2. 人材戦略に関する事項

###### (1) 担い手の考え方

斐川町ぶどう生産組合員に該当するものとする。

###### (2) 担い手の数の剛票

令和 6 年度に担い手農家数 20 戸(現状と同規模栽培面積 450.0a)

	令和元年度(現状)		令和4年度(中間)		令和6年度(目標)	
	戸数	面積(a)	戸数	面積(a)	戸数	面積(a)
ぶどう	20	445.5	20	450.0	20	450.0

##### 3. 販売戦略に関する事項

###### (1) 消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

J Aしまね本部と連携し、県内の生産者代表者で組織する島根ぶどう取扱対策委員会の中で、市場関係者と協議を図りながら情報収集に取り組む。その市場を通じ小売店との島根フェアなどの販売促進活動などの販売企画を組み合わせながら販売ルートを形成する。

市場の中でも、売り場と生産者所得の安定化を目的として契約取引を実施する市場は、パートナー市場として位置づけ、優先的出荷、販売促進活動を重点的に取り組む。

更に、市場関係者、小売販売店のバイヤーを圃場へ案内し、ぶどう栽培についての知識を深め、販売戦略、方法を検討する場を設置する。

以下の項目について推進していく。

- ・デラウェアについては、J Aしまね本店(全県共販)との連携を基本とし、消費

地の動向や市場のニーズに基づいたものより、6月に需要最盛期を迎えることから、出荷ピークを6月上中旬に設定し、有利販売を図る。

- ・巨峰、ピオーネ、クイーンニーナについては、進物用の需要のある8月盆前のお荷を主とし、高単価商品作りに取り組む。
- ・シャインマスカットについても、栽培・販売環境を考慮し、ギフト需要に伴う高単価が維持できる8月盆前までの出荷量増加を目指すこととする。
- ・デラウェア大粒系品種(シャインマスカット、巨峰、ピオーネ、クイーンニーナ、神紅)といったぶどう栽培の複合経営に取り組むことにより、長期間のリレー販売を念頭に出荷を行い、島根ぶどうの売り場確保を図る。

## (2) 多様な販売ルートの確保に向けた取組

市場出荷のほかに、加工業務用として、島根ワイナリーと連携したワイン用デラウェアのお荷や、シャインマスカットにおいては、盆前にスイーツフェアや品評会関連のイベントPRを行い、定着・消費拡大を進める。

食育活動として、地元学校給食へぶどうを提供することや、農業学習の場を提供し、島根ぶどうの認知度を上げる活動に取り組む。

シャインマスカットの化粧箱を中心としたギフトカタログへの企画提案を早期から進め、安定的な売り場確保・価格向上を図る。

輸出については、島根ぶどう取扱対策委員会と連携し、輸出拡大について今後も積極的に取り組む。

## (3) 新たな流通体制の整備に向けた取組

これまでの調査で得られた市場要望に基づき、ダンボール出荷からリサイクル可能な「コンテナ出荷」や少量ニーズに対応した「1房2房パック規格」、進物需要に沿った「贈答用化粧箱」に取り組む。

島根ぶどうは春から秋の果実であり、中元需要には合致するが、年末需要には提供できない状態である。そこで、年末商戦の需要にシャインマスカットを対応し、販売期間の延長による知名度向上、生産者手取りの安定、向上を目的に、貯蔵販売を行い、新たな流通体制を構築する。併せて、抑制栽培の技術確立を図る。

## 4. 生産戦略に関する事項

### (1) 農地利用計画

遊休ハウス等の情報収集及び整理を行い、参入希望者への斡旋や貸借を促進する等、解消に努める。また、管内独自に実施している市・JA補助事業のハウス補修事業を活用し、ハウスの維持に努める。補修事業が活用できないハウスは廃園とし、高規格ハウスや状態がよいハウスは維持し、斡旋する。また、圃場条件が悪いハウスは圃場条件が良い圃場へ移築するなどし、ハウス資材の有効活用に努める。

### (2) 生産を振興する品目・品種

ぶどう「デラウェア(優良系統デラウェアを含む)」「シャインマスカット」「巨峰」

「ピオーネ」「クイーンニーナ」「神紅」とする。

### (3) 品目・品種別の生産目標、計画

- デラウェアは、県内のぶどう産地でも推進されている優良系デラウェアへの改植を進める。樹勢が基準を満たしている必要があるが、優良系デラウェアはGA1回処理によりGA処理作業が省力となり、裂果を減らし品質の安定を狙えるものである。
- また大粒品種では、県外市場においても上位県産に引けを取らない評価を獲得されている「シャインマスカット」と、収量、販売金額、品質の安定した巨峰、ピオーネ、そして、近年、人気の上ってきたクイーンニーナをはじめとした大粒系品種を普及・推進し、所得向上を図るために、改植、新植を進める。併せて、生産者や市場からの評判や期待の大きい島根オリジナル品種「神紅」については、高位平準化を目指す。

	令和元年度（現状）	令和4年度（中間）	令和6年度（目標）
ぶどう販売額（千円）	26,746	35,500	43,000

	令和元年度 （現状）	令和4年度 （中間）	令和6年度 （目標）
ぶどう栽培面積（a）	445.5	450	450
内デラウェア	147.1	150	150
内シャインマスカット	171.6	170	170
その他大粒系ぶどう （巨峰、ピオーネ、クイーンニーナ、神紅等）	126.8	130	130

### (4) 今後導入すべき新技術

デラウェアの生産量は老木化や樹勢の低下などにより、減少してきている。平成28年から大粒の系統を生産量回復の切り札として、本格導入された優良系デラウェアについては、樹勢が基準を満たしている必要があるが、GA1回処理によりGA処理作業が省力となり、裂果を減らし品質の安定を狙えるものである。しかしながら、優良系統の特性を生かす新技術の定着には時間を要する面もあるため、フォローアップによる安定生産技術の確立が必要である。また、燃油が高止まりし、経営を圧迫している現在、島根県オリジナルのEODヒーティング技術の開発により、省エネと樹勢維持、高品質果の安定生産を実現する。

大粒系では、島根県農業技術センターにて試験を行い、県内ぶどう栽培で導入している養液土耕栽培システムを取り入れた栽培の拡大を図る。これは、システムにより施肥とかん水を同時に行うため、肥料の利用率が高く、成分の流亡の少ない環境保全型栽培である。また、自動制御により、労働時間の短縮が図られ、樹勢制御や品質管理が容易になるものである。

シャインマスカットは、7月上旬から10月まで出荷されるが、特に、単価の高い盆

前出荷の作型を県として推奨している。しかし、この作型では成熟期が梅雨の寡日照と重なることが多く、糖度上昇の遅延があり、盆前に出荷出来ない問題が頻発している。そのため、盆前出荷の作型において、安定的に糖度上昇を促進する技術として挙げられているGA1回処理、新梢本数8本/m、副梢整理、スコアリングまたは環状はく皮を積極的に取り組む。

(5) 加工・業務用果実の生産・出荷目標、計画

他業種からの新商品開発の提案、試作等の取り組みに対しては、積極的な協同を行い、新たな需要の創出を図る。

5. GAPの推進

農産物をより安全に生産する手殺としてのGAP手法について、生産農家への啓発と普及・推進を図る。県版GAP『美味しまね認証』の取得にあたっては、関係機関で積極的にサポートを行う。

## J A 斐川町管内果樹振興協議会規約

### (趣旨)

第1条 「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日生産局長通知)に基づき、出雲市斐川町管内における果樹産地の目指すべき具体的目標を定めた「J A 斐川町管内果樹産地構造改革計画(以下「計画」と言う)」を策定し、推進するため、「J A 斐川町管内果樹振興協議会(以下「協議会」と言う)」を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、出雲市斐川町の果樹生産振興を目的として設置し、業務の適正な運営の実施を図る。

### (区域)

第3条 協議会の区域は、出雲市斐川町(J A しまね斐川地区本部管内)とする。

### (事業)

第4条 協議会の掌握事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画達成状況とその評価に関する事項
- (3) 計画の変更に関する事項
- (4) その他必要な事項

### (組織・構成)

第5条 協議会は、別表をもって構成し、必要に応じて関係機関の出席を求めることが出来る。

### (会長)

第6条 協議会に会長を置き、J A しまね斐川地区本部常務理事地区本部長がその業務を行う。

- (1) 会長に業務の不都合が生じたときは、会長が指名した者が代行する。

### (事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局をJ A しまね斐川地区本部営農部営農第二課に置く。

### (その他)

第8条 この規約に定めたもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会で定める。

### (附則)

この規約は平成23年10月から施行する。

本規約は平成28年3月1日改訂。

## J A 斐川町管内果樹振興協議会構成員

会長	J A しまね斐川地区本部常務理事地区本部長
購成員	島根県(東部農林振興センター出雲事務所)
	出雲市(斐川支所産業振興課)
	斐川町ぶどう生産組合
構成員(事務局)	J A しまね斐川地区本部(営農部営農第二課)

※その他役職については必要に応じ、協議によって定める。

# 果樹産地構造改革計画

令和2年3月

J Aしまね石見銀山地区本部管内果樹振興協議会

## I. はじめに

### 1. ア. 大田市の概要

大田市は東西に長い島根県の中央部に位置し、北は日本海に面し、南は国立公園三瓶山の麓にある。総面積 436.11km<sup>2</sup>、日本海から三瓶山麓地形は比較的緩やかで町南部は、中国山地の北部に当たる。

年平均気温は 15.1℃、年間降水量は 1,760mm と温暖な気候であるが、年間を通じて湿度が高く、日照時間も比較的少ない。

### 2. ぶどう産地の概況

大田市ぶどう生産組合は、大田市鳥井町の生産者を中心に昭和 40 年に発足したが、生産者の高齢化などにより、平成 21 年頃から出荷量と販売額の減少が続き、平成 27 年にはピーク時の半分まで落ち込んだ。しかし、平成 28 年に若手生産者が中心となって「大田市ぶどう産地ビジョン『目指せ！1 億円産地』」を策定し、様々な活動に取り組み、令和元年には過去 15 年で最高の販売額となるなど生産量も回復基調にある。

近年は、リースハウス事業を活用し、デラウェアやシャインマスカットの栽培面積が増加している他、神紅の試験および試作圃場の設置や優良系統デラウェアへの改植も積極的に取り組んでいる。

令和元年産 ぶどう栽培面積階層	栽培戸数および栽培面積	
	戸数 (戸)	栽培面積合計 (a)
10a 未満	4	15
10a 以上 20a 未満	1	13
20a 以上 30a 未満		
30a 以上 40a 未満		
40a 以上 50a 未満	1	41
50a 以上 60a 未満	1	53
60a 以上	4	363
合 計	11	485

注) 1 戸当たり平均栽培面積 44.1a

## II. 目標年次

本計画の目標年度は令和 6 年（5 年後）と定める。

計画の取り組み開始から 3 年経過した時点で、事務局と果樹振興協議会構成の関係者が協力しながら進捗状況を検証する。

なお、計画の見直し等については、3 年後の進捗検証に係わらず、適宜、協議等を開催し見直しを図ることとする。

## III. 産地の合意体制

平成 24 年 4 月に別紙をもって構成する「JA 石見銀山管内果樹振興協議会」を設立し、

この協議会によって産地の合意形成を図ることとしている。

#### IV. 目指すべき産地の姿

##### 1. 目指すべき産地の理念

個々の栽培技術の向上や経営力向上を図る一方、樹勢低下樹の改植を進め、生産基盤を整備し生産性の向上を図る。

また、リースハウス事業等を活用した生産規模の拡大や新規就農者の確保・育成に取り組み、将来的には現在の若手生産者らの協業化も図り、大田市ぶどうの新たな産地フォームを展開させる。

##### 2. 人材戦略に関する事項

###### (1) 担い手の考え方

大田市ぶどう生産組合員に該当するものとする。

###### (2) 担い手の数の目標

令和6年度において担い手農家数を12戸まで増加させる。

	令和元年度(現状)		令和4年度(中間)		令和6年度(目標)	
	戸数	面積 (a)	戸数	面積 (a)	戸数	面積 (a)
ぶどう	11	485	12	520	12	530

##### 3. 販売戦略に関する事項

###### (1) 消費者・実需者の需要を把握するための取組

J Aしまねの販売方針を基本とし、島根ぶどう取扱対策委員会の中で市場関係者との意見交換を行い実需者の需要を把握するための取組を行う。

その市場を通じ小売店との島根フェアや販売促進活動などの販売企画を組み合わせながら販売ルートを形成する。市場の中でも、売り場と生産者所得の安定化を目的として契約取引を実施する市場は、パートナー市場として位置づけ、優先的出荷、販売促進活動を重点的に取り組む。更に、市場関係者、小売販売店のバイヤーを圃場へ案内し、ぶどう栽培についての知識を深め、販売戦略、方法を検討する場を設置する。

以下の項目について推進していく。

- ・デラウェアにおいては、近年需要が高まっている「ゆる房」作りをはじめとする新たな商品づくりをすすめ、有利販売を図る。
- ・シャインマスカットの栽培を推進し、販売期間の長期化、リスクの分散化を図る。
- ・デラウェア、シャインマスカット、神紅、クイーンニーナ、巨峰、ピオーネの栽培による複合経営に取り組むことにより、長期間の出荷を図る。

###### (2) 多様な販売ルートの確保に向けた取組

市場出荷のほかに、贈答販売・ふるさと納税への提案、J A直売所等量販店への販売を進め生産者手取りの安定、向上を図ると共に、J A直売所での試食宣伝活動によ

る地産地消の取り組みの強化を図る。また、大田市と連携し食育教育の推進を図って行くため地元学校給食へ大田市産ぶどうを提供する。また、「マーケットイン」の視点から、地域商社と連携し販路の拡大や加工品等の商品開発を行い、ブランド化を図る。輸出についても、残留農薬基準の整理等を行った上でJAしまね本店等と連携して、試行的な取り組みを検討する。

### (3) 新たな流通体制の整備に向けた取り組み

これまでの調査で得られた市場要望に基づき、ダンボール出荷からリサイクル可能な「コンテナ出荷」や少量ニーズに対応した「1房2房パック規格」、進物需要に沿った「贈答用化粧箱」を取り組む。

## 4. 生産戦略に関する事項

### (1) 農地利用計画

ハウス等の情報収集及び整理を行い、希望者への斡旋や貸借を促進する等、遊休ハウスの解消に努め生産量の維持・拡大を図る。修復ができないハウスは廃園とし、高規格ハウスや状態がよいハウスを維持し斡旋する他、水田についても排水性を改善する小規模基盤整備とともにハウス建設を進め、生産規模の拡大や新規就農者の生産基盤の構築を図る。ただし、土壌改良が出来ない等の圃場条件の改善が見込めない圃場は、条件の良い圃場へ移築し、ハウス資材の有効活用に努める。

### (2) 生産基盤の向上

土づくりの実践と剪定等の栽培技術の向上による収量向上と加温作型増加による販売単価の向上による生産基盤の確立を図る。

### (3) 生産を振興する品目・品種

ぶどう「デラウェア（優良系統デラウェアを含む）」「シャインマスカット」「神紅」「クイーンニーナ」「巨峰」「ピオーネ」とする。

### (4) 品目・品種別の生産目標、計画

○デラウェアは島根県で推奨する「優良系統デラウェア」へ改植、新植を進める。この品種は、花穂が大きく、着蕾数も多く大粒であることから、ジベ処理の省力化が図られ、消費者ニーズにあったゆる房作りの高品質化が望めるものである。

○また大粒品種では、皮ごと食べられ食味が優れる「シャインマスカット」と、収量、販売金額、品質の安定した「クイーンニーナ」「巨峰」「ピオーネ」そして、市場からの評判や期待の高まっている島根県オリジナル品種「神紅」を普及・推進し、所得向上を図るために、改植、新植を進める。

【振興品種】

品種名	振興品種（改植）	振興品種（新植）
デラウェア（優良系統含む）	○	○
シャインマスカット	○	○
神紅	○	○
クイーンニーナ	○	○
巨峰	○	
ピオーネ	○	

【目標販売額】

	令和元年度 （現状：現況）	令和4年度 （中間）	令和6年度 （目標）
ぶどう販売額（千円）	40,000	60,000	72,000

【品種別構成面積計画】

	令和元年度 （現状）	令和4年度 （中間）	令和6年度 （目標）
ぶどう栽培面積（a）	485	520	530
デラウェア	216	231	231
シャインマスカット	138	158	158
神紅、巨峰、ピオーネ、クイーンニーナ	131	131	141

(5) 今後導入すべき新技術

デラウェアでは、島根県が推奨する優良系統の品種特性を活かして、超早期および早期加温の作型において、収穫期を遅延させることなく、且つ省エネ効果の期待される低夜温管理を実践する。一方で、普通加温以降の作型においてはジベレリン1回処理を実現させ、無種子化と果粒肥大を1回で終了させる新技術に取り組む。これは、労働時間の短縮が図られ、消費者ニーズの大粒でゆる房作りに取り組むことができ、更に面積を拡大していくことに有効である。

大粒系では、島根県農業技術センターにて試験を行い、県内ぶどう栽培で導入している溶液土公栽培システムを取り入れた栽培の拡大を図る。これは、システムにより施肥と灌水を同時に行うため、肥料の利用率が高く、成分の流亡の少ない環境保全型栽培である。また、自動制御により、労働時間の短縮が図られ、樹勢制御や品質管理が容易になる物である。

さらに、デラウェアおよび大粒系共通の新技術として、日没後にハウス内を一時的に通常よりも高い温度に昇温させることにより、その後低夜温で管理しても収量、品質を維持することが可能となる EOD(End Of Day)加温の導入や ICT および AI を活用したハウス内の温度や湿度、土壌水分等を複合的に制御するスマート農業を展開する。

## 5. GAPの推進

農産物をより安全に生産する手段としてのGAP手法について、生産農家への啓発と普及・推進を図る。

## J Aしまね石見銀山地区本部管内果樹振興協議会規約

### (趣旨)

第1条 「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日生産局長通知)に基づいてJ Aしまね石見銀山地区本部管内における果樹産地の目指すべき具体的目標を定めた「J Aしまね石見銀山地区本部管内果樹産地構造改革計画(以下「計画」と言う)」を策定し、推進するため、「J Aしまね石見銀山地区本部管内果樹振興協議会(以下「協議会」と言う)」を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、大田市の果樹生産振興を目的として設置し、業務の適正な運営の実施を図る。

### (区域)

第3条 協議会の区域は、大田市(J Aしまね石見銀山地区本部)とする。

### (事業)

第4条 協議会の掌握事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画達成状況とその評価に関する事項
- (3) 計画の変更に関する事項
- (4) その他必要な事項

### (組織・構成)

第5条 協議会は、別表をもって構成し、必要に応じて関係機関の出席を求めることが出来る。

### (会長)

第6条 協議会に会長を置き、J Aしまね石見銀山地区本部常務理事本部長が、その業務を行う。

- (1) 会長に業務の不都合が生じたときは、会長が指名した者が代行する。

### (事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局をJ Aしまね石見銀山地区本部生産販売課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めたもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会で定める。

(附則)

この規約は平成 24 年 4 月 10 日から施行する。

平成 26 年 11 月 18 日規約一部改正

平成 28 年 3 月 22 日規約一部改正

J A しまね石見銀山地区本部管内果樹振興協議会構成員

会 長	島根県農業協同組合石見銀山地区本部 常務理事本部 長
構成員	島根県（西部農林振興センター大田支所）
	大田市（農林水産課）
	大田市ぶどう生産組合
構成員(事務局)	島根県農業協同組合石見銀山地区本部生産販売課

※その他役職については必要に応じ、協議によって定める。

# 果樹産地構造改革計画

～次の世代に産地を引き継ぐために～

対 象 品 目  
ぶ ど う  
か き

2020年9月

益田地域果樹産地協議会

## 1. 産地の概要と現状

### 【益田市の概要】

益田市は、島根県の西端に位置し、総面積 73,319ha で、県全体の約 1 割を占めている。平成 16 年の市町村合併によって、益田市、美都町、匹見町が合併し、県内最大面積の益田市となった。

西は山口県と接しており、北は日本海を望み、南は中国山地に至る、山陰と山陽を結ぶ交通の要衝地である。

また、中国山地に源を発する一級河川高津川及び益田川が主要河川となり日本海に注いでおり、下流部には益田平野が三角州状に広がっている。特に美都地域、匹見地域では 9 割近くを山林が占め、急峻な山々に囲まれている。

平均気温は 15～16 度で、年間の降雨量は 1,500mm～1,700mm 程度となっている。積雪は平野部では対馬海流の影響を受け温暖で少なく、山間部でも近年は暖冬の傾向があり、降雪量も少ない。(益田市 HP より改変)

### 【ぶどう産地の概要】

大正時代から高津地区で栽培の始まった益田市のぶどうは、現在では国営農地開発地に栽培の中心を移し、島根県内でも比較的冬期の温暖な気候を活かしたデラウェアの早出し栽培を軸に、巨峰などの大粒系ぶどうやワイン原料ぶどうを組み合わせた大規模経営が行われている。

一方で、生産者の高齢化や後継者不足、施設の老朽化による生産農家の減少、近年の景気低迷による販売単価の下げ止まりなどにより栽培面積が減少し、産地規模の維持が難しい状況が続いている。

また、食品の安全・安心、高品質など消費者のニーズは多様化し、あわせて流通形態も多様化しており、従来どおりの生産・販売では産地を維持していくことが困難な状況となっている。

#### (ア)ぶどう農家戸数及び栽培面積

栽培面積階層	平成 30 年度		栽培面積階層	平成 30 年度	
	生産戸数 (戸)	栽培面積 (a)		生産戸数 (戸)	栽培面積 (a)
10a 未満	0	0	60a 以上 70a 未満	4	246.5
10a 以上 20a 未満	4	50.0	70a 以上 80a 未満	3	220.0
20a 以上 30a 未満	6	142.9	80a 以上 90a 未満	4	329.5
30a 以上 40a 未満	3	96.0	90a 以上 100a 未満	2	194.2
40a 以上 50a 未満	2	85.4	100a 以上	14	2,308.7
50a 以上 60a 未満	4	208.0	合計	46	3,881.2
			(戸あたり平均)	—	84.4

### 【柿産地の概要】

益田市には鎌手地区、津田地区といったおもに海岸部で古くから西条柿が散在しており、地場を中心に出荷されていた。益田地区国営開発事業で新たに造成された畑地に、昭和 56 年度から本格的に西条柿の植栽が始まった。当初は普通系品種のみの植栽であったので、他産地に比べ普通系の比率が高くなっている。園地は国営開発地がほとんどであるので、

傾斜が緩やかでかん水施設が整備されていることや、1戸あたりの栽培面積が広いことが特徴である。

しかしながら、柿栽培において単価の低迷や資材高騰・高齢化等により収益性低下を招いており、生産者の経営は厳しい条件下におかれている。平成29年度からは島根県統一あんぼ柿原料の西部拠点工場への供給を開始している。

(ア) 柿農家戸数及び栽培面積

栽培面積階層	平成30年度		栽培面積階層	平成30年度	
	生産戸数 (戸)	栽培面積 (a)		生産戸数 (戸)	栽培面積 (a)
10a 未満	2	12	80a 以上 90a 未満	3	248
10a 以上 20a 未満	6	88	90a 以上 100a 未満	0	0
20a 以上 30a 未満	8	200	100a 以上 120a 未満	4	411
30a 以上 40a 未満	7	234	120a 以上 150a 未満	2	272
40a 以上 50a 未満	7	298	150a 以上 200a 未満	1	154
50a 以上 60a 未満	4	206	200a 以上	1	300
60a 以上 70a 未満	1	67	合計	46	2,490
70a 以上 80a 未満	0	0	(戸あたり平均)	—	54

※戸数及び面積については実際に管理している生産者の数値とする

2. 産地の範囲

J Aしまね西いわみ地区本部管内とする。

3. 対象となる農家

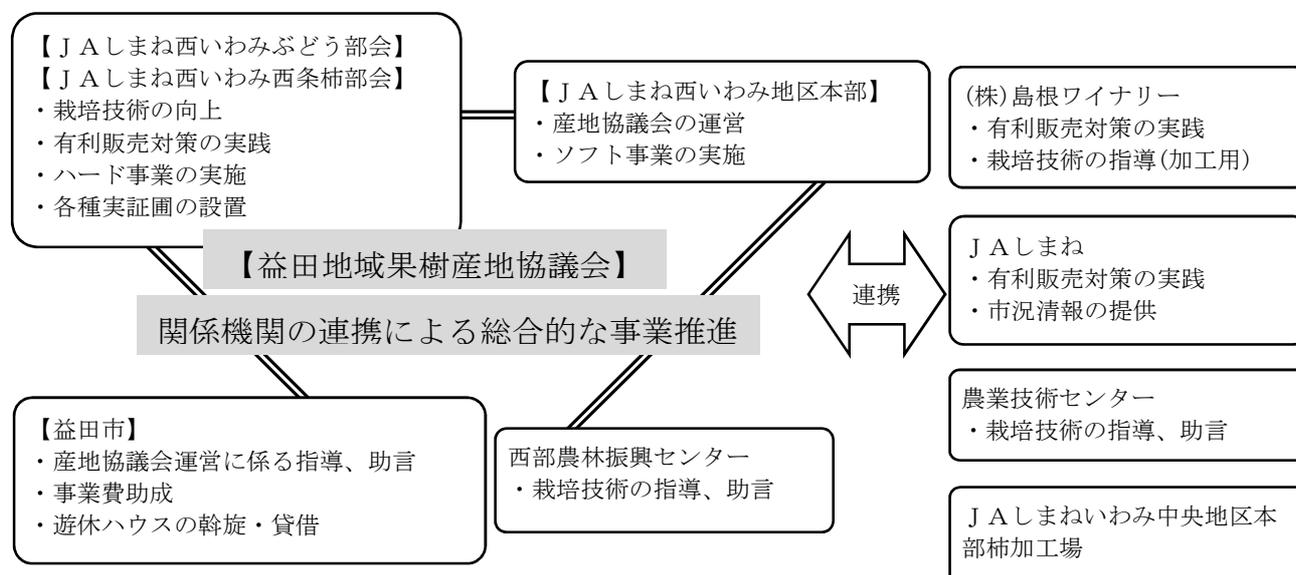
J Aしまね西いわみ地区本部管内の「ぶどう」、「柿」生産農家全戸とする。

4. 産地の合意体制

(1) 構成

別紙「益田地域果樹振興協議会規約」のとおり

【構成図と各構成機関等の役割】



## (2) 進捗状況の確認

本計画書の目標年度を令和6年(5年後)とし、計画の取り組み開始から3年経過した時点で、進捗状況について確認する。また、計画の見直し等については、3年後の進捗検証に係らず、適時、協議会等を開催して変更する。

なお、計画の日標年の1年前から次期計画についての検討を開始する。

## 5. 目指すべき産地の姿

### (1) 産地の理念

#### ア ぶどう

当ぶどう産地は、若手による新たな技術習得とベテランの熟練した技術の融合により、栽培技術が研鑽されている。また、1戸あたりの面積が約80aと県下でも広い栽培面積を有していることから、超早期、早期、普通加温等の作型やデラウェアの他、大粒系、加工用の多品種を導入しており、島根ぶどうを牽引している。

そこで、更なる個々の栽培技術や経営力の向上を図る一方で、樹勢低下樹の改植を進めるとともに、生産基盤の整備及び環境の改善により生産性の向上に努めていく。また、後継者不在の高齢栽培者が出現していることから、園地の流動化、継承により産地を維持・発展に取り組んでいく。

#### イ 柿

当柿産地は、県内でも有数の柿産地の一つではあるが、近年は生産者の高齢化に伴う労働力不足、発芽不良の発生や資材高騰等により収益性の低下を招いており、生産者の経営は厳しい条件下におかれている。そこで、収益性の向上のため、発芽不良樹の改植を進めるとともに低樹高化を推進し作業性の向上や高品質な果実生産を目指すとともに、労働力の確保や園地の遊休化防止のため流動化を推進していく。また、島根県統一あんぼ柿原料の供給体制の確立や地域独自の西条柿商品の安定生産等の多様な販売対策により、産地の維持を図る。

### (2) 人材戦略に関する事項

#### ア 担い手の考え方

当産地における担い手の考え方は、各生産組合員に該当するものとし、令和6年度までにぶどう担い手農家数45戸(同栽培面積3,880a)、柿担い手農家数45戸(同栽培面積2,300a)を維持する。

#### イ 担い手の数の目標

生産組合の組合員数を担い手数とし、次のとおり担い手数の目標値を設定する。

(単位:人)

	令和元年度 (現状)	令和3年度 (中間)	令和6年度 (目標)
ぶどう	46戸(2法人)	46戸(2法人)	45戸(2法人)
柿	49戸(3法人)	48戸(3法人)	45戸(3法人)

#### ウ 担い手の支援手段及び労働力の確保

後継者が確定していない農家が多いことを踏まえると、担い手を育成していくためには

新規参入者を確保することが最も重要となる。幸い当地域には農業系高等学校が存在していることから、高校在学中からぶどう・柿栽培に興味を持ってもらい、農林大学校等への入学者(卒業者)から新規参入者の確保に努める。

また、ぶどう・柿栽培では重要な作業が短期に集中するため確保すべき労働力には必然と制限がかかっていることから、比較的初心者でも問題のない作業において、益田市が実施しているサポーター派遣や福祉事業所との連携を図り臨時的な雇用労働力の確保を働きかける。

## エ 新規就農者数の目標

(単位:人)

	現状 (R1年)	3年後 (R3年)	5年後 (R6年)
ぶどう	1名	2名	2名
柿	0名	1名	1名

## オ 新規就農者の支援手段

国、県等の補助事業を活用して生産団地整備を進め、初期投資額の軽減を図るとともに植栽における経費や未収益期間経費等を支援し、安定経営を目指す。また、初期投資額の低減などを考え、第3者継承などを推進し、新規就農者が就農しやすい環境づくりを行う。就農希望者に対しては栽培農家の就農前研修や就農に向けての経営計画策定の支援を行う。そして、就農後の継続的な技術指導を実施する。

ぶどう部会には平成17年に発足した青年部があることから、年代の近い若い生産者とともに技術研鑽をすすめる。柿部会では、部会役員が栽培年数の少ない生産者のほ場を巡回し管理指導を行う。

## カ 担い手への園地集積・集約化、円滑な経営継承に向けた取組

離農等により廃園が見込まれる園地は、第3者継承を見据えた研修生や新規就農者へ優先的に情報提供する。または、規模拡大を目指す生産組合員に情報共有することで廃園を極力食い止める。

### (3) 流通販売戦略に関する事項

#### ア 消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

青果市場担当者を産地に招き意見交換を行う「産地ツアー」、大型量販店等での販売促進活動などにより消費者動向を把握し、消費者ニーズに応じた生産、販売を行う。

生食用ぶどうについては、当産地は、「島根ぶどう」としての全県共販体制のもと、出雲市に次ぐ産地規模を有し、一定の役割を担っている。今後もデラウェアを中心に、JAしまね(本店)のマネジメントによる販売戦略を基本路線としていくなかで、地区本部やぶどう部会青年部と連携を図り、関係市場や地元企業などと協力して、(地区本部独自パッケージの開発(「ぶちぶどう」ブランド)やこれまでなかったぶどう贈答用商品「3色詰め合わせぶどう」など)新たな商品提供や新たな販売チャンネルを開拓し、他産地との差別化を図っていく。

柿については、JAしまね(本店)と石見団地との連携を図り県統一の「こづち」として高付加価値化に取り組む。

また、JAしまねにおける西部地区のあんぽ柿製造拠点である浜田柿加工所に、安定し

た原料供給のため連携を図っていく。

#### イ 多様な販売ルート確保に向けた取組

##### ①食品産業を始めとする異業種との連携及び6次産業化の推進

J Aしまね(本店)の実施する消費宣伝活動に積極的に参加し、大消費地での消費拡大と同時に産地「益田」の知名度向上を図る。これに加えて、ぶどうでは地元スーパーを中心とした試食販売の実施や地区本部が実施する消費者招待会とタイアップした観光園の開設など、「ぶどうづくり」の現場を消費者に知ってもらう活動を通じて、益田の知名度向上を図る、

また、果物消費が減少している状況を打破するためには、幼少期から親しんでもらうことが重要であり、市内幼稚園や小学校などと連携し、食育活動の実践や地元学校給食への提供を行っていく。

##### ②果実加工品の生産

ぶどうでは、現在栽培しているワインやジュース等の加工用ぶどうにおいて、生産基盤の強化を図るとともに、市内飲食店や洋菓子店等とタイアップした商品開発を推進していく。また、柿では現在西いわみ地区で製造している干し柿(まる柿)のほか、平成29年度から本格的に始動した県統一あんぼ柿の原料柿の供給をし、西部拠点工場との連携を図っていく。

#### (4) 輸出戦略に関する事項

##### ア 輸出に関する基本的な考え方

「高品質でおいしい」といった高付加価値のあるぶどうや柿を台湾や香港などの富裕層に向け、輸送・貯蔵体制整備を整え、J Aしまね(本店)、J Aアグリしまねと連携して積極的に取り組んでいく。

##### イ 輸出促進に向けた取組

輸出にあたっては、相手国のニーズを把握するとともに、輸出相手国の検疫条件に加え農薬残留基準についてもクリアすることが必要であることから、国や関係機関と連携し、輸出相手国に対応した栽培基準を確立するとともに、流通関係者などと連携し、輸出に向けた取組みを推進する

#### (5) 新たな流通体制の整備に向けた取組

ぶどうでは、これまでの調査で得られた市場要望に基づき、J Aしまね(本店)と連携し段ボール出荷からリサイクル可能な「コンテナ出荷」や少量ニーズに対応した「1房2房パック規格」、進物需要に沿った「贈答用化粧箱」に取り組む。

## 6. 生産戦略に関する事項

### (1) 農地利用計画

当産地は、国営農地開発地で行われているため、農地の傾斜は5%未満と土地基盤の環境には恵まれている。

近年、ぶどうではハウス建設コストが高くなっており、既存遊休ハウスの有効利用は新

規参入や規模拡大には不可欠である。そこで、離農(廃業)予定者の使用ハウスを随時リスト化し、参入希望者への斡旋や貸借を促進する等、園地の流動化により現在の産地規模を確保する。一方で、JAが建設し生産部会へ使用を斡旋するリースハウス等の導入を進めることで、新規参入者等の確保に努めていく。柿では、農地中間管理機構を利用した改植や、園地の整備化を進め、園地の流動化を進める。

また、栽培環境の改善対策が困難な園地は廃園、遊休園地となって間もないまたは遊休予定園地においては、維持する園地として位置付ける。

**【園地面積の目標】**

	令和元年度 (現状)	令和3年度 (中間)	令和6年度 (目標)
ぶどう	38.8ha	40.0ha	41.0ha
柿	24.9ha	24.9ha	24.9ha

(2) 生産を振興する品目・品種

別表「益田地域果樹振興協議会の振興品目品種一覧」のとおりとする。

**【出荷量の目標】**

	令和元年度 (現状)	令和3年度 (中間)	令和6年度 (目標)
ぶどう	380.4t	380.4t	394.3t
柿	65.5t	70.0t	70.0t

ア ぶどう

①デラウェアにおいては、島根県で推奨する「デラウェア優良系統」へ改植、新植を進める。

この品種は、花穂は大きく、着蕾数も多く大粒であることから、ジベレリン処理の省力化が図られることが期待でき、消費者ニーズにあったゆる房作りの高品質化が望めるものである。

②大粒系では、皮ごと食べられ食味が優れるシャインマスカットと、収穫量、品質の安定した巨峰、ピオーネ、そして今後期待されるクイーンニーナへ改植、新植を進め収穫時期の延長により労力の軽減化、所得向上に繋げる。

③加工用ぶどうにおいては、供給先の(株)島根ワイナリーと連携を図り、既存の「甲州」、「マスカット・ベリーA」、欧州系の「ソービニヨン・プラン」、「メルロー」へ改植、新植を進める。

また、当産地は島根ワイナリーへの供給量の約8割を占めており、要望に応じて新たな品種に取り組む。なお、欧州系品種は降雨による病害に弱いため、トンネルメッシュの導入を推進し、生産量の安定化と高品質化を図る。

イ 柿

島根県が推奨する早生系の優良系統(遠藤系・鳥取2号)への高接ぎを推進することで、近年問題となっている発芽不良の対策や収穫時期を前倒しすることによる作業分散と収益性の向上を図る。また、園地の低樹高化を図り、作業性の向上と体力的負担を軽減することで高齢者にも栽培しやすい園地環境に整備する。柿の加工場整備や作業性の向上を図り

つつ消費者ニーズに対応した商品開発を行う。柿加工に適した系統の柿を推進し、皮むき加工にかかる作業を向上させ生産量の安定化を図る。

### (3) 今後導入すべき新技術

#### ア ぶどう

デラウェアでは、島根県が推奨する優良系統の品種特性を用いて、ジベレリン処理の1回処理を実現させ、無種子化と果粒肥大を1回で終了させる新技術について、農薬登録ができ次第取り組む。これは、労働時間の短縮が図られ、消費者ニーズの人粒でゆる房作りに取り組むことができ、更に面積を拡大していくことに有効である。

大粒系では、島根県農業技術センターにて試験を行い、県内ぶどう栽培で導入している養液土耕栽培システムを取り入れた栽培の拡大を図る。これは、システムにより施肥とかん水を同時に行うため、肥料の利用率が高く、成分の流亡の少ない環境保全型栽培である。また、自動制御により、労働時間の短縮が図られ、樹勢制御や品質管理が容易になるものである。

#### イ 柿

島根県が推奨する早生系の優良系統(遠藤系・鳥取2号)への高接ぎを推進し、園地の低樹高化を図り作業の省力化を目指す。ジョイント整枝などの管理作業省力化の取り組みについて検討・導入を行う。

### (4) 労働生産性の向上に向けた取組

乗用草刈機やスピードスプレーヤー等の導入や共同利用を進め、労働生産性の向上を図る。また、省力化や生産性向上に繋がるスマート農業等の新たな技術体系の情報収集に努めていく。

### (5) 生産資材の安定確保に向けた取組

安定的な苗木を確保するため、JAしまね(本店)ならびに種苗会仕から定期的に情報収集し、必要に応じて対策を講じる。

### (6) 加工・業務用果実の安定生産に向けた取組

ワイナリーへ供給する加工用ぶどうは、ワイナリーとの契約に基づき全量出荷を行う。また、生産量の安定を図るため、簡易雨避けハウス等の導入を啓発していく。

### (7) 自然災害等のリスクへの対応

農業者の経営安定を図る観点から、セーフティネット措置として、気象災害による減収を補てんする果樹共済や園芸施設共済等への加入を促進する。

気象災害以外の理由による収入減を補う収入保険制度についても加入を推進し経営安定を図る。

## 7. その他

### 【GAPの推進】

#### (1) 食の安全への取り組み

食の安全・安心に対する消費者の意識は近年ますます高まりを見せており、当産地が今後も消費者の信頼を得ていくために、より一層安全な農産物の出荷を心がけていくことが必要である。

このため、食の安全の観点から下記の点について重点的に取り組む。

- ①農薬、肥料の適正使用に努め、使用履歴等の記帳を徹底し、信頼される生産体制を構築する。
- ②収穫、調製、出荷の過程にかけて、異物混入など出荷物の安全を脅かすリスクの把握に努め、必要であればリスク減少のための対策をとり、安全なぶどうの出荷が継続できるよう努める。

## (2) 労働安全への取り組み

年間の農作業中の死亡事故は全国で400件に達しており、当産地も農作業事故のリスクと無縁ではられない。当産地が将来にわたり持続可能なものとなるためには、生産者一人ひとりが農業を持続できるよう安全に働ける農場づくりをする必要がある。

このため、作業者の安全の観点から下記の点について重点的に取り組む、

- ①生産者にとって危険な場所や危険な作業の把握に努め、事故防止のための対策をとることで安全に働ける環境づくりに取り組む、
- ②農薬を使用するときは、農薬のラベルの指示に従い適切な防護服を着用する。
- ③過重な労働は避ける、日ごろから健康管理に努める等により事故発生につながらないよう配慮して農作業を行う。

## (3) 環境保全への取り組み

地球の温暖化、地下水汚染などの環境問題が大きな社会問題となってきた、当産地が将来にわたり持続可能なものとなり、産地で生活する子どもたちに豊かな故郷を残していくためにも、これらの問題に配慮していくことが必要である。

このため、環境配慮の観点から下記の点について重点的に取り組む。

- ①土づくりを基本とし、土壌中の肥料分を考慮した適切な肥料の施用量に努める。
- ②加温機の定期的なメンテナンスや高性能加温機への更新により、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量を極力減らすとともに、二重被覆等効率的なハウス内暖房に止めて燃油消費量の節減に努める。
- ③病害虫の発生状況の観察により、適時・適量の農薬散布に努めるとともに、近隣への農薬飛散を防止する。
- ④環境農業規範の励行、ごみの減少、省エネに努める。

## (4) 人・農地プランとの連携

産地協議会は、人・農地プラン担当部局である益田市とも連携しながら、産地計画を策定するように努める。

## 別表

### 益田地域果樹振興協議会の振興品目品種一覧

#### ぶどう

- デラウェア
  - ・デラウェア
  - ・デラウェア優良系統
- 大粒系
  - ・シャインマスカット
  - ・巨峰
  - ・ピオーネ
  - ・クイーンニーナ
  - ・神紅
- 加工用ぶどう
  - ・甲州
  - ・マスカット・ベリーA
  - ・ソービニヨン・ブラン
  - ・メルロー
  - ・シャルドネ

#### 柿

- 西条柿優良系統(遠藤系・鳥取2号)
- 新品種(あんぽ柿優良系統等)

## 益田地域果樹振興協議会規約

### (趣旨)

第1条 「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日生産局長通知)に基づき、JAしまね西いわみ地区本部管内における果樹産地の目指すべき具体的な目標を定めた「益田地域果樹産地構造改革計画(以下、「計画」)という」を策定し、推進するため「益田地域果樹産地協議会(以下、「協議会」という)を設置する。

### (掌握)

第2条 協議会の掌握事項は次の通りとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の達成状況とその評価に関する事項
- (3) 計画の変更に関する事項
- (4) その他必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は別紙を持って構成し、必要に応じて関係機関の出席を求めることができる。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、JAしまね西いわみ地区本部長がその職務を行う。

- (1) 会長が事故あるときは、会長が指名した者がその職務を代行する

### (会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

### (事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局をJAしまね西いわみ地区本部営農経済部内に置く。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、協議会で定める。

### 附則

- 1 この規約は、令和2年3月1日から施行する。

別紙

会長	J Aしまね西いわみ地区本部長
構成員	島根県(西部農林水産振興センター益田事務所)
	公益財団法人しまね農業振興公社(農地中間管理機構)
	益田市(産業経済部農林水産課)
	J Aしまね西いわみぶどう部会
	J Aしまね西いわみ西条柿部会
事務局	J Aしまね西いわみ地区本部

# 果樹産地構造改革計画

令和4年1月

J A しまねいわみ中央地区本部果樹振興協議会

# 【目次】

1. 産地の概要と現状
  - (1) 浜田市の概要
  - (2) 江津市の概要
  - (3) 各品目の概要
  
2. 産地の範囲
  
3. 対象となる農家
  
4. 産地の合意体制
  - (1) 構成
  - (2) 進捗状況等の確認
  
5. 目指すべき産地の姿
  - (1) 産地の理念
  - (2) 人材戦略に関する事項
  - (3) 流通販売戦略に関する事項
  - (4) 生産戦略に関する事項
  - (5) 輸出戦略に関する事項
  - (6) 自然災害等のリスクへの対応に関する事項
  - (7) その他

(別添) JAしまねいわみ中央地区本部果樹振興協議会規約

## 1. 産地の概要と現状

### (1) 浜田市の概要

浜田市は、島根県西部に位置し、東西 46.4km、南北 28.1km の範囲に広がり、総面積 689.60km<sup>2</sup> と、大部分が丘陵地や山地で占めており、中国山地と日本海に囲まれた地形を有している。市には、浜田川、下府川、周布川、三隅川等の主要河川が流れており、水資源に恵まれ、河川の下流域には平地を形成し、市街地や農地が展開している。全体としてまとまった平地は少ないが、豊かな自然を有し多面的機能をもつ中山間地域に恵まれ、国土および環境の保全や地下水の酒養等に大きな役割を果たしている。気候については、平均気温は対馬海流の影響で 15.8℃、年間降水量は 1,663.8mm と県下では比較的温暖な地域である。

### (2) 江津市の概要

江津市は、島根県中央部よりやや西寄りに位置し、市の中央を中国地方随一の大河である「江の川」が南北に悠々と流れ、河口を中心として開けています。総面積は、268.51km<sup>2</sup> で、そのうち 79%を森林が占めている。また、耕地面積は 6.64km<sup>2</sup> で、そのうち 76%は水田が占めている。気候については、気温・降水量も穏やかで、山陰気候のなかでも比較的北九州気候に近く、冬季の積雪も少なく温和な気候である。平均気温が 15℃と温暖で、年間降水量 1,900mm 前後で、一部の山間地域を除いて積雪はほとんどない状況である。

### (3) 各品目の概要

#### ア 柿

##### (ア) 柿産地の概要

昭和 40 年代に三隅自治区では東平原地区を中心に「農業構造改善事業」、また昭和 50 年代に浜田自治区では美川地区を中心に「新農業構造改善事業」を導入し管内全域に西条柿の植栽が広まった。

その後、「浜田市西条柿生産組合」・「三隅町西条柿生産組合」が設立され、関係機関、生産者と連携を深めながら西条柿の生産振興・共同出荷に取り組んだ。平成 22 年には組織の活性化を目指し両組合が合併。新たに「いわみ中央西条柿生産組合」を設立した。

産地の現状として、浜田市内の西条柿は、生産量が県全体の 22.1% (H26、全農を通じ市場への販売量) で、県内第 2 位の産地である。しかしながら、西条柿栽培において単価低迷や資材高等・高齢化等により収益性低下を招いており、生産者の経営は厳しい状況下におかれている。

現状の産地を維持する為に、国営農地環境整備事業を導入した。最低限の基盤整備と担い手・新規就農者などの後継者対策に取り組む事が今後の課題である。

また、「あんぽ柿」(干し柿)は、甘さと食感で全国から引き合いが強くなっており、加工場の整備・作業性の向上等による増産体制を整えることが必要である。

◇地区別の会員戸数 (令和 3 年 1 2 月末現在)

【浜田地区】	35 戸 (うち法人 1 戸)
【三隅地区】	44 戸 (うち法人 1 戸)
合 計	79 戸

## (イ) 柿農家戸数及び栽培面積

令和3年 栽培面積階層	生産戸数	栽培面積 (a)
10a 未満	15	71.0
10a 以上 20a 未満	18	219.0
20a 以上 30a 未満	13	290.0
30a 以上 40a 未満	14	427.0
40a 以上 50a 未満	2	80.0
50a 以上 60a 未満	3	155.0
60a 以上 70a 未満	3	190.0
70a 以上 80a 未満	0	0.0
80a 以上 90a 未満	3	245.0
90a 以上 100a 未満	1	90.0
100a 以上 120a 未満	3	300.0
120a 以上 150a 未満	0	0.0
150a 以上 200a 未満	2	320.0
200a 以上	2	600.0
合計	79	2,987.0
(戸当たり平均)	—	37.8

## (ウ) 年齢別柿農家の担い手数

生産者の年齢階層	生産戸数	栽培面積 (a)
30 歳未満	0	0.0
30 歳以上 40 歳未満	0	357.0
40 歳以上 50 歳未満	1	50.0
50 歳以上 60 歳未満	3	541.0
60 歳以上 70 歳未満	20	1023.0
70 歳以上 80 歳未満	29	776.0
80 歳以上 90 歳未満	18	240.0
90 歳以上	8	50.0
合計	79	2,987.0
60 才以上の割合	94.8%	69.9%

平均年齢は78歳である。最も多いのが70歳以上80歳未満29名で、栽培面積の合計も全体の36.7%を占めている。

## イ ぶどう

## (ア) ぶどう産地の概要

浜田市のぶどう生産の歴史は古く、慶応年間に浜田市下府町の佐々木新三郎氏が‘甲州’ぶどうを植えたことに始まったと言われ、大正中期からは浜田市内で栽培されるようになり、島根県のぶどう栽培発祥の地ともなっている。昭和25年頃からは、農業構造改善事業等に取り組み、‘甲州’から‘デラウェア’へ移行し、浜田市を中心に本格的な栽培が始まり、昭和30年代には急速に栽培面積が拡大した。昭和37年からはハウス、加温施設化が進み生産量、販売量も年々増加し県内西部では有数の産地へと発展した。昭和45年には、下府地区・久代地区・唐鐘(国分)地区の3地区が合併し、「浜田市ぶどう生産組合」、平成14年には「金城町ぶどう生産者協議会」が設立された。令和3年には組織の活性化を目指し両組織が合併。新たに「いわみ中央ぶどう部会」を設立した。近年ではリースハウス事業へ取り組み、デラウェアをはじめ、大粒系ぶどう(ピオーネ・シャインマスカット・神紅等)にも力を入れ生産量と販売高の増加、生産面では、出荷・生産に係るコスト削減、新たな担い手の確保による産地の維持に併せ農家所得向上を目指している。

◇地区別の会員戸数（令和3年12月現在）

【浜田地区】	4名	【江津地区】	4名
【三隅地区】	1名	【金城地区】	20名
【金城地区】	1名	合 計	24名

※会員戸数は30戸（うち法人4名）

(イ) ぶどう農家戸数および栽培面積

栽培面積階層	令和3年度	
	生産戸数	栽培面積 (a)
10a 未満	7	42.55
10a 以上 20a 未満	12	173.61
20a 以上 30a 未満	5	134.0
30a 以上 40a 未満	2	72.8
40a 以上 50a 未満	3	132.5
50a 以上	1	108.16
合計	30	663.62
(戸当たり平均)	—	22.1

(ウ) 年齢別ぶどう農家の担い手数

生産者の年齢階層	令和3年度	
	生産戸数	栽培面積 (a)
30歳未満	1	18.0
30歳以上 40歳未満	4	83.9
40歳以上 50歳未満	5	141.12
50歳以上 60歳未満	1	27.2
60歳以上 70歳未満	5	159.76
70歳以上 80歳未満	8	97.75
80歳以上 90歳未満	6	135.89
合計	30	663.62
60才以上の割合	63%	59%

平均年齢は61歳である。最も多いのが60歳以上90歳未満19名で、栽培面積の合計も全体の59.2%を占めている。

ウ 梨

(ア) 赤梨産地の概要

浜田市旭町において農業振興を図り、定住対策の一環として過疎化の進行に歯止めをかけ、若者就業の場づくり、旭農業の中核となりうる生産性及び所得水準の高い農業経営を目指す目的として、昭和60年度より「農業構造改善事業」・「県営農用地開発事業」を活用し、旭町山ノ内地内77haの山林原野を旭町が全域買収し農地造成を行ない、新しい商品作物「赤梨」を導入した。

昭和60年度から昭和62年度にかけ4農家が入植し、昭和62年度から平成8年度にかけて3法人5農家が入植された。

現在では2法人6農家が「赤梨」栽培に取り組んでおり、産地の現状としては生産量、販売量について県内では有数の梨産地となっている。

しかし、近年では生産農家の高齢化が進んでいる状況であり将来の産地維持を見据え第三者継承も含めた担い手の育成・確保が早急に解決すべき課題となっている。

◇地区別の会員戸数(令和3年12月末現在)

【旭地区】 8戸

合計 8戸 ※会員数8戸(うち法人2戸)

(イ) 赤梨農家戸数および栽培面積

栽培面積階層	令和3年度	
	生産戸数	栽培面積 (a)
100a 未満	5	380.0
100a 以上 200a 未満	1	102.0
200a 以上 300a 未満	0	0.0
300a 以上 400a 未満	0	0.0
400a 以上 500a 未満	0	0.0
500a 以上 600a 未満	2	1,024.0
600a 以上 700a 未満	0	0.0
700a 以上 800a 未満	0	0.0
合計	8	1,506.0
(戸当たり平均)	—	188.3

(ウ) 年齢別赤梨農家の担い手数

生産者の年齢階層	令和3年度	
	生産戸数	栽培面積 (a)
30歳未満	0	0
30歳以上 40歳未満	0	0
40歳以上 50歳未満	1	86
50歳以上 60歳未満	1	74
60歳以上 70歳未満	2	137
70歳以上 80歳未満	4	1,209
80歳以上 90歳未満	0	0
合計	8	1,506.0
60才以上の割合	75%	89.3%

平均年齢は65である。最も多いのが60歳以上90歳未満6名で、栽培面積の合計も全体の89.3%を占めております。

## 2. 産地の範囲

島根県浜田市・江津市内とする。

## 3. 対象となる農家

島根県浜田市・江津市内「柿」、「ぶどう」、「赤梨」生産農家全戸を対象とする。

## 4. 産地の合意体制

### (1) 構成

別紙「JAしまねいわみ中央地区本部果樹振興協議会規約」のとおり

### (2) 進捗状況の確認

中長期的展望を踏まえた目標設定とするため、10年後の「目指すべき産地の姿」を念頭に、中間年である3年後及び対象期間の終了年である5年後の目標値を設定することとする。

## 5. 目指すべき産地の姿

### (1) 産地の理念

ア 柿

県内で2番目の西条柿産地であるが、生産者の高齢化や生産資材費の高騰により生産者所得が低下してきている。そこで、柿の中で最も美味しいといわれる西条柿を多くの消費者に提供するために、美味しい柿づくり、干し柿加工、消費拡大に取り組む。島根県全体であんぽ柿統一ブランドとして取り組んでおり、島根県西部の生産拠点として位置づけていく。

## イ ぶどう

県内では唯一のピオーネ産地として、高糖度で着色の良いピオーネ栽培を行っており、「ネット掛けピオーネ」など商品開発に取り組んでいる。産地規模拡大を進めるため、リースハウス事業など生産基盤を整備し、担い手を確保していく。また、新品種シャインマスカットなどとの複合経営を積極的に推進し、ぶどう産地の地位を固める。また、島根デラウェアの起源地でもあり、産地の起爆剤としてデラウェア優良系統への新植・改植を進め、デラウェア産地維持を図る。

## ウ 梨

主力品種の幸水、豊水を中心に栽培しており、県内有数の赤梨産地である。生産者の高齢化や果樹の老木化が進み生産力が低下してきている。そこで、新品種や若木への改植、新植を行う。品種構成を適正化させることにより、出荷期間を延長し労力分散を図り産地再生を目指していく。

### (2) 人材戦略に関する事項

#### ア 担い手の考え方

当産地における担い手の考え方は、各生産組合員に該当するものとし、令和8年度までに柿担い手農家数85戸(同栽培面積31ha)、ぶどう担い手農家数35名(同栽培面積7.3ha)、梨担い手農家数8名(同栽培面積15ha)を確保していく。

#### イ 担い手数の目標

生産組合の組合員数を担い手数とし、次のとおり担い手数の目標値を設定する。

	品目	現状(R3年)	3年後(R6年)	5年後(R8年)
担い手数	柿	79名(2法人)	80名	85名
	ぶどう	30戸(4法人)	35名(4法人)	35名(4法人)
	梨	8名(2法人)	8名(2法人)	8名(2法人)

#### ウ 担い手の育成・確保に向けた取り組み

国、県等の補助事業を導入してリースハウス、生産団地整備を進め、初期投資額の軽減を図るとともに植栽における経費や未収益期間経費等を支援し、安定経営をめざす。また、初期投資額の低減などを考え、第3者継承などを推進し、新規就農者が就農しやすい境づくりを行う。

さらに、果樹の栽培講座などを開催し新たな担い手を発掘し、就農希望者に対しては栽

培農家での就農前研修や就農に向けての経営計画策定の支援を行う。そして、就農後の継続的な技術指導を実施する。

	現状 (R3 年)	3 年後 (R6 年)	5 年後 (R8 年)
新規就農者数 (柿、ぶどう、赤梨)	1 名	6 名	1 1 名

#### エ 担い手への園地集積・集約化、円滑な経営継承に向けた取り組み

国、県等の補助事業を導入してリースハウス等による生産団地化を進め、併せて、遊休農地、荒廃地の有効利用を図る。また、農地中間管理機構を利用した改植や、園地の整備化を進め、園地の流動化を図るとともに、栽培環境の改善対策が困難な園地は廃園とする。

	品目	現状 (R3 年)	3 年後 (R6 年)	5 年後 (R8 年)
園地面積	柿	29.8ha	31.0ha	31.0ha
	ぶどう	6.6ha	7.3ha	7.3ha
	赤梨	15.0ha	15.0ha	15.0ha

#### オ 雇用労働力の確保に向けた取り組み

機械の共同利用等によるコスト削減、高性能機械の導入による省力化、規模拡大に伴う植栽等をすすめるために国または県・市の補助事業を導入する。また、作業が集中する時期の労力軽減を図るためにボランティア募集やサポート体制を確立して労働力を確保する。

### (3) 流通販売戦略に関する事項

#### ア 消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

青果市場担当者を産地に招き意見交換を行う「産地ツアー」、大型量販店や「ピオーネ祭り」といった地元での販売促進活動などにより消費者動向を把握し、消費者ニーズに応じた生産・販売を行う。また、果樹出前授業や学校給食への供給により子供達への果樹産地の意識付けを行うとともに、ふるさと寄付などインターネットを活用した販売促進を行い、浜田市の3果樹として全国に情報を発信していく。

○柿の販売時期は10～12月

○ぶどうの販売時期は7～10月

○赤梨の販売時期は8～12月

#### イ 多様な販売ルートの確保に向けた取組

消費者ニーズに応じた生産・販売に向けて、ぶどうではピオーネやシャインマスカットなどの加温技術や冷蔵貯蔵などにより出荷期間の早期化・延長化を目指す。梨では早期出荷可能な品種を導入し、新たな販路を拡大していく。柿では、島根県西部の県統一あんぼ柿の拠点として県統一ブランドとして高付加価値化に取り組む。また、ぶどう、赤梨では既存の観光農園・体験農園をさらに充実拡大しPRを行う。

#### (ア) 食品産業を始めとする異業種との連携

地産地消または食育活動として、地元加工業者への供給や学校給食の推進を図る。コン

ビニエンスストアなどの新たな販路流通チャネルを開拓し、販路拡大していく。

#### (イ) 果実加工品の生産

現在のあるぼ柿製造方法とは違った棚式乾燥機によるあるぼ柿生産を行うことにより、低コストで多量にあるぼ柿が製造できるようになる。加工原料の安定確保が課題となるので周辺産地との連携を行う。販売については、県下統一あるぼ柿としての出荷を目指す。

加工・業務用果実の生産・出荷目標、計画

	現状 (R3 年)	3 年後 (R6 年)	5 年後 (R8 年)
あるぼ柿出荷量	28 万個	30 万個	30 万個

#### (ウ) 6 次産業化の推進

生産者の所得向上並びに生果の価格安定のため、あるぼ柿製造拠点として生産拡大に取り組む。また、ぶどうでは既存のピオーネジャム製造の充実拡大に努める。

#### (エ) ブランド化の推進

浜田市の顔となる西条柿、ぶどう、赤梨の共通パッケージ商品の開発やそれぞれの新たな加工品開発により浜田市の共通ブランドを確立する。

また、西条柿では県下統一あるぼ柿として島根県ブランドとして西部の拠点として取り組んでいく。

#### ウ 流通の合理化に向けた取組

柿では、2カ所あった選果場を平成 27 年度に統合して新たな選果機を導入、さらに加工場を平成 29 年に新設したところである。加工場を新設したことにより、あるぼ柿生産量は約 28 万個(令和 3 年)に増加し、今後、約 30 万個の生産体制(令和 8 年)を目指していく。このあるぼ柿の原料を安定的に確保していくため、新たな選果場および加工場を活かしたより効率的かつ広域的な集出荷体制の確立を図る。

#### (4) 生産戦略に関する事項

##### ア 生産を振興する品目・品種

##### (ア) 柿

優良品種として西条柿優良系統(遠藤系・出雲大玉・鳥取 2 号)および輝太郎、太天とする。

##### (イ) ぶどう

優良品種としてピオーネ、デラウェア、デラウェア優良系統、シャインマスカット、クイーンニーナ、神紅、マイハート、瀬戸ジャイアンツとする。

##### (ウ) 梨

優良品種を幸水、豊水、新高、新興、愛宕、香麗、あきづき、甘太、はつまる、王秋とする。

イ 品目・品種別の生産目標、計画

(単位:t)

	品目	現状(R3年)	3年後(R6年)	5年後(R8年)
出荷量	柿	144.7t	200.0t	200.0t
	ぶどう	17.3t	38.0t	38.0t
	梨	80.0t	180.0t	180.0t

(ア)柿

スピードスプレイヤーなどの大型機械や高性能機械の導入による労力軽減や矮性台木を導入し低樹高化を図ることで高齢者に対応した省力化技術の推進を図る。販売対策として県下統一あんぽ柿加工を取り組み、新たな販路拡大や農業経営を安定化させる。また、新たな担い手確保、生産基盤の整備に向けて西条柿生産団地に取り組む。

(イ)ぶどう

消費者の需要に対応するために、産地規模の拡大が必要である。このため、栽培者数、栽培面積を増加させるためリースハウス事業に取り組む。

生産者の所得向上、労働の平準化と既存生産者の規模拡大を目的に作型を早期化させる加温栽培技術に取り組み、出荷期間の延長を目的に冷蔵貯蔵販売に取り組む。

(ウ)梨

改植、補植により既存品種の若返りを図り、収益性・作業性の改善を目的に品種構成を適正化する。また、改植等による未収益期間年数の縮小を目的にジョイント仕立てなど早期成園化技術に取り組み、生産量を確保していく、

ウ 労働生産性の向上に向けた取組

優良品目・品種への転換に併せて、作業同線の単純化、機械作業体系の導入が容易であり、後継者へ新規就農者等の新たな担い手確保につながる省力樹形の導入を推進する。なお、資材や設備の導入にあたっての初期コストの上昇等の課題があることから、これらをふまえたうえで、産地に合った省力樹形体系の導入を進める。

エ 生産資材の安定確保に向けた取組

省力樹形の導入していくうえで、安定的な各果樹苗木の生産・供給体制を整備・確保する必要がある。このため、果樹産地と苗木産地との連携強化を図り、需要に応じて計画的かつ安定的に苗木を生産する仕組みを整備していく。また、肥料、試薬等、生産に必要な資材についても、必要に応じ安定的に供給できる体制も併せて整備していく。

オ 今後導入すべき新技術

(ア)柿

優良系統等の新植、改植により園地の若返りを図り、島根県農業技術センターで研究中の柿の綾性台木を導入することにより作業性の向上を図る。さらに、ジョイント仕立てについては改善の余地があり技術改善が必要であるが、さらに技術改善を行いつつ培面積を拡大して行く。

#### (イ)ぶどう

ピオーネ、シャインマスカットではジベレリンの1回処理が行われ、省力化が進むため、更なる普及を図り新植、改植を行う。また、島根県において加温栽培技術は確立されているが、当産地の気候にあった加温技術の改善を図るとともにデラウェアでは優良系統への新植、改植を推進し、島根県農業技術センターで研究中の改良式短梢せん定を導入することにより作業性向上に努める。さらに、養液土耕栽培システムを導入し肥料利用率が高く成分流亡の少ない環境保全型栽培を目指す。

#### (ウ)梨

新植・改植時にはジョイント仕立てを行うことにより省力化を図り、技術導入を検討する。また、樹の伐採・改植等による生産量を減少させないように早期更新技術(高接ぎ)を図る。また、新植・改植により作業性や所得向上に向けて園内の若返り、香麗等早生系品種あきづき、甘太、王秋などの良食味品種を導入し品種構成を適正化して行く。

### (5) 輸出戦略に関する事項

#### ア 輸出に関する基本的な考え方

人口減少等により国内市場が縮小するなか、輸出の拡大を図る必要がある。「食べやすくおいしい」といった高付加価値のあるぶどうや柿を台湾や香港などの富裕層に向けて販売するため、輸送や冷蔵貯蔵方法の開発に取り組む。

#### イ 輸出促進に向けた取組

産地単独の取り組みではなく、県全体等の広域での取り組みとして、進めていく。西条柿については、JAを中心に輸出を進めており、本産地も参画し広域で連携して輸出に取り組んでいる。他の品種についても、広域での取り組みを推進していく。

### (6) 自然災害等のリスクへの対応に関する事項

#### ア 産地において特に対応すべきリスクとその対応方針

近年、豪雨、台風、豪雪等による大規模な自然災害が頻発しており、果樹園地の広範囲に及ぶ浸水、土砂の流入や、豪雪によるハウス倒壊等の被害が発生している。さらに、園地が中山間地域に存在するため、4月から5月にかけて凍霜による被害が発生している。これらの災害、被害の教訓を最大限生かした予防的対応と発生後の迅速な対応ができるよう、体制を整備していく。

また、野生鳥獣による被害も増加していることから、侵入防止対策等の対策にも関係者が一体となって進めていく。

イ 農業保険法に基づく収入保険や果樹共済といったセーフティネットへの加入促進に関する方針

自然災害等へのリスクの備えとして、収入保険、果樹共済への加入を推進している。

温暖化等の影響によると思われる気象変動、凍霜による被害等への対策、さらに鳥獣被害防止に対する対策について関係者と一体となって支援を行う。

(7) その他

ア GAPの推進

生産者を対象に研修会を開催しGAPについての啓発と普及、推進に努める。

イ 進捗状況の確認

定期総会にて、取り組みの進捗状況を検証し、必要に応じて見直し改善を図る。

## 6. 人・農地プランとの連携

産地協議会は、地域における農業の将来のあり方を明確にするため、人・農地プラン担当部局である浜田市、江津市と連携しながら、産地計画を策定するよう努める。

# J Aしまねいわみ中央地区本部果樹振興協議会規約

## (趣旨)

第1条 「果樹産地構造計画について(平成17年3月25日生産局長通知)」に基づき、J Aしまねいわみ中央地区本部管内における果樹産地の目指すべき具体的な目標を定めた「J Aしまねいわみ中央地区本部果樹産地構造改革計画(以下、「計画」という)」を策定し、推進するため「J Aしまねいわみ中央地区本部果樹産地協議会(以下、「協議会」という)」を設置する。

## (掌握)

第2条 協議会の掌握事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の達成状況とその評価に関する事項
- (3) 計画の変更に関する事項
- (4) その他必要な事項

## (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関をもって構成し、必要に応じて関係機関の出席を求めることができる。

## (会長)

第4条 協議会に会長を置き、J Aしまねいわみ中央地区本部長がその職務を行う。  
2 会長に事故あるときは、会長が指名した者がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

## (事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局をJ Aしまねいわみ中央地区本部営農経済部特産課内に置く。

## (その他)

第7条 この要領に定めたもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会で定める。

## (附則)

この要領は、平成29年4月18日から施行する。

この要領は、令和元年6月28日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別 表)

機 関
島根県(西部農林水産振興センター)
公益財団法人しまね農業振興公社(農地中間管理機構)
浜田市(産業経済部)
江津市(農林水産課)
島根県農業共済組合 石見支所 浜田事務所
いわみ中央西条柿生産組合
いわみ中央ぶどう部会
旭町梨生産組合
J Aしまねいわみ中央地区本部

# 果樹產地構造改革計画

令和3年7月

雲南市果樹生産振興協議会

## I. はじめに

### 1. 雲南市の概要

雲南市は、島根県の東部に位置し、松江市、出雲市、飯南町、奥出雲町と隣接し、南部は広島県庄原市に隣接している。市の南部は毛無山(1,062m)を頂点に中国山地に至り、北部は出雲平野に続いていることから、市の南北で標高差が大きい。市内には、斐伊川本流と支流の赤川・三刀屋川・久野川、その他の支流である阿用川、吉田川などが流れている。

総面積は 553.4km<sup>2</sup> で島根県の総面積の 8.3%を占め、その大半が林野であり年間降水量は約 1,700mm から 1,900mm 程度。冬季には北部でも降雪があり、南部や大東町、木次町の山間部等では降霜や積雪により農作物や交通へ影響が生ずることもある。雲南市にはヤマタノオロチ伝説で知られている斐伊川が流れ、各地に神話や伝説、神楽などが伝承されており、加茂岩倉遺跡をはじめとした多くの遺跡や古墳が発掘されている。

### 2. ぶどう産地の概況

雲南市は昭和 50 年頃より本格的なぶどう栽培（デラウェア主体）が始まり、昭和 53 年には三代地区ぶどう生産組合が朝日農業賞を受賞するなど県内でも有数の産地化が図られた。その後、巨峰・ピオーネ等の大粒系品種が導入され、平成 10 年には、ワイナリー（有限会社奥出雲葡萄園）によるワイン用品種の栽培も始まり、全国でもその品質は高い評価を受けている。

また三刀屋では、アルギット農法を取り入れた高品質なぶどう作りが行われ、JAしまね雲南果樹技術指導センターでは中山間地に適した果樹の栽培研究や経営実証に力を注いでいる。

しかしながら、高齢化やハウスの老朽化等により、農家及び栽培面積は 12 年前（平成 20 年、農家 51 名、栽培面積 1,141a）より減少しており、担い手の育成が急務である。そうした状況の中、近年、企業参入によるぶどう栽培の経営継承や認定就農者も誕生してきており、現在、生産者、関係機関が一体となり、雲南市ぶどう産地活性化を目指して、新規就農者の確保・育成、ハウス修繕による基盤整備を検討している。また、JAしまね雲南果樹技術指導センターを活用してシャインマスカット、神紅を改植し、新規就農者の受入を関係機関と連携して行う。

令和 2 年産 ぶどう栽培面積階層	栽培戸数および栽培面積	
	戸数 (戸)	栽培面積合計 (a)
10a 未満	3	18.0
10a 以上 20a 未満	6	72.4
20a 以上 30a 未満	5	114.4
30a 以上 50a 未満	4	153.5
70a 以上	2	423.1
合 計	20	781.4

注) 1 戸当たり平均栽培面積 39.07a

## II. 目標年次

本計画の目標年度は令和7年(5年後)と定める。

計画の取り組み開始から3年経過した時点で、事務局と雲南市果樹生産振興協議会の関係者が協力しながら進捗状況を検証する。

なお、計画の見直し等については、3年後の進捗検証に係わらず、適宜協議等を開催し見直しを図ることとする。

## III. 産地の合意形成

令和3年4月に別表をもって構成する、雲南市果樹生産振興協議会を設立し、協議産地合意形成を得るとする。

## IV. 目指すべき産地の姿

### 1. 目指すべき産地の理念

当地域のぶどうについては、高齢化が進んでおり、中核的ぶどう農家は少なく、産地のけん引役となる認定農業者も少ない状況である。今後は、土壌改良による反収向上、シャインマスカット、神紅、ワイン用品種による販売規模拡大を図り、生産者の後継者確保を積極的に行うとともに、新規栽培農家の掘り起こしを図る。また、かん水施設(パイプライン)の整備された国営開発農地や水田転作による新品種の新植・改植を積極的に行い、農地の有効利用を進める。

産地の将来的な展望として、認定農業者の育成を図るとともに、樹勢の低下した樹木の改植等を進め生産性の向上を図る。また、新規就農者の確保に向けた取組としてJAしまね雲南果樹技術指導センターを活用した新規就農者の育成などを行う。産地全体の課題として、既存生産者の規模拡大を含め、新規就農者の受け入れ先としてリースハウス等の建設を早急に協議する必要がある。

### 2. 人材戦略に関する事項

#### (1) 担い手の考え方

雲南管内ぶどう生産組合(別表)に該当するものとする。

#### (2) 担い手の数の目標

令和7年度に担い手農家を2名増やす。

	令和2年度(現状)		令和5年度(中間)		令和7年度(目標)	
	戸数	面積(a)	戸数	面積(a)	戸数	面積(a)
ぶどう	20	781.4	20	845.4	22	837.0

#### (3) 担い手の支援手段及び労働力の確保

当地域のぶどう農家は高齢化が進んでいるため、ぶどうの生産を続けるためには若い担い手の確保をすることが最も重要となる。そのためにも、ぶどうに興味を持ってもらう取組を行い、新規就農者でもぶどう栽培がしやすい栽培技術(短梢栽培、GA1回処

理等)を取り入れて、担い手確保に努める。

また、ぶどう栽培では重要な作業が短期に集中するため確保すべき労働力には必然と制限がかかっていることから、比較的初心者でも問題ない作業においては、農業参入企業との連携を図り臨時的な雇用労働力の確保を行う。

### 3. 販売戦略に関する事項

#### (1) 消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

雲南市では共販出荷・農産物直売所を中心に多種多様な農作物が栽培販売されている。その中でも、昼夜温度差の高い当地域の特色を活かしたぶどうは高品質な事から高い評価を得ているものの、その生産量が少なく、また、販売期間も短いため年間にわたって多種の販売が望まれている。そこで「新鮮、安全、美味しい」をキーワードにしながらシャインマスカットやクイーンニーナ等の無核大粒ぶどうを中心にぶどうの生産拠点づくりを目指して行く。

また、規模拡大による認定農業者や新規就農者の育成を図る中で、シャインマスカットを中心としたJA共販による出荷体制を整備する。

- ・ピオーネ、巨峰については、着色良好なぶどうを進物販売による有利販売に取り組みとともに直売所での地元販売を行う。
- ・シャインマスカットについても、消費者ニーズに合った高糖度のぶどうを進物販売やJA共販による高値販売に取り組み。
- ・新品種(クイーンニーナなど)は、中山間地域の気候を活かし着色に優れ、高糖度のぶどうを直売所中心に消費者ニーズを広げ、JA共販による販路拡大を図る。
- ・島根県オリジナル品種「神紅」は、現在、2戸の生産者が栽培しており、担い手を中心に面積拡大を図り、産直直売所の集客品目として贈答用を中心に販売していく。
- ・雲南市には、ワイナリー(奥出雲葡萄園)があり、ギフト販売やレストランでの地元食材を使用したこだわりメニューの人气が高く、今後、ワイン用品種の面積拡大による加工販売も増やしていく。

#### (2) 多様な販売ルートの確保に向けた取組

市場出荷を中心に行うとともに、産直販売により地元の消費拡大を図る。また、食育活動として地元学校給食へのぶどう提供や農業体験学習の場づくりを行い、雲南市のぶどうの認知度を上げる活動に取り組む。

#### (3) 新たな流通体制の整備に向けた取組

現在、中元需要には巨峰などで対応できているが、年末需要には提供できない状態である。そこで、年末商戦の販売商品としてシャインマスカットの貯蔵販売を行い、販売期間の延長による知名度向上、生産者手取りの安定、向上を目的に、新たな流通体制を構築する。併せて、シャインマスカットの抑制栽培の技術確立を図る。

### 4. 生産戦略に関する事項

#### (1) 農地利用計画

国営開発農地を活用し、ハウス整備維持に努める。使用可能な遊休ハウスの情報収集と整備を行い、参入希望者への斡旋や貸借を促進するなど、解消に努める。また、新規就農者の確保を目指し、水田を活用した作業効率の良い団地化づくりを検討する。

(2) 生産を振興する品目・品種  
ぶどう (別紙添付)

(3) 品目・品種別の生産目標、計画

- デラウェアは、県内のぶどう産地でも推進されている優良系統デラウェアの新植を進める。優良系統デラウェアはGA2回処理からGA1回処理が可能となり、労働生産性の向上と規模拡大を図る認定農業者の作型分散が可能となる。
- また、大粒系品種は中山間地域の気候を活かしたぶどう栽培を行うとともに、将来的には島根県オリジナル品種「神紅」の面積拡大を行う。

	令和2年度 (現状：現況)	令和5年度 (中間)	令和7年度 (目標)
ぶどう販売額 (千円)	25,000 千円	26,000 千円	30,000 千円

	令和2年度 (現状)	令和5年度 (中間)	令和7年度 (目標)
ぶどう栽培面積 (a)	781.4	845.4	837.0
シャインマスカット	101.5	107.5	115.5
巨峰・ピオーネ	113.4	113.4	79.0
デラウェア	11.0	11.0	8.0
その他大粒系ぶどう (クイーンニーナ、神紅等)	555.5	613.5	634.5

(4) 今後導入すべき新技術

雲南市においては、養液土耕栽培システムを取り入れた栽培は中核的農家1戸で行われているが、今後は比較的大きな規模農家 (30a 以上) において県内ぶどう栽培で導入している養液土耕栽培システムを取り入れた栽培の拡大を図る。

これは、システムにより施肥とかん水を同時に行うため、肥料の利用率が高く、成分の流亡の少ない環境保全型栽培である。また、自動制御により、労働時間の短縮が図られ、樹勢制御や品質管理が容易になるものである。

(5) 加工・業務用果実の生産・出荷目標、計画

現在町内の洋菓子店でシャインマスカット使ったスイーツが販売されているが、今後

は新商品開発の提案、試作等の取り組みを行い新たな需要の創出を図る。

#### (6) 輸出版売への対応

シャインマスカットのJ A共販の輸出を積極的に取り組むとともに、島根オリジナル品種の神紅やシャインマスカット、クイーンニーナ等の複数品種の箱詰め出荷を検討する。

#### 5. 自然災害等のリスクへの対応

農業者の経営安定を図る観点から、セーフティネット措置として、気象災害による減収を補てんする果樹共済や園芸施設共済等への加入を促進する。また、気象災害以外の理由による収入減を補う収入保険制度についても加入を促進し経営安定を図る。

#### 6. 人・農地プランとの連携

雲南市果樹生産振興協議会は、地域における農業の将来の在り方を明確化するため、人・農地プランの事務局である雲南市とも連携しながら産地計画を策定するように努める。

# 雲南市果樹生産振興協議会規約

## (趣旨)

第1条 「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日生産局長通知)に基づき、雲南市における果樹産地の目指すべき具体的目標を定めた「雲南市果樹生産振興協議会計画(以下「計画」と言う)」を策定し、推進するため、「雲南市果樹生産振興協議会(以下「協議会」と言う)」を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、雲南市の果樹生産振興を目的として設置し、業務の適正な運営の実施を図る。

## (区域)

第3条 協議会の区域は、雲南市管内とする。

## (事業)

第4条 協議会の掌握事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画達成状況とその評価に関する事項
- (3) 計画の変更に関する事項
- (4) その他必要な事項

## (組織・構成)

第5条 協議会は、別表をもって構成し、必要に応じて関係機関の出席を求めることが出来る。

## (会長)

第6条 協議会に会長を置き、JAしまね雲南地区本部長がその業務を行う。

2 会長に業務の不都合が生じたときは、会長が指名した者が代行する。

## (事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局をJAしまね雲南地区本部営農部営農指導課内に置く。

## (その他)

第8条 この規約に定めたもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会で定める。

## (附則)

この規約は令和3年4月1日から施行する。

別表

雲南市果樹生産振興協議会構成員

会 長	J Aしまね雲南地区本部長
構成員	島根県（東部農林水産振興センター雲南事務所雲南地域振興第二課）
	島根県雲南市（農林振興部農政課）
	J Aしまね雲南地区本部（中央営農経済センター）
	三代地区ぶどう生産組合
	木次町ぶどう生産組合
	三刀屋町ぶどう生産組合
	J Aしまね雲南果樹技術指導センター
構成員(事務局)	J Aしまね雲南地区本部（営農部営農指導課）

※その他役職については必要に応じ、協議によって定める。

(別表)

雲南市果樹生産振興協議会の振興品目品種一覧表

品目	振興（改植）品種	新植対象品種
ぶどう	デラウェア （優良系統デラウェアを含む） シャインマスカット 巨峰 ピオーネ クイーンニーナ マイハート 神紅 シャルドネ ソービニヨンブラン カベルネソービニヨン ブラックペガール 小公子 セイベル 国豊3号 岩木山ヤマブドウ	デラウェア （優良系統デラウェアを含む） シャインマスカット 巨峰 ピオーネ クイーンニーナ マイハート 神紅 シャルドネ ソービニヨンブラン カベルネソービニヨン ブラックペガール 小公子 セイベル 国豊3号 岩木山ヤマブドウ



# 果樹産地構造改革計画

令和3年8月

奥出雲町果樹生産振興協議会

## I. はじめに

### 1. 奥出雲町の概要

仁多郡奥出雲町は、島根県の東南端にあり、中国山地を隔て広島県と鳥取県に隣接している。周囲を 1,200m 前後の船通山や吾妻山、鯛ノ巣山などに囲まれ、農地の標高は 200～800m に点在している。

総面積は 368.01km<sup>2</sup> で面積の約 83%を森林が占めており、年平均気温は 12.1℃、年間降水量は 1,741mm で、昼夜の寒暖差が大きく農産物の登熟に適した気候である。また、冬は多いところでは 1 m 前後の積雪がある豪雪地帯である。

奥出雲は古代よりたたら製鉄が行われ、原料の砂鉄採取のために山が切り崩された。

その跡地を棚田などの農地として再利用した「資源循環型」農業が特徴的であり、2019 年には中国地方で初めて「日本農業遺産」に認定された。

### 2. ぶどう産地の概況

奥出雲町のぶどうは、昭和 55 年に国営農地開発事業により、本格的にぶどう栽培が始まった。準高冷地の気象条件を活かし、「着色が良く甘い美味しいぶどう」として消費者や市場関係者に高く評価されている。当初はデラウェアが中心であったが、現在は大粒系品種の巨峰・ピオーネ、シャインマスカット等が全体の 70%を占め、地元農産物直売所での需要は大きくなっている。

しかしながら、高齢化やハウスの老朽化等により、農家及び栽培面積は 12 年前(平成 20 年、農家 18 名、栽培面積 443a)の半分まで減少しており、担い手の育成が急務である。そうした状況の中、現在、10 年後を見据えた「奥出雲町ぶどう生産者組合活性化プラン」を生産者、関係機関で策定しており、新規就農者の確保・育成、ハウス修繕による某盤整備を行い、中心的担い手(認定農業者)による規模拡大を図っていく。

令和 2 年産 ぶどう栽培面積階層	栽培戸数および栽培面積	
	戸数(戸)	栽培面積合計(a)
10a 未満	3	10.0
10a 以上 20a 未満	1	10.0
20a 以上 30a 未満	3	66.4
30a 以上 50a 未満		
50a 以上 70a 未満	1	50.0
70a 以上 90a 未満	1	87.0
合計	9	223.4

注) 1 戸当たり平均栽培面積 24.8a

## II. 目標年次

本計画の目標年度は令和7年(5年後)と定める。

計画の取り組み開始から3年経過した時点で、事務局と奥出雲町果樹生産振興協議会の関係者が協力しながら進捗状況を検証する。

なお、計画の見直し等については、3年後の進捗検証に係わらず、適宜協議等を開催し見直しを図ることとする。

## III. 産地の合意体制

令和3年2月に別表をもって構成する、奥出雲町果樹生産振興協議会を設立した。また、奥山雲町ぶどう生産者組合総会に併せて、事業報告を構成員および担い手に対して行い産地の合意を得ている。

## IV. 目指すべき産地の姿

### 1. 目指すべき産地の理念

当地域のぶどうについては、高齢化が進んでおり、中核的ぶどう農家は少なく、産地のけん引役となる認定農業者も少ない状況である。今後は、土壌改良による反収向上、シャインマスカットによる販売規模拡大を図り、生産者の後継者確保を積極的に行うとともに、新規栽培農家の掘り起こしを図る。また、かん水施設(パイプライン)の整備された国営開発農地に新品種の新植・改植を積極的に行い、農地の有効利用を進める。

産地の将来的な展望として、認定農業者の育成を図るとともに、樹勢の低下した樹木の改植等を進め生産性の向上を図る。また、新規就農者の確保に向けた取組として育成講座、農林大学校と受入相談などを行う。しかしながら、遊休ハウスについては、築30年以上のものが多く、耐久性に問題がある。産地全体の課題として、既存生産者の規模拡大を含め、新規就農者の受け入れ先としてリースハウス等の建設を早急に協議する必要がある。

### 2. 人材戦略に関する事項

#### (1) 担い手の考え方

奥出雲町ぶどう生産者組合員に該当するものとする。

#### (2) 担い手の数の目標

令和7年度に担い手農家数7戸(現状と同規模栽培面積223.4a)を維持する。

	令和2年度(現状)		令和5年度(中間)		令和7年度(目標)	
	戸数	面積(a)	戸数	面積(a)	戸数	面積(a)
ぶどう	9	223.4	9	223.4	7	223.4

#### (3) 担い手の支援手段及び労働力の確保

当地域のぶどう農家は高齢化が進んでいるため、ぶどうの生産を続けるためには若い

担い手の確保をすることが最も重要となる。そのためにも、ぶどうに興味を持ってもらう取組を行い、新規就農者でもぶどう栽培がしやすい栽培技術(短梢栽培、GA1回処理等)を取り入れて、担い手確保に努める。

また、ぶどう栽培では重要な作業が短期に集中するため確保すべき労働力には必然と制限がかかっていることから、比較的初心者でも問題ない作業においては、農業参入企業との連携を図り臨時的な雇用労働力の確保を行う。

### 3. 販売戦略に関する事項

#### (1) 消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

奥出雲町では農産物直売所を中心に地産地消が拡大し、多種多様な農作物が栽培販売されている。その中でも、昼夜温度差の高い当地域の特色を活かしたぶどうは高品質な事から高い評価を得ているものの、その生産量が少なく、また、販売期間も短いため年間にわたって多種の販売が望まれている。そこで「新鮮、安全、美味しい」をキーワードにしながらシャインマスカットやクイーンニーナ等の無核大粒ぶどうを中心にぶどうの生産拠点づくりを目指して行く。

また、規模拡大による認定農業者や新規就農者の育成を図る中で、シャインマスカットを中心としたJA共販による出荷体制を整備する。

- ・ピオーネ、巨峰については、着色良好なぶどうを進物販売による有利販売に取り組むとともに直売所での地元販売を行う。
- ・シャインマスカットについても、消費者ニーズに合った高糖度のぶどうを進物販売やJA共販による高値販売に取り組む。
- ・新品種(クイーンニーナなど)は、中山間地域の気候を活かし着色に優れ、高糖度のぶどうを直売所中心に消費者ニーズを広げ、JA共販による販路拡大を図る。

#### (2) 多様な販売ルートへの確保に向けた取組

産直市を中心に販売を行うとともに、奥出雲町そば祭り等のイベント販売により地元の消費拡大を図る。また、食育活動として地元学校給食へのぶどう提供や農業体験学習の場づくりを行い、奥出雲町ぶどうの認知度を上げる活動に取り組む。

#### (3) 新たな流通体制の整備に向けた取組

現在、中元需要には巨峰などで対応できているが、年末需要には提供できない状態である。そこで、年末商戦の販売商品としてシャインマスカットの貯蔵販売を行い、販売期間の延長による知名度向上、生産者手取りの安定、向上を目的に、新たな流通体制を構築する。併せて、シャインマスカットの抑制栽培の技術確立を図る。

また、集出荷の省力化にむけて通いコンテナを検討する

### 4. 生産戦略に関する事項

#### (1) 農地利用計画

国営開発農地を活用し、ハウス整備維持に努める。使用可能な遊休ハウスの情報収集と整備を行い、参入希望者への斡旋や貸借を促進するなど、解消に努める。

(2) 生産を振興する品目・品種

ぶどう「デラウェア(優良系統デラウェアを含む)」「巨峰」「ピオーネ」「シャインマスカット」「クイーンニーナ」「シナノスマイル」「ブラックビート」「マイハート」「神紅」とする。

(3) 品目・品種別の生産目標、計画

○デラウェアは、県内のぶどう産地でも推進されている優良系統デラウェアの新植を進める。優良系統デラウェアはGA2回処理からGA1回処理が可能となり、労働生産性の向上と規模拡大を図る認定農業者の作型分散が可能となる。

○また、大粒系品種は準高冷地の特徴を活かしたぶどう栽培を行うとともに、将来的には島根県オリジナル品種「神紅」を導入して、奥出雲おろちループ(日本最大規模の二重ループ方式道路)や仁多米、奥出雲和牛、横田小そば等とコラボした観光客の誘致を図り観光ブドウ園の開設も計画する。

	令和2年度 (現状:現況)	令和5年度 (中間)	令和7度 (目標)
ぶどう販売額(千円)	18,767	20,000	22,000

	令和2度 (現状)	令和5度 (中間)	令和7度 (目標)
ぶどう栽培面積(a)	223.4	223.4	223.4
シャインマスカット	36.1	46.1	56.1
巨峰・ピオーネ	114.9	99.9	84.9
デラウェア	21.4	26.4	31.4
その他大粒系ぶどう (クイーンニーナ、シナノスマイル等)	51.0	51.0	51.0

(4) 今後導入すべき新技術

奥出雲町においては、県内ぶどう産地で導入している養液土耕栽培システムを1戸の農家が実施しているが、大規模農家(50a以上)においては、省力栽培となる養液土耕栽培システムを取り入れた栽培を目指す。

これは、システムにより施肥とかん水を同時に行なうため、肥料の利用率が高く、成分の流亡の少ない環境保全型栽培である、また、自動制御により、労働時間の短縮が図られ、樹勢制御や品質管理が容易になるものである。

(5) 加工・業務用果実の生産・出荷目標、計画

現在町内の洋菓子店(ガトーリビドー)でシャインマスカット使ったスイーツが販売されているが、今後は新商品開発の提案、試作等の取り組みを行い新たな需要の創出を図

る。

#### (6) 輸出版売への対応

シャインマスカットのJ A共販の輸出を積極的に取り組むとともに、島根オリジナル品種の神紅や着色良好な準高冷地の気候を活かし、複数品種の箱詰め出荷を検討する。

#### (7) 生産資材安定の確保に向けた取組みについて

資材の予約、取り纏めを行い資材の供給、低コスト化を目指す。

### 5. 自然災害等のリスクへの対応

農業者の経営安定を図る観点から、セーフティネット措置として、気象災害による減収を補てんする果樹共済や園芸施設共済等への加入を促進する。また、気象災害以外の理由による収入減を補う収入保険制度についても加入を促進し経営安定を図る。

### 6. 人・農地プランとの連携

奥出雲町果樹生産振興協議会は、地域における農業の将来の在り方を明確化するため、人・農地プランの事務局である奥出雲町とも連携しながら産地計画を策定するように努める。

## 奥出雲町果樹生産振興協議会規約

### (趣旨)

第1条 「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日生産局長通知)に基づき、奥出雲町における果樹産地の目指すべき具体的目標を定めた「奥出雲町果樹生産振興協議会計画(以下「計画」と言う)」を策定し、推進するため、「奥出雲町果樹生産振興協議会(以下「協議会」と言う)」を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、奥出雲町の果樹生産振興を目的として設置し、業務の適正な運営の実施を図る。

### (区域)

第3条 協議会の区域は、仁多郡奥出雲町管内とする。

### (事業)

第4条 協議会の掌握事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画達成状況とその評価に関する事項
- (3) 計画の変更に関する事項
- (4) その他必要な事項

### (組織・構成)

第5条 協議会は、別表をもって構成し、必要に応じて関係機関の出席を求めることが出来る。

### (会長)

第6条 協議会に会長を置き、JAしまね雲南地区本部長がその業務を行う。

2 会長に業務の不都合が生じたときは、会長が指名した者が代行する。

### (事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局をJAしまね雲南地区本部営農部営農指導課内に置く。

### (その他)

第8条 この規約に定めたもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会で定める。

### (附則)

この規約は令和3年3月1日から施行する。

別表

奥出雲町果樹生産振興協議会構成員

会長	J Aしまね雲南地区本部長
構成員	島根県東部農林水産振興センター(雲南事務所雲南地域振興第三課)
	奥出雲町(農業振興課)
	J Aしまね雲南地区本部(奥出雲営農経済センター)
	奥出雲町ぶどう生産者組合
構成員(事務局)	J Aしまね雲南地区本部(営農部営農指導課)

※その他役職については必要に応じ、協議によって定める。



(參考資料)

1. 果樹農業振興特別措置法
2. 果樹農業振興基本方針

○果樹農業振興特別措置法

(昭和三十六年三月三十日)

(法律第十五号)

第三十八回通常国会

第二次池田内閣

改正 昭和三十七年五月一一日法律第一二六号

同三十八年三月三〇日同第三九号

同四一年七月一日同第一〇四号

同四七年五月一三日同第三一号

同五三年七月五日同第八七号

同六〇年四月二六日同第二七号

平成九年六月二〇日同第九六号

同十一年七月一六日同第一〇二号

同十一年十二月二二日同第一六〇号

同十二年五月一九日同第七七号

同十三年四月一一日同第二八号

同十八年六月二日同第五〇号

同十九年五月二五日同第五八号

同二十三年六月二四日同第七四号

同二十三年八月三〇日同第一〇五号

果樹農業振興特別措置法をここに公布する。

果樹農業振興特別措置法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 果樹農業振興基本方針等（第二条—第二条の四）

第三章 果樹園経営計画（第三条—第四条の二）

第四章 果実の生産及び出荷の安定に関する措置（第四条の三—第五条）

第五章 雑則（第六条—第九条）

第六章 罰則（第十条）

附則

第一章 総則

（昭四一法一〇四・章名追加）

（目的）

第一条 この法律は、果実の需要の動向に即応して計画的に果樹農業の振興を図るための措置及びこれに関連して合理的な果樹園経営の基盤を確立するための措置並びにこれらに併せて果実の生産及び出荷の安定を図るための措置並びに果実の流通及び加工の合理化に資するための措置を定めることにより、果樹農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（昭四一法一〇四・昭六〇法二七・一部改正）

## 第二章 果樹農業振興基本方針等

(昭四一法一〇四・章名追加)

(果樹農業振興基本方針)

第二条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「果樹農業振興基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 果樹農業振興基本方針には、主要な種類の果樹として政令で定めるもの（以下「果樹」という。）につき、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 果樹農業の振興に関する基本的な事項
  - 二 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標
  - 三 栽培に適する自然的条件に関する基準
  - 四 近代的な果樹園経営の基本的指標
  - 五 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項
  - 六 その他必要な事項
- 3 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(昭四一法一〇四・全改、昭五三法八七・昭六〇法二七・平一一法一六〇・一部改正)

(果樹農業振興基本方針の変更)

第二条の二 農林水産大臣は、果実の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、果樹農業振興基本方針を変更するものとする。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、果樹農業振興基本方針の変更について準用する。

(昭四一法一〇四・追加、昭五三法八七・一部改正)

(都道府県の果樹農業振興計画)

第二条の三 都道府県知事は、果樹農業振興基本方針に即して、政令で定めるところにより、当該都道府県における果樹農業の振興を図るための計画（以下「果樹農業振興計画」という。）を定めることができる。

- 2 果樹農業振興計画には、当該都道府県における主要な種類の果樹につき、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 栽培面積その他果実の生産の目標
  - 二 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標
- 3 果樹農業振興計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
  - 一 果樹農業の振興に関する方針
  - 二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項
  - 三 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項
  - 四 果実の加工の合理化に関する事項
  - 五 その他必要な事項
- 4 都道府県知事は、第二項の主要な種類の果樹のうちに、その果実につき、生産の安定

的な拡大又は合理化を図り及び流通の合理化を推進することが特に必要であり、かつ、そのためには広域の濃密生産団地を計画的に形成することが適当であると認められるものがあるときは、果樹農業振興計画において、当該種類の果樹についてのその広域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにするとともに、その方針に即して同項各号及び前項各号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

5 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めようとするときは、果樹農業に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

(昭四一法一〇四・追加、昭五三法八七・昭六〇法二七・平二三法一〇五・一部改正)

(果樹農業振興計画の変更)

第二条の四 前条第五項及び第六項の規定は、果樹農業振興計画の変更について準用する。

(昭四一法一〇四・追加、平二三法一〇五・一部改正)

### 第三章 果樹園経営計画

(昭四一法一〇四・章名追加)

(果樹園経営計画)

第三条 第二条の三第六項の規定による提出があつた果樹農業振興計画に係る都道府県の区域内において果樹を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者は、政令で定めるところにより、果樹園経営計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その果樹園経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 前項の果樹園経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の現状

二 農業経営の改善目標

三 前号の改善目標を達成するため採るべき措置に関する計画

四 その他農林水産省令で定める事項

(昭三七法一二六・昭四一法一〇四・昭四七法三一・昭五三法八七・昭六〇法二七・平二三法一〇五・一部改正)

(都道府県知事の認定)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その果樹園経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたすときは、当該果樹園経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 前条第二項第二号の改善目標が農林水産大臣の定める基準に適合すること。

二 前条第二項第三号の措置に関する計画が合理的な果樹園経営の基盤の確立を図るために必要かつ適当なものであること。

三 前二号に規定するもののほか、当該果樹園経営計画が果樹農業振興計画の内容に照らし適当と認められるものであること。

四 当該果樹園経営計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

(昭四一法一〇四・昭五三法八七・昭六〇法二七・一部改正)

(資金の貸付け)

第四条の二 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、果樹園経営計画につき前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の定めるところにより、当該認定に係る果樹園経営計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

（昭三八法三九・昭四一法一〇四・昭四七法三一・一部改正、昭六〇法二七・旧第五条繰上・一部改正、平一九法五八・一部改正）

#### 第四章 果実の生産及び出荷の安定に関する措置

（昭六〇法二七・追加、平九法九六・旧第三章の二繰下）

（生産出荷安定指針）

第四条の三 農林水産大臣は、特定果実（その需給が著しく均衡を失し、又は失するおそれがあり、かつ、その状態を改善するために一年を超える相当の期間を必要とすると見込まれる果樹の果実であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）について、かつ、その需要の動向及び生産の状況からみて需給が著しく均衡を失すると見込まれる年について、特定果実の生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体（以下「特定果実生産者等」という。）、次条の規定により指定を受けた法人並びに同条第二号に規定する法人に対する特定果実の安定的な生産及び出荷を図るための指針（以下「生産出荷安定指針」という。）を定めるものとする。

2 生産出荷安定指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。

一 対象とする期間

二 特定果実の安定的な生産及び出荷の目標

三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的な事項

3 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、生産出荷安定指針の変更について準用する。

（昭六〇法二七・追加、平一一法一六〇・一部改正）

（法人の指定及び業務）

第四条の四 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施できると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、当該業務を全国的に実施する者として指定することができる。

一 特定果実の安定的な生産及び出荷の促進並びに特定果実に係る果実製品（果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。）の保管に関する事業を行うこと。

二 一般社団法人又は一般財団法人であつて、特定果実の安定的な生産及び出荷を促進すること、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付することその他果実の生産及び出荷の安定に関する業務を都道府県の区域内において行うもの（以下「都道府県法

人」という。) に対し、助言、指導その他の援助を行うこと。

三 果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業を行うこと。

四 その他果実の生産及び出荷の安定に関する事業を行うこと。

(昭六〇法二七・追加、平一八法五〇・一部改正)

(業務実施規程の承認)

第四条の五 前条の規定による指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、同条第一号に掲げる業務を実施しようとするときは、対象とする特定果実の種類、実施時期、実施方法その他農林水産省令で定める事項を記載した業務実施規程を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の承認の申請に係る業務実施規程が生産出荷安定指針に適合すると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(昭六〇法二七・追加)

(事業計画の承認等)

第四条の六 指定法人は、毎事業年度開始前に(第四条の四の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、同条各号に掲げる業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度経過後三月以内に、第四条の四各号に掲げる業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(昭六〇法二七・追加)

(監督等)

第四条の七 農林水産大臣は、第四条の四各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 農林水産大臣は、指定法人が第四条の四各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定法人に対し、その業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 農林水産大臣は、指定法人が前項の規定による命令に違反したときは、第四条の四の規定による指定を取り消すことができる。

(昭六〇法二七・追加)

(勧告)

第四条の八 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条の三第四項の規定により生産出荷安定指針が公表されている場合において、特定果実生産者等による特定果実の生産又は出荷が、指定法人が行う第四条の四第一号に掲げる業務又は都道府県法人が行う特定果実の安定的な生産及び出荷の促進に関する業務の円滑な実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該特定果実生産者等に対し、当該業務の実施に協力するよう必要な勧告をすることができる。

(昭六〇法二七・追加)

(外国産の果実等に関する措置)

第五条 政府は、外国産の果実又は果実製品の輸入によって国内産の特定果実又は特定果

実に係る果実製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあり、その結果、特定果実の生産又は出荷に重大な支障を与え又は与えるおそれがある場合において、特定果実又は特定果実に係る果実製品につき、第四条の三から前条までに規定する措置によってはその事態を克服することが困難であると認められるときは、当該外国産の果実又は果実製品の輸入に関し必要な措置を講ずる等当該事態を克服するため相当と認められる措置を講ずるものとする。

(昭六〇法二七・追加)

## 第五章 雑則

(昭四一法一〇四・章名追加)

(果実等の生産等の状況に関する情報の提供)

第六条 国及び都道府県は、果樹農業の健全な発展並びに果実の流通及び加工の合理化に資するため、果実及び果実製品の生産、集荷、貯蔵、販売等の状況を調査し、これらに関し必要な情報を提供するように努めるものとする。

(昭六〇法二七・一部改正)

(その他の援助措置)

第七条 国及び都道府県は、前条に規定する措置のほか、果樹園経営計画の作成及びその達成のために必要な助言及び指導、優良苗木の供給の円滑化のための援助、指定法人及び都道府県法人の業務の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助その他果樹農業の振興のために必要な援助を行うように努めるものとする。

(昭六〇法二七・一部改正)

(果樹農業振興基本方針等と果樹農業の振興に関する施策)

第七条の二 国及び都道府県は、果樹農業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国にあつては果樹農業振興基本方針、都道府県にあつては果樹農業振興計画に即してしなければならない。

(昭四一法一〇四・追加)

(消費の拡大及び輸出の振興)

第七条の三 国は、果樹農業の健全な発展に資するため、果実及び果実製品の消費の拡大及び輸出の振興に関し必要な施策を積極的に行なうように努めるものとする。

(昭四一法一〇四・追加)

(報告の徴収)

第八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、果実又は果実製品の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行なう者又はこれらの者の組織する法人から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告を徴することができる。

(昭五三法八七・一部改正)

(権限の委任)

第九条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(平一一法一六〇・追加)

## 第六章 罰則

(昭四一法一〇四・章名追加)

第十条 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

(平一一法一〇二・旧第十四条繰上・一部改正、平一一法一六〇・旧第九条繰下・一部改正)

附 則

この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和三六年政令第一四四号で昭和三六年五月二八日から施行)

(平一九法五八・旧第一項・一部改正)

附 則 (昭和三七年五月一日法律第一二六号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和三七年政令第二六七号で昭和三七年七月一日から施行)

附 則 (昭和三八年三月三〇日法律第三九号) 抄

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月一日法律第一〇四号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三条第一項及び第四条の規定は、昭和三十九年四月一日以後にされた果樹園経営計画の認定の請求及び当該請求に係る認定について適用し、同日前にされた果樹園経営計画の認定の請求及び当該請求に係る認定については、改正前の第三条第一項及び第四条の規定の例による。

3 昭和三十九年四月一日前にされた改正前の第三条第一項（前項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による認定の請求に係る果樹園経営計画についてした認定は、改正後の第四条の規定によりした認定とみなす。

附 則 (昭和三十九年五月一三日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年七月五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年四月二六日法律第二七号)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和四〇年政令第二〇七号で昭和四〇年七月一日から施行)

附 則 (平成九年六月二〇日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行

の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

---

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を

改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

---

附 則 (平成一二年五月一九日法律第七七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一二年政令第三五一号で平成一二年六月二六日から施行)

附 則 (平成一三年四月一日法律第二八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一三年政令第一七二号で平成一三年五月一日から施行)

---

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一八法律五〇)抄

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二〇年一二月一日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

---

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

果樹農業の振興を図るための基本方針  
(果樹農業振興基本方針)

令和2年4月30日

農林水産省

# 目次

## 第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1 果樹農業をめぐる状況と基本的考え方	99
(1) 果樹農業をめぐる状況	99
① 果樹農業の魅力と重要性	
② 国内外の情勢の変化	
ア 果実の需給構造	
イ これまでの果樹政策	
ウ 果樹農業の現状と課題	
エ 果樹農業の新たな可能性	
(2) 果樹農業の振興に向けた基本的考え方	101
2 生産基盤強化のための対策の推進	101
(1) 果樹経営の発展に向けた対策の推進	101
① 優良品目・品種への転換の一層の推進	
② 労働生産性の向上に向けた対策の推進	
ア 省力樹形の導入	
イ 機械作業体系の導入	
ウ 基盤整備の実施	
エ 水田の活用による生産力の増強	
オ 労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成	
カ 条件不利園地の整理・放任園地化の防止	
③ 新たな担い手の育成・確保、次世代への経営継承等への対策の推進	
ア 新規就農者や後継者の育成・確保に向けた取組	
イ 園地・樹体を含めた次世代への円滑な経営継承に向けた取組	
ウ 担い手への園地集積・集約化に向けた取組	
エ 雇用労働力の確保に向けた対策の推進	
オ 経営の多角化に向けた取組の推進	
カ 経営の発展を踏まえた法人化に向けた取組の推進	
④ 生産資材の安定確保	
ア 苗木の生産・供給体制の強化	
イ 花粉の生産・供給体制の強化	
ウ 燃油高騰への備え	
(2) 果樹農業の持続性を脅かす様々なリスクへの対応力の強化	109
① 自然災害への対応の一層の推進	
② 鳥獣被害対策の一層の推進	
③ 病虫害への対応の一層の推進	

④	気候変動への対応の一層の推進	
⑤	セーフティネット措置等の一層の推進	
3	市場拡大のための対策の推進	111
(1)	国内外の新たな市場の開拓	111
(2)	国内市場に対応した取組の推進	111
①	果実の国内消費の現状と消費者ニーズの変化	
②	国産果実加工品への新たなニーズ	
③	消費者や実需者のニーズに即した対策の推進	
④	食育等の消費拡大に向けた対策の推進	
⑤	健康志向を踏まえた機能性表示への対応	
(3)	海外市場に対応した取組の推進	113
①	輸出拡大に対応できる生産力の増強	
②	輸出拡大に向けた環境整備等の推進	
③	輸出の新たな役割	
④	知的財産等の保護・活用	
4	持続的発展に必要となる新品種・新技術の開発・普及	115
(1)	消費者・実需者ニーズに対応した新品種・新技術の開発・普及	115
(2)	気候変動による栽培環境の変化等に対応した新品種・新技術の開発・普及	115
(3)	労働生産性向上に向けた新技術の開発・普及	116
(4)	新たな市場獲得に向けた果実の鮮度保持、輸送技術等の確立	116
第2	果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標	116
第3	栽培に適する自然的条件に関する基準	118
第4	近代的な果樹園経営の基本的指標	120
第5	果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項	123
1	人手不足に対応した果実の流通面における対策の推進	123
(1)	集出荷段階における合理化の取組	123
①	集出荷施設における取組の推進	
②	出荷規格の見直しの推進	
(2)	産地から市場等への輸送段階における合理化の取組	123
2	果実の加工面における対策の推進	124
(1)	国産の加工原料用果実の安定生産・供給体制の構築	124
(2)	新たな加工ニーズに対応した加工原料用果実の生産	124

第6	その他必要な事項	125
1	東日本大震災からの復興	125
2	近年頻発する大規模自然災害による被害からの復興	125

## 第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

### 1 果樹農業をめぐる状況と基本的考え方

#### (1) 果樹農業をめぐる状況

##### ① 果樹農業の魅力と重要性

我が国では、多様な気候や土地条件の下、地域の特性に応じた多種多様な果樹が栽培されており、北海道から沖縄まで、地域ごとに特色ある果樹農業が展開されている、近年は、優良品目・品種への改植等が進んでいること等を背景に、消費者ニーズに対応した高品質な国産果実の生産が行われており、こうした国産果実は、国内で高く評価され、近年は卸売価格が上昇傾向で推移する等、堅実な需要がある。また、生鮮果実の輸出額が平成25年からの6年間で2倍以上に増加し、令和元年には過去最高の219億円を記録する等、海外からの評価も高く、輸出品目としても高いポテンシャルを有している。

果実の産出額は平成24年から平成29年まで6年連続で増加し、平成30年も平成29年と同水準の8,406億円となり、農業総産出額の1割弱を占めている。

また、果実は、各種ビタミン、ミネラル及び食物繊維の摂取源として重要な食品であり、機能性関与成分も含まれている等、健康の維持・増進に有効である。

さらに、急傾斜地が多く、他の作物の栽培が困難な中山間地域では、果樹が地域の経済を支える基幹品目となっており、こうした地域を中心に、中小・家族経営など多様な経営体が、産地単位で連携・協働し、統一的な販売戦略や共同販売を通じて持続的に果樹生産を行い、地域社会の維持の面でも重要な役割を果たしている。

##### ② 国内外の情勢の変化

###### ア 果実の需給構造

果実の需給構造を見ると、国内生産が約4割、果汁等加工品も含めた輸入が約6割で、両者のこの割合に近年大きな変化はない。

一方、その総量は両者とも減少傾向で推移しており、その減少率は国内生産よりも輸入の方が大きく、その中でも果汁等加工品の減少が特に大きくなっている。これは、人口減少の本格化に伴い、果実に限らず国内マーケットが縮小していること、生産現場の人手不足等の生産基盤のぜい弱化により、それを上回るペースで生産が減少していること、清涼飲料の多様化など生活様式や食生活の変化が進展していること等が背景にあるものと考えられる。

###### イ これまでの果樹政策

我が国の果実生産量は、昭和30～40年代に大きく増加し、昭和54年にピークである

685万トンに達した。この間の増産により、主にうんしゅうみかんについて生産過剰と価格の暴落が起こったこと等を背景に、その後の果樹政策では、うんしゅうみかんとりんごを中心に、供給過剰基調に対応し、需要に即した生産と価格安定を図るため、生産抑制的な施策を講じてきた。

## ウ 果樹農業の現状と課題

昭和54年にピークを迎えた国内果実生産量は、その後現在に至るまで減少を続け、近年では300万トン弱で推移しており、ピーク時の4割程度の水準となっている。

この間、生産現場では、消費者ニーズを捉えた高品質な果実生産が進み、うんしゅうみかん栽培における周年マルチ点滴かん水同時施肥法(マルドリ方式)や、選果場における光センサー選果システム等の、高品質果実の生産・出荷のための技術等の導入が進んだ。また、国の施策においても、優良品目・品種への改植等を支援することでこれを後押ししてきた。

生産量は減少したものの、高品質化が進化したこと等により、果実の産出額は平成24年から平成29年まで6年連続で増加し、平成30年も平成29年と同水準の8,406億円となり、農業総産出額の1割弱を占めている。

一方、現在の我が国の高品質な果実生産は、果樹生産者の労力と時間をかけた手作業によって支えられている。果樹農業は、整枝・せん定等の高度な技術を要する作業や、摘果、収穫等機械化が困難な作業が多く、急傾斜地等の条件の厳しい園地が中心で機械化が進んでいない。このため、労働集約的な構造となっており、土地利用型作物等と比較して労働時間が長く、労働生産性が低くなっている。加えて、労働ピークが摘果や収穫時の短期間に集中しており、その時期に臨時的な雇用を確保することが必要となっている。

このため、他品目と比較して農地の集積・集約と規模拡大が進んでいない状況であり、2ha以上の大規模層はほとんど増加していない。果樹の主業農家を樹園地規模別に見ると、6万3千戸の主業農家のうち栽培面積が2ha以上の農家は全体の17%にとどまっており、果樹農業においては経営面積に「2haの壁」が存在している。

さらに、果樹生産者の減少や高齢化、後継者不足が深刻となり、栽培面積も長期的に減少が続いていることや、果樹農業を支える苗木の生産・供給体制のぜい弱化、一定程度を輸入に頼っている花粉の供給の不安定化等、果樹農業の生産基盤がぜい弱化している。さらに、近年頻発している大規模自然災害や、地球温暖化等の気候変動による栽培環境の変化、鳥獣・病害虫による被害等、果樹経営を脅かす様々なリスクも相まって、その持続性に不安を抱えている状況である。

また、新型コロナウイルスなどの感染症のまん延といった不測の事態による経済活動への影響に対する懸念についても、その状況を的確に把握し、しっかりと対応していく必要がある。

## エ 果樹農業の新たな可能性

こうした現状を打破し、将来にわたって持続可能な果樹農業を実現していくためには、作業を省力化・効率化し、同じ労働力、同じ時間でより広い面積を管理し、より多くの収量・収益を確保すること、すなわち労働生産性の向上が必要である。現在、労働生産性の向上を可能とする省力樹形やスマート農業技術といった革新的な新技術が実用化されている。

また、需要の面でも、ライフスタイルの変化等に対応した国内外の新たな需要や、その新たな需要や栽培環境の変化に対応した新たな品目・品種の導入等、果樹農業に新たな可能性が生まれている。

## (2) 果樹農業の振興に向けた基本的考え方

高品質な国産果実は国内外から高く評価されており、輸出品目としてのポテンシャルも高い。また、健康の維持・増進にも有効であり、中山間地域を始めとする地域農業の基幹品目となっている。

その一方で、人口減少の本格化により国内需要が減少している中、生産現場の人手不足等の生産基盤のぜい弱化により、需要の減少を上回って生産量が減少している状況である。

こうした状況を踏まえつつ、人口減少が本格化する社会にあっても、果樹農業の持続性を高めながら、成長産業化を図るためには、供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策から、低下した供給力を回復し、生産基盤を強化するための施策に転換していく必要がある。

具体的には、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、高品質を維持しつつ生産基盤を強化するため、省力樹形や機械作業体系等の導入による労働生産性の抜本的な向上や、担い手の明確化と樹体を含めた園地の次世代への円滑な経営継承等を進めていくことが急務である。同時に、トラックドライバーの不足を始めとする食品流通に係る人手不足に対応したサプライチェーン全体での流通の合理化に加え、ライフスタイルの変化等に伴う消費者ニーズの変化を踏まえた、国産果実及びその加工品等の国内外の新たな市場の獲得や、自然災害や鳥獣・病害虫等の様々なリスクへの対応力の強化等を進めていく必要がある。

## 2 生産基盤強化のための対策の推進

### (1) 果樹経営の発展に向けた対策の推進

#### ① 優良品目・品種への転換の一層の推進

果樹産地の収益力の強化と生産者の経営安定を図る観点から、消費者ニーズに対応した優良品目・品種への転換とそれによる高品質果実生産を加速させるため、平成19年度から実施してきた改植等に対する支援(果樹経営支援対策事業)に加え、平成23年度からは、幼木の管理経費に対する支援(果樹未収益期間支援事業)を講じてきたところである。

これらの施策を通じて、「シャインマスカット」や「せとか」等の優良な品種の栽培面積・生産量が増加し、高品質果実を安定生産する産地が育成・確保されるなどの成果が挙げられているところであり、今後も、需要に応じた優良品目・品種への転換を一層推進する。

## ② 労働生産性の向上に向けた対策の推進

### ア 省力樹形の導入

果樹農業の作業性を左右する要素が様々ある中でも、樹形は根本的でその影響の大きい要素である。その樹形について、現在、りんご、なし、かんきつ、ぶどう等の主要果樹品目において、「省力樹形」の開発・実用化が進んでいる。

慣行樹形を「大きな木を疎植で園地内に散在させ、樹体1本単位で管理する樹形」とすれば、省力樹形は「小さな木を直線的に密植して配置し、樹列単位で管理する樹形」と言える。一般に、省力樹形は慣行樹形と比べて、

- ・ 作業動線が単純となるため効率的な作業が可能となり、各種管理作業、収穫作業等を省力化できる
- ・ 機械化に対応した樹形であり、機械作業体系の導入が容易
- ・ 整枝・せん定等の作業手順が明確化されており、初心者でも取り組みやすい
- ・ 未収益期間が短く早期成園化が可能
- ・ 空間の利用効率が高く単収が向上する
- ・ 日当たりが均一となり品質がそろいやすい
- ・ 根域制限方式では水田等の排水性の低い土地においても高品質果実生産が可能等のメリットがあり、労働生産性の向上や早期成園化に大きく貢献する技術である。また、初心者でも取り組みやすいことから、後継者や新規就農者等の新たな担い手の確保にも資する技術である。

一方で、小さな木を密植する樹形の特性上、

- ・ 導入時に苗木を多く必要とすること
- ・ 成園化しても木1本毎は小さく根の張りが弱いことから、強風や自然災害への対応として支柱等の設置が必要であること
- ・ 水管理のためにかん水設備を必要とすること
- ・ 根域制限方式では遮根シート等が必要となること

等、導入の際に必要とする資材や設備のため、初期コストが高くなる傾向がある。また、地域によって、水源の確保や降雪の影響等についても留意する必要がある。

なお、急傾斜地の場合や、省力樹形の導入が難しい品目である場合は、園内作業道を整備し、慣行樹形の木を作業道に沿って整列させて植栽・管理する「整列樹形」を導入することで、作業動線が単純化して、機械導入も容易となり、作業の効率化が可能となる。

労働生産性の向上のためには省力樹形等の導入が効果的であることから、優良品目・品種への転換に併せて、上記のメリット、課題を踏まえた上で、各産地に合った

形で省力樹形等の導入を推進していく。

## イ 機械作業体系の導入

土地利用型作物等と比較して作業の機械化が進んでいない果樹農業においても、スピードスプレーヤー(乗用の薬剤散布機)の導入による薬剤散布の効率化等が進められてきた。また、近年は、急傾斜地にも対応した除草機や、リモコン式・自動式の除草機が実用化され、ドローンを活用した薬剤散布技術や自動収穫機等の開発も進められており、近い将来、こうしたスマート農業技術の現場への実装が可能となる見込みである。

果樹農業の労働生産性を向上させるため、これらの機械作業体系の導入を推進する。

機械作業体系の導入による労働生産性の向上の効果を最大限発揮するには、その導入の前に、機械化に適した樹形への転換や園内作業道の整備が必要であることから、改植や園地整備の際は、将来的な機械作業体系の導入を見越して計画的に行っていくことが重要である。

## ウ 基盤整備の実施

我が国の果樹農業は、中山間地域の急傾斜地等の厳しい条件の下で行われていることが多い。こうした産地において労働生産性を向上していくためには、基盤整備を実施することにより、傾斜の緩和、農道や園内作業道の設置、かん水施設及び排水路の整備等を進めていくことが不可欠である。

また、近年、大規模な自然災害が頻発するなど、災害リスクが高まっており、防災・減災の観点からも、基盤整備を推進し、災害に強い樹園地を形成していくことが重要である。

なお、省力樹形や機械作業体系は、平地や緩傾斜の樹園地への導入を前提に開発されているものが多いことから、国営や県営の大規模な基盤整備事業の実施に併せてこれを導入していくことが効果的である。

## エ 水田の活用による生産力の増強

国内外の需要に見合う国産果実の生産量を確保していくためには、省力樹形や機械作業体系の導入により既存産地の労働生産性を向上させるとともに、新植により果樹の栽培面積を新たに確保していくことも重要である。特に、国内の米の消費の減少が今後も見込まれる中で、平坦で作業性がよい水田において、経営転換のインセンティブ付与や、土壌改良や排水対策等を講じつつ、果樹の新植を行うことで、国産果実の生産力の増強と合わせて、水田農業の高収益化を推進していくことが重要である。

このため、水田等において省力樹形による新植、機械作業体系の導入を進め、労働生産性向上の効果を最大限発揮させた新産地を育成する。

## オ 労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成

労働生産性を抜本的に向上させた果樹農業を実現していくためには、省力樹形、機械作業体系、基盤整備をまとめた面積で一体的に導入・実施することが効果的である。しかしながら、まとめた面積でこれらを導入・実施する場合、長期に渡ってその園地からは収穫ができなくなり、収益が途絶え、その間の農家の経営継続に大きな影響を与える。これがネックとなって、これらの新たな技術等の産地への一体的な導入が進んでいない。

このため、基盤整備や園地集積に併せてまとめた面積で省力樹形や機械作業体系を導入する産地等に対し、収益が得られるまでの間の経営の継続・発展や早期成園化による早期の収益性確保等の取組を一体的に支援することで、労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成を推進する。

## カ 条件不利園地の整理・放任園地化の防止

果樹は、土地利用型作物や野菜等の他の作物の栽培が困難な傾斜地でも栽培が可能であり、中山間地域を中心に、急傾斜で作業条件の厳しい園地が存在している。

果樹生産者の減少と高齢化、後継者不足が深刻となるにつれて、産地において、管理が行き届かない園地が増加しており、そうした園地が放任園地化し、野生鳥獣や病害虫の温床となって、産地全体に影響を与える事態が発生している。こうした管理の行き届かない園地の放任園地化は、急傾斜地等の作業条件の厳しい園地に多く見られている。

こうした園地については、コストをかけて無理に維持していくよりも、あえて「山に返す」ことで、野生鳥獣や病害虫の温床となることを防ぐだけでなく、産地全体の労働生産性を向上させることにつながる場合がある。

このため、産地協議会※等において、産地全体として維持していく園地とそうでない園地についてよく議論した上で、維持していく園地については、上記の省力樹形の導入等の労働生産性の向上のための措置を実施し、維持することが困難な園地については、廃園・植林等の適切な措置を実施する。

※「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）の第5の協議会（産地をカバーする生産出荷団体、市町村、生産者の代表者、普及指導センター、農業委員会、農地中間管理機構、農業共済組合等により組織する協議会）

## ③ 新たな担い手の育成・確保、次世代への経営継承等への対策の推進

### ア 新規就農者や後継者の育成・確保に向けた取組

果樹農業の経営者は、平成17年からの10年間で2割程度減少するとともに、60歳以

上の者がその8割を占めており、新規就農者や後継者といった果樹農業の新たな担い手の育成・確保が急務である。特に、若者が果樹農業に取り組みやすい環境を整備していくことが重要である。

一方、新たに果樹農業に取り組むためには、整枝・せん定等の高度な栽培管理技術や、高品質果実を生産するための栽培管理等に係る専門技術の習得が必要となる。また、果樹農業においては、優良品目・品種が植栽され、省力化のための基盤整備がなされた園地があることが安定的な経営に重要であるが、この条件を十分に満たした園地を継承することは、親元就農の場合を含めても容易ではないのが現状である。

このように、果樹農業に新たに取り組む際には、果樹特有の高いハードルがあり、果樹農業の新たな担い手を育成・確保していくためには、このハードルを下げる必要がある。

そのためには、果樹特有の栽培管理技術を就農者が段階的に習得していくことのできる仕組みの構築が必要であり、産地ごとに、受入農家や生産部会、法人経営体、普及組織、試験研究機関等の関係者・関係組織が連携して新規就農者等をバックアップする体制を整備する。その際、果樹農業を発展させていく上で、果樹経営における女性参画は重要な役割を果たしていることから、女性農業者が活躍しやすい環境を作り、地域をリードできる女性果樹生産者を育成する等、果樹農業への女性参画を一層推進する。

また、省力樹形は、整枝・せん定等の管理作業が単純化され、作業手順が明確化されているものが多く、初心者でも取り組みやすいことから、新たな担い手の育成・確保の観点からもその導入を推進する。

## イ 園地・樹体を含めた次世代への円滑な経営継承に向けた取組

「樹体」という生産装置が重要な位置を占める果樹農業においては、次世代への経営継承を円滑に進めるために、樹体を含めた園地と経営の継承をセットで進めていくことが重要である。そして、経営継承後に早期に経営を安定させていくためには、新規就農者や後継者といった新たな担い手が、優良品目・品種が植栽され、省力化のための基盤整備がなされた園地を、未収益期間を経る

ことなく確保できる工夫も必要である。

産地における先進的な事例として、農業協同組合や行政が連携し、農地中間管理機構等を活用して水田や樹園地を集約し、園地整備や優良品目・品種、省力樹形での植栽等を実施した上で、新たな担い手にリースの形で受け渡す取組が行われている。園地整備等に係る費用については、当初は農業協同組合等が立て替え、新たな担い手の経営開始後に、園地のリース料として分割して支払うことで、新たな担い手の初期投資の軽減を図っている。こうした取組を全国展開していくことで、樹体を含めた園地の次世代への円滑な経営継承を推進する。

## ウ 担い手への園地集積・集約化に向けた取組

今後、果樹農業における経営面積の「2haの壁」を打破し、労働生産性を向上させ、高い収益力を得られる園地を確保していくためには、担い手への園地集積・集約化を加速化していくことが必要である。

担い手への園地集積・集約化に当たっては、人・農地プランの実質化(農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を「見える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組)を推進しているところであり、果樹産地においては、果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)を策定・見直しする際に同様の取組を実施し、産地計画を「実質化された人・農地プラン」として取り扱うことが可能となるように取り組む。

人・農地プランや産地計画の実質化の取組を通じて、将来の農地利用を担う経営体を明確化した上で、当該経営体に対する、樹体も含めた園地の集積・集約化と円滑な経営継承を進める。

なお、地域の話し合いに際しては、果樹生産者と、地方公共団体、農業委員会、農業協同組合、土地改良区といったコーディネーター役を担う組織や農地中間管理機構が一体となって取り組むとともに、女性農業者の参画を促進する。

実際に担い手への園地集積・集約化を行う際には、それと合わせた改植の実施等による条件整備も含め、農地中間管理機構を活用して進める。

## エ 雇用労働力の確保に向けた対策の推進

果樹農業は、他の作物と比較して労働時間が長いことに加えて、労働ピークが摘果や収穫時の短期間に集中することから、規模拡大に伴い、その時期に臨時的な雇用労働力を確保することが必要となる。しかしながら、我が国の人口が減少していく状況の中、労働力不足は農業分野に限った問題ではなく、地域内で臨時雇用者(パートやアルバイト)を確保することは年々難しくなっている。

労働力確保の先進事例として、農繁期の重ならない複数地域間で連携してアルバイトを融通しあう取組や、廃校となった学校施設を地域外からのアルバイトを受け入れるための宿泊施設として活用する取組等が実施されている。

このため、省力樹形の導入等により作業の効率化・省力化を進めることで必要な労働力を減らしつつ、広域に渡り、かつ、地域外や他産地、他業種及び他業種を退職した人材、高齢者、外国人労働力や農福連携の取組も含め、多様な労働力を確保していくことが必要であり、それに向けた産地の受け入れ体制の構築や環境整備に重点的に取り組む。

また、集出荷施設における作業人員の確保も課題となっており、産地の実情を踏まえつつ集出荷施設の再編合理化を進め、出荷規格の見直しや、ロボット、IoT、AI等の先端技術を活用した選果システムの導入等により集出荷作業の効率化を図ることで、集出荷施設の省人化を進めていく必要がある。

アルバイトとしての作業経験がきっかけで、将来の就農や、地域への移住・定住につながるケースもあることから、関係する府省等とも連携しつつ、農業政策だけでなく、関連する地域政策も組み合わせながら、先進事例の全国的な展開を進める。

## オ 経営の多角化に向けた取組の推進

果樹生産者の所得の向上や果樹産地の活力の向上に向けては、果実の生産・出荷にとどまらず、インターネットを活用した消費者への直接販売や、実需者との契約取引、さらには、加工業や飲食業、農泊等を含む観光業等の関連産業との積極的な連携や生産者自らによる取組等により、経営を多角化する取組を推進していくことが重要である。

多くの産地において、生産した果実を活用したストレートジュースやジャム等の果実加工品の製造・販売や、農家レストランや観光果樹園等を通じて経営の多角化を図り収益性を高める取組が行われている。果実加工品については、ワインやシードル等の果実酒や、カットフルーツ、冷凍フルーツといった新たな需要が生まれており、これに対応していくことが重要である。

また、観光果樹園については、果実のもぎ取り体験にとどまらず、観光果樹園をベースにした加工品の販売や新商品の開発、農家カフェ等の展開、固定客の確保による販売先の拡大等の波及効果が見込まれる。さらに今後は、増大する外国人観光客によるインバウンド需要を取り込みつつ、輸出拡大にもつなげていく等、更なる取組が期待される。

こうした果樹生産者が主体となっていく経営の多角化に向けた取組に対し、6次産業化プランナー等による経営支援や、加工・販売施設等の整備に対する支援を行うことで、一層の推進を図る。

## カ 経営の発展を踏まえた法人化に向けた取組の推進

現在の我が国の果樹経営においては、法人経営の占める割合は非常に小さい。これは、労働集約的なこれまでの果樹農業では規模拡大が難しく、経営面積2ha未満の家族経営が基本で雇用型経営ではないことや、一定の経営規模が必要となる加工への事業展開等の経営の多角化に取り組む生産者が少ないことにより、法人化のインセンティブが働かないことが要因の一つであると考えられる。

一方、果樹生産者の減少と高齢化が深刻となり生産基盤がぜい弱化している状況の中では、個々の経営体が現状のまま経営を続けているだけでは産地の維持は困難である。今後も産地を維持し、持続可能な果樹農業を実現していくためには、省力樹形や機械作業体系の導入により労働生産性を向上させ、規模拡大していくことや、集団化によりロットを確保することが必要となる。ロットを確保することで、加工等の事業展開による経営の多角化が行われ、それに伴い、雇用型経営への転換や第三者も含めた経営継承等が必要となる。

こういった経営の拡大・発展に対応していくには、経営の法人化は有効な手段であることから、それに取り組む果樹生産者を支援することで、個々の果樹経営の発展と産地・地域の維持・発展を図る。

## ④ 生産資材の安定確保

### ア 苗木の生産・供給体制の強化

苗木と花粉は果樹農業に不可欠な生産資材であり、高品質な果実生産のためには、優良な苗木・花粉の確保が欠かせない。

果樹農業は日本全国で行われている一方で、果樹苗木の生産は一部の限られた苗木産地によって支えられている。果樹苗木は、台木と穂木の接ぎ木に高い技術が必要であること等から、その多くが専門の苗木生産農家によって生産されているが、苗木生産農家においても高齢化や後継者不足が深刻になっており、将来にわたって安定的な苗木生産体制を維持していくことが課題となっている。

苗木の生産には複数年を要し、台木と穂木の組み合わせが多数あること等から、受注生産が基本となっており、急な注文や増産への対応は困難である。特に醸造用ぶどうについては、日本ワインの人気の高まる中、新たなワイナリーの開設も視野に醸造用ぶどうの生産を始める農家等が増加し、急激な需要の増加による苗木の不足が課題の一つとなっている。

また、省力樹形は慣行樹形よりも多くの苗木を必要とし、高密度栽培用のフェザー苗やジョイント栽培用の大苗等、専用の苗木を必要とする場合も多く、今後、労働生産性の向上に向けて省力樹形の導入を推進していくには、必要となる苗木をいかに確保していくかが重要となる。

このため、苗木生産農家の経営安定を支援することや、果樹産地と苗木産地との連携を強化し、需要に応じて計画的かつ安定的に苗木を生産する仕組みを整備すること、苗木生産に必要な専門的な技術の普及・継承を促進すること等により、持続的な果樹農業を支える苗木の生産・供給体制を構築する。

### イ 花粉の生産・供給体制の強化

花粉について、キウイフルーツ等の品目においては、必要な花粉の一定程度を海外からの輸入に頼っており、海外における病害の発生等により国内の花粉供給が不安定化するリスクを抱えている。このため、花粉樹の改植・新植等を進めることにより国産花粉を確保し、国内で花粉を安定的に生産・供給していく体制を整備する。

### ウ 燃油高騰への備え

施設園芸に取り組む果樹生産者にとっては、燃油は重要な生産資材であり、安定的・継続的な経営のためには、燃油の安定的な確保が欠かせない。このため、燃油価格が一定の基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットによりこれを支援するとともに、ヒートポンプ等の省エネルギー設備の導入等により、燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進める。

## (2) 果樹農業の持続性を脅かす様々なリスクへの対応力の強化

### ① 自然災害への対応の一層の推進

近年、これまでに経験したことの無いような大規模な自然災害が頻発し、農業関係の被害額は増加傾向にある。平成30年7月豪雨による樹園地の崩落や農道の寸断、令和元年東日本台風による樹園地の広範囲に及ぶ浸水被害等、全国各地の果樹産地においても甚大な被害が生じている。被害を最小化するためには、これまでの災害の教訓を最大限生かした予防的対応と発生後の迅速な対応、自然災害等のリスクへの備えである農業保険(収入保険及び農業共済)の普及促進・利用拡大が急務である。

### ② 鳥獣被害対策の一層の推進

野生鳥獣による農作物被害額は、近年減少傾向で推移しているものの、依然として高い水準にあり、営農意欲の減退につながる等、数字に現れる以上に深刻な影響を及ぼしている。特に、中山間地域での栽培が多い果樹については、野生鳥獣の生息域と接することも多く、農作物全体の被害額158億円(平成30年度)の約2割に相当する33億円が果樹被害と推測される。また、捕獲等の対策に携わる人材の不足や野生鳥獣の生息域の拡大等による鳥獣被害の深刻化・広域化に伴い、園地への侵入防止対策だけでなく、捕獲の強化等により野生鳥獣の個体数そのものを減らしていくなど、総合的に取り組んでいくことが必要となっている。

捕獲等の対策に携わる人材の不足や野生鳥獣の生息域の拡大等による鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、関係府省が連携し、戦略的に各種対策を組み合わせることにより鳥獣被害対策を抜本的に強化する。

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号)に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進するとともに、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置、里山や森林における緩衝帯づくり等の環境整備を行うほか、ICTやドローン技術等を活用した効率的なスマート捕獲の技術の開発・普及等を含めた捕獲強化や、若者や農業協同組合等の一層の参画を促進するなど新しい人材の育成・確保等に取り組む。

また、複数の自治体が連携した広域的対策や、特定外来生物対策、森林や市街地における対策に取り組むとともに、農業協同組合等地域の多様な主体の被害対策への参画の促進や、捕獲の効果を高めるような方法について関係団体等と協議・連携する等、関係者が一体となった取組を推進する。

### ③ 病虫害への対応の一層の推進

未収益期間を伴う永年性作物という果樹の特性により、病虫害がまん延し被害が拡大した場合、改植が必要となる等、影響が長期化・甚大化し、果樹生産に重大な被害を与える恐れがあることから、病虫害の海外からの侵入や国内でのまん延の防止に取り組ん

でいく必要がある。

抵抗性品種の導入等により病害虫が発生しにくいほ場環境を整えるとともに、国や都道府県から発出される病害虫発生予察情報等を活用し、発生状況に応じた適切な防除手段を総合的に組み合わせて行う総合的病害虫・雑草管理(Integrated Pest Management : IPM)に取り組むことが重要である。このため、国と都道府県が連携した病害虫防除の推進に加え、病害虫への抵抗性が高い品種への改植支援や新たな防除技術の開発・導入に対する支援を行う。

また、新たな病害虫の侵入及びまん延を防止するため、生産者自らが病害虫の発生に十分注意し、見慣れない症状があった場合には、速やかに植物防疫所や各都道府県の病害虫防除所に相談するよう指導することにより、新規侵入病害虫の早期発見・早期防除を図る。

#### ④ 気候変動への対応の一層の推進

地球温暖化等の気候変動の影響により、果樹においても、高温等による、うんしゅうみかんの浮皮、りんごやぶどうの着色不良・着色遅延、なしの発芽不良等が発生している。この他、極端な多雨や少雨、高温・低温等の異常気象による生育不良や病害虫被害、雷害・霜害等の発生も問題となっている。

これらは品質や収量の低下の原因となるため、こうした気候変動による被害の回避・軽減に向けて、生産安定技術や対応品目・品種転換を含めた対応技術の開発・普及、農業者等自らが気候変動に対するリスクマネジメントを行う際の参考となる手引きを作成するなど、果樹生産へのリスク軽減に取り組む。

また、栽培適地の拡大や、これまで輸入に依存していた亜熱帯・熱帯果樹の新規導入や転換など、気候変動がもたらす機会の活用を推進する。

#### ⑤ セーフティネット措置等の一層の推進

農業者の経営安定を図る観点から、セーフティネット措置として、自然災害による減収を補填する果樹共済に加えて、平成31年1月からは、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補填する収入保険制度が始まったところである。

気候変動及びそれに伴う大規模自然災害や、鳥獣・病害虫による被害等の果樹経営への様々なリスクへの対応力を強化するため、病害虫や異常気象等に対応した品種や栽培技術の導入、防風ネットや鳥獣侵入防止柵の設置等を促進するとともに、収入保険や果樹共済といったセーフティネットへの加入を一層推進することが重要である。

このため、気候変動等に対応した品種や栽培技術の開発・普及等を進めるとともに、普及組織や農業協同組合等と農業共済組合が連携して収入保険や果樹共済の制度の周知を徹底し、普及促進・利用拡大の取組を進める。

さらに、自然災害等による一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金である農林漁業セーフティネット資金について周知徹底を図る。

### 3 市場拡大のための対策の推進

#### (1) 国内外の新たな市場の開拓

国内の人口減少の本格化や高齢化の一層の進行、ライフスタイルの変化による食の外部化・簡便化の進展等を踏まえ、消費者ニーズの多様化・高度化への対応を進めつつ、拡大する海外需要に対応するための輸出促進の取組等を推進する等、国内外の新たな市場を開拓し、それに対応した「より美味しく、より食べやすく、より付加価値の高い」果実及び果実加工品の供給を拡大する。

#### (2) 国内市場に対応した取組の推進

##### ① 果実の国内消費の現状と消費者ニーズの変化

国内においては、人口減少の本格化に伴い、果実に限らずマーケットが縮小している。また、単身世帯や共働き世帯の増加により食の外部化が進むなど、生活様式や食生活の多様化が進展する中で、生鮮果実の1人1年当たりの購入数量は減少傾向で推移している。1人当たりの1日摂取量の平均値は105グラム(平成29年)にとどまっており、果物の摂取推進運動(「毎日くだもの200グラム運動」等)における目標量である200グラムには達していない。特に20歳代から40歳代において摂取量が少なく、全ての世代で摂取量が減少している状況となっている。

一方で、家計の果実支出に占める果実加工品の支出割合が増加しているなど、摂取しやすい果実加工品の需要が高まっている状況である。例えば、カットフルーツは、近年、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等における取扱いが増加しているほか、自動販売機等による購入機会が増加している。

また、生鮮果実についても、食味が良い上に簡単に食べられるとして、シャインマスカット等の種なしで皮ごと食べられるぶどうの需要が拡大しているなど、食味の良さや食の簡便化といった消費者ニーズに対応した品種の需要が増加している。

##### ② 国産果実加工品への新たなニーズ

果実加工品について、近年は、カットフルーツ以外にも、冷凍フルーツやドライ・セミドライフルーツの商品開発及び道の駅や専門店、インターネットにおける販売、国産果実のストレート果汁を売りにしたジューススタンドの増加など、新たな国産果実加工品が開発・販売されている。さらに、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の情報発信ツールの利用の普及・拡大に伴い、食味だけでなく、見た目にもこだわったフルーツケーキやフルーツサンドなど、付加価値を高めた高級な果実加工品への新たな需要も生まれている。

また、国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された「日本ワイン」の人气が高

まっており、これら日本ワインや、りんごを使用したシードルなどの果実酒の国内出荷量は近年増加傾向にある。

### ③ 消費者や実需者のニーズに即した対策の推進

国内市場の拡大を図るためには、消費者ニーズの多様化・高度化に対応した、国産果実の安定的な供給体制の構築を推進していくことが重要である。

具体的には、加工用果実については、加工しやすい等の実需者のニーズに対応した加工用果実の生産・出荷体制の構築を推進する。また、付加価値を高めた高級な果実加工品用の果実については、生鮮果実と同様に、食味やこだわりを持った栽培方法等、ブランド力がある果実の提供が求められる一方で、形や大きさ、傷の有無等の外観品質に関しては、生鮮果実ほどには求められないこともあることから、各産地においては、ブランド力のある果実について、外観品質では生鮮果実用の規格を満たさないものを高級加工品向けに出荷する体制を整備すること等により、このようなニーズに対応できる流通体制を構築していくことが必要である。

生鮮果実については、「シャインマスカット」等の消費者ニーズに対応した国産果実について、その生産を拡大していくとともに、出回り時期の拡大のため、出荷時期の異なる産地間の連携に加え、出荷時期を拡大するための栽培方法の改良や長期貯蔵技術の開発・普及を進める。

また、日本ワインの人気の高まりにより、国産の醸造用ぶどうの需要が増大し、その苗木が不足していることを踏まえ、消費者や実需者のニーズに即した国産果実の生産拡大においては、それに必要となる苗木の安定的な供給体制を整備する。

国産果実について、近年は、隔年結果しやすいうんしゅうみかん等においても、おもて年、うら年の生産量の差は小さくなっているものの、その年の気候条件や販売環境によっては、生産量の増加や一時的な出荷集中等による、短期的な需給のアンバランスは起こり得る。このことを踏まえ、国産果実の安定供給のため、産地関係者は、果実の生育状況を把握しつつ、需要に見合った生産・出荷を行うこと等により、一時的な出荷集中等が発生しないように取り組む。特に、9月から11月にかけて多くの果実の出荷が集中し、流通在庫の増加を招き、価格が低落する傾向が見られるため、この期間においては、産地間の連携を強化し、情報交換を緊密に行うことが重要である。

### ④ 食育等の消費拡大に向けた対策の推進

日常的な果実摂取を生涯にわたる食習慣として定着させることは、健康的な生活を維持する上で重要であり、国産果実の消費拡大のためにも効果的である。全ての世代で果実の摂取量が減少している現状において、消費を拡大するには、世代別の消費動向の特性に応じた食育等の取組が必要となる。

50歳代以上の世代については、他の世代と比べて果実摂取量の多い世代である。さらに、高齢者の方が加工品の消費金額は大きく、加工品の消費金額の増加率も大きい。高価格帯の国産果実やその加工品については、高齢者が中核となる購買層と考えられるた

め、今後は、高齢者層を対象とした高級志向の果実及び果実加工品の販売を推進するビジネスモデルも合わせて考えていく必要がある。

若者や働く世代については、20歳代から40歳代において特に摂取量が少なくなるなど、果物離れが深刻化している。このため、職場や大学のデスクで手軽に果実を摂取する「デスクdeみかん」キャンペーンや、社員食堂への果実提供の取組を引き続き継続していく。また、こうした世代による利用頻度の多い外食やコンビニエンスストアでの果実消費促進のための対策が必要であることから、コンビニエンスストアでの消費行動の特徴である、少量で安価な商品の多頻度での購入に対応するため、産地における省力生産や出荷規格の簡素化による流通の効率化・省力化等により、低価格で大量出荷を可能とする生産・出荷体制を整備していくことが重要である。

子供世代について、幼少期から国産果実を食生活に取り入れることは特に重要であるが、親世代の果実摂取量が減少していることもあり、各家庭においてこれを実践することは難しくなっている。このため、関係府省、栄養士、栄養教諭等の関係機関及び関係者と連携し、学校給食を有効活用した食育を一層推進する。

また、果樹農業を地域の産業として捉え、未来の果樹農業の担い手を確保する観点からも、児童・生徒を対象とした出前授業や農作業体験、農泊等を通じた食育に取り組んでいくことが重要である。

### ⑤ 健康志向を踏まえた機能性表示への対応

消費者の健康志向が拡大する中で、機能性表示は果実の消費拡大に向けた重要なツールとなる。一方、機能性表示によるPRについては今後一層強化していく必要があり、機能性のエビデンスづくりとその発信、SNS等を用いた効果的なPR等に取り組む。

## (3) 海外市場に対応した取組の推進

### ① 輸出拡大に対応できる生産力の増強

人口減少の本格化等により国内市場が縮小する中で、我が国の農業は、農林水産物・食品の輸出の大幅な拡大を図り、世界の食市場を獲得していくことが不可欠である。このため、令和2年4月に施行した「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第57号)に基づき、輸出促進を担う司令塔組織として農林水産物・食品輸出本部を農林水産省に創設し、政府一体となった輸出の促進を図る。

我が国の果実は、その高い品質がアジアを始めとする諸外国で評価されており、輸出品目として高いポテンシャルを有している。生鮮果実の輸出額は、令和元年には過去最高の219億円を記録し、平成25年からの6年間で2倍以上に増加している。果実の生産量が減少傾向で推移する中、このポテンシャルを生かして輸出拡大を図るためには、生産力を増強し、輸出向けの果実を確保していくことが必要となる。

このため、平坦で作業性がよい水田等を活用し、省力樹形や機械作業体系を導入した労働生産性の高い輸出向け園地を育成すること等により、輸出のための生産基盤を強化

し、輸出拡大に対応できる生産量の確保を図る。

## ② 輸出拡大に向けた環境整備等の推進

更なる輸出拡大を図るためには、輸出先国・地域の残留農薬基準や植物検疫等に関する条件はもちろんのこと、台湾や香港向けの贈答用の大きなりんごや東南アジア向けに輸出が拡大している小玉りんご等の、輸出先国・地域ごとのニーズに対応した生産・出荷体制を整備することが必要である。

このため、輸出先国・地域の求める基準やニーズ等に対応できる産地の生産基盤を強化することとし、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)を通じたグローバル産地づくりや、IPM(総合的病害虫・雑草防除)に基づいた化学農薬だけに依存しない病害虫防除、GAP(農業生産工程管理)やHACCP(食品衛生上の危害要因を分析し、特に重要な工程を管理する手法)の認証取得、輸出向け施設整備等を進めるとともに、輸出先国・地域における残留農薬基準値の設定(インポートトレランス)や、衛生基準等に関して、輸出先国・地域との協議の加速化等、輸出拡大につなげるための環境整備を進める。

さらに、鮮度保持・輸送技術の向上による出荷期間の拡大や海外輸送への対応強化、あんぼ柿や日本ワイン等の我が国の高品質な果実を使用した果実加工品の開発と輸出促進の取組等を進めることで、更なる輸出拡大と生産者の所得向上を図る。

## ③ 輸出の新たな役割

輸出の取組が先行しているりんごにおいては、常に一定以上の輸出が行われることで、国内市場への供給量が適正に保たれ、国内市場価格の安定と生産者の所得向上につながっている面がある。

国産果実においては、その年の気候条件や販売環境によって、生産量の増加や一時的な出荷集中等による短期的な需給のアンバランスが起り得るが、その場合でも、常に一定量以上が輸出されているりんごのように、輸出により国内流通量を適正に保つことで、国内市場と輸出の双方で所得向上を図ることが可能となる。

このような輸出の役割がりんご以外の品目においても機能するよう、輸出先に対し安定的に供給可能な生産体制を構築し、需給のアンバランスを調整し得る輸出先を確保していくことで、一層の輸出拡大と生産者の所得向上を推進する。

## ④ 知的財産等の保護・活用

我が国で開発された優良な果樹新品種は日本の果樹農業の強みの源泉の一つであり、国内のみならず輸出先国の市場でも高い評価を得ている。その一方で、海外へ優良品種が流出するリスクが高く、流出した品種が海外で産地化され、我が国からの輸出等を通じた海外展開への支障や利益の喪失が生じるなど大きな問題になっている。

このため、優良な新品種については、「種苗法」(平成10年法律第83号)に基づき国内で品種登録を行うとともに、品種開発者のみならず生産者や生産者団体、種苗増殖業者

等の関係者において新品種の利用条件を定め、関係者が協力して新品種の価値を高めていくことが求められる。また、海外における輸出市場の状況や、産地化や侵害のリスクを勘案し、権利保護が必要となる国では遅滞なく育成者権取得を進めるとともに、侵害対応を促進する。

また、国内外の市場において、日本の果樹製品の特色や適正な生産・流通管理をアピールするため、戦略的な知的財産の活用を推進するとともに、模倣防止等の知的財産保護を推進する。その一環として、地理的表示(GI)保護制度の更なる認知度向上を図るとともに、迅速かつ公平な登録審査、登録後の不正使用に対する適切な取締り等を実施する。さらに、GIの相互保護をEU以外の国にも拡大するなど、我が国のGI果樹製品の海外における保護を強化する。

#### 4 持続的発展に必要な新品種・新技術の開発・普及

##### (1) 消費者・実需者ニーズに対応した新品種・新技術の開発・普及

果樹農業の生産基盤がぜい弱化する中で、果樹農業の持続性を高めながら、成長産業化を図り、生産者の所得向上につなげていくためには、新品種・新技術等の開発・普及を通じた技術革新が必要不可欠である。

新品種の育成については、果樹は永年性作物であり、その育種に長期間を要することから、あらかじめ、長期的展望に立った育種目標や開発計画を策定する必要がある。特に、消費者・実需者ニーズの多様化・高度化に的確に対応した新品種の開発・普及が重要である。例えば、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門が育成したぶどうの品種である「シャインマスカット」は、種なしで皮ごと食べられる手軽さと優れた食味が特徴であり、簡便性や食味の良さ等の消費者ニーズに合致していることに加え、脱粒が少ないといった流通面における強みもあり、消費者や市場から高い評価を得ている。そのため、全国のぶどう産地で積極的な導入が進められており、栽培面積は平成18年の品種登録から10年間で1,196haにまで増加し、既存品種に比べて高値で取引され、ぶどう農家の所得の向上に貢献している。

今後は、新たな需要を創出し得る新しい魅力を作っていくために、「香り」等のこれまで体系的に追求されてこなかった要素や、果実の機能性等に着目した新品種・新技術の開発を進めていくことも重要である。また、国産果実の加工原料仕向量の減少を踏まえ、加工しやすい、省力生産可能で収量が多い等の加工業者等の実需者のニーズに対応した品種の開発を進める。

##### (2) 気候変動による栽培環境の変化等に対応した新品種・新技術の開発・普及

地球温暖化等の気候変動による栽培環境の変化により、花芽の形成不全、果実の着色障害、かんきつ類の浮皮等の生理障害等生産上深刻な問題が発生していることを踏まえ、これに対応した栽培技術や新たな品種の開発・普及を促進していくとともに、台風の大規模化や来襲時期の早期化に対応するため、台風被害を受けにくい早生・極早生の優良品種の開

発普及を推進する。加えて、りんごやなしの黒星病等、近年被害が拡大している病害に対応でき、減農薬栽培への活用も期待できる病害抵抗性品種の開発・普及を促進する。

### (3) 労働生産性向上に向けた新技術の開発・普及

果樹農業の技術開発においても、労働生産性の向上が一番の課題であり、そのためには、スマート農業技術、機械化技術の開発が必要であるが、これを現場に広く普及していくには、いかに機械の導入コストを抑えるかが重要となる。労働生産性向上のための新技術の開発に際しては、機械導入が可能な多品目に共通した樹形の開発により機械を汎用化し、その導入コストを抑えることが重要である。

また、果樹においてもドローンによる農薬散布技術が実用化しつつあるが、登録農薬に限られていることから、登録農薬の拡大を進める。

現場に広く普及する技術を開発するには、生産現場のニーズに的確に対応していく必要があり、開発当初から生産者と研究開発機関がよく連携し、生産者の意見を取り入れながら研究開発を進める。

### (4) 新たな市場獲得に向けた果実の鮮度保持、輸送技術等の確立

国内外の新たな市場を獲得するため、消費者ニーズの多様化・高度化に対応した品種について、出荷時期を拡大するための栽培方法の改良や鮮度保持・長期貯蔵技術、輸出拡大に向け海外輸送への対応を強化するための輸送技術等の開発・普及を推進する。

## 第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

- 1 果実の需要面では、消費者ニーズの多様化・高度化に対応した高品質な国産果実が内外から高く評価されている一方で、我が国の人口減少の本格化に伴い、国内マーケットは縮小している状況である。その上で、今後の取組として、
  - (1) 国内市場については、消費者ニーズの変化を踏まえ、新たな需要に対応した果実及び果実加工品の供給拡大を行うとともに、食育の一層の推進、農泊等観光との連携の推進を図ること
  - (2) 海外市場については、輸出拡大に向けた環境整備等の推進を図ることを前提とし、果実の需要の長期見通しを立てる。
- 2 果実の生産面では、生産現場の人手不足等の生産基盤のぜい弱化により、需要の減少を上回って生産量が減少している状況である。その上で、今後の取組として、
  - (1) 省力樹形や機械作業体系の導入等による、労働生産性の向上
  - (2) 樹体を含めた園地の次世代への円滑な経営継承
  - (3) 輸出拡大に対応できる生産基盤の強化等の課題が解決された場合に実現可能な生産数量とそれを達成するための栽培面積の水準を生産目標として、果実の種類ごとに設定する。

■政令指定品目の目標

	生産数量(千t)		面積(ha)	
	平成30年度	令和12年度 目標	平成30年度	令和12年度 目標
うんしゅうみかん	774	784	41,800	34,600
その他かんきつ	316	362	25,500	24,500
りんご	756	819	37,700	36,600
ぶどう	175	210	17,900	17,940
なし	259	288	13,230	12,400
もも	113	124	10,400	10,400
おうとう	18	20	4,690	4,640
びわ	3	3	1,190	1,070
かき	208	228	19,700	18,800
くり	17	18	18,900	17,900
うめ	112	119	15,600	14,900
すもも	23	25	2,960	2,940
キウイフルーツ	25	25	2,090	1,930
パインアップル	7	8	565	540
計	2,806	3,033	212,225	199,160

〈参考〉政令指定品目以外の果実分を加えた果実全体の目標

	生産数量(千t)		面積(ha)	
	平成30年度	令和12年度 目標	平成30年度	令和12年度 目標
政令指定品目以外	27	49	6,775	9,840
果実計	2,833	3,083	219,000	209,000

※端数処理のため、合計値と内訳が一致しない数値がある

### 第3 に適する自然的条件に関する基準

1 高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹栽培に適する地域における平均気温、冬期の最低極温及び低温要求時間に関する基準並びに気象被害を防ぐための基準を果樹の種類ごとに設定する。

なお、やむを得ず基準を満たさない地域において栽培する場合には、あらかじめ十分な対策を講じ、気象被害の発生を防止し、高品質な果実生産が確保されるよう努めることが重要である。

2 また、近年発生している地球温暖化の影響と見られる生育への影響については、引き続き研究機関におけるモニタリング調査を継続し、次期果樹農業振興基本方針の見直しに資するとともに、調査の結果明らかとなった障害については、その対処方法を検討する。

## 栽培に適する自然的条件に関する基準

果樹の種類	区分	平均気温		冬期の最低極温	低温要求時間	気象被害を防ぐための基準
		年	4月1日～10月31日			
かんきつ類の果樹	うんしゅうみかん	15℃以上 18℃以下		-5℃以上		腐敗果の発生や品質低下を防ぐため、11月から収穫前までにおいて降霜が少ないこと。
	いよかん、はっさく	15.5℃以上				す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前までにおいて-3℃以下にならないこと。
	ネーブルオレンジ、甘夏みかん、日向夏、清見、しらぬひ、せとか、はるみ、ぼんかん、きんかん	16℃以上		-3℃以上		す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前までにおいて-2℃以下にならないこと。
	ぶんたん類	16.5℃以上				す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前までにおいて-2℃以下にならないこと。
	たんかん	17.5℃以上		-7℃以上		傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
	ゆず	13℃以上		-6℃以上		す上がり等の品質低下を防ぐため、11月から収穫前までにおいて降霜が少ないこと、傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
	かぼす、すだち	14℃以上				
	レモン	15.5℃以上				
りんご	6℃以上 14℃以下	13℃以上 21℃以下	-25℃以上	1,400時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、平年の最大積雪深が概ね2m(わい化栽培においては概ね1.5m)以下であること、花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。	
ぶどう	7℃以上	14℃以上	-20℃以上 欧州種については-15℃以上	巨峰については500時間以上	枝枯れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること、着色系品種については、水回り期から収穫期の平均気温が27℃以上の場台、環状剥皮処理等の着色対策を施す。欧州種については、4月～10月の降水量が1,200mm以下。	
なし	日本なし	7℃以上	13℃以上	-20℃以上	幸水については800時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
	西洋なし	6℃以上 14℃以下	13℃以上	-20℃以上	1,000時間以上	
もも	9℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,000時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。病害を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。	
おうとう	7℃以上 15℃以下	14℃以上 -21℃以下	-15℃以上	1,400時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。	
びわ	15℃以上		-3℃以上 耐寒性品種については-5℃以上		傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。	
かき	甘がき	13℃以上	19℃以上	-13℃以上	800時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。枝折れを防ぐため、新しゅう伸長期に強風を受けやすい園地での植栽は避けること。新しゅうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。
	渋がき	10℃以上	16℃以上	-15℃以上		枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。枝折れを防ぐため、新しゅう伸長期に強風を受けやすい園地での植栽は避けること。新しゅうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。
くり	7℃以上	15℃以上	-15℃以上		新しゅうの枯死を防ぐため、展葉期において降霜が少ないこと。	
うめ	7℃以上	15℃以上	-15℃以上		枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。幼果は霜害を受けやすいので、幼果期に降霜が少ないこと、	
すもも	7℃以上	15℃以上	-18℃以上	1,000時間以上(台湾系品種を除く。)	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。	
キウイフルーツ	12℃以上	19℃以上	-7℃以上		新しゅうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。枝折れを防ぐため、新しゅう伸長期に強風を受けやすい園地での植栽は避けること。病害を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。	
パインアップル	20℃以上		7℃以上			

- (注) 1. 表中に品種の記載がある場合にあっては当該品種、それ以外にあっては一般に普及している品種及び栽培方法にとるものとする。  
 2. 最低極温とは、当該果樹の植栽地における1年を通して最も低い気温である。  
 3. かんきつ類の果樹については、冬期の最低極温を下回る日が10年に1回又は2回程度発生しても差し支えないものとする。  
 4. 低温要求時間とは、当該地域の気温が7.2℃以下になる期間の延べ時間である。  
 5. 上記の基準については、最近20年間の気象観測記録により評価する。

#### 第4 近代的な果樹園経営の基本的指標

##### 1 目標とすべき10a当たりの生産量及び労働時間

生産性の高い果樹園経営を実現することを旨として、単収及び労働時間に関する指標を果樹の種類ごとに設定する。

##### 2 果樹園経営の指標

生産性の高い果樹農業の展開を図るため、経営体の具体的な姿として、代表的な経営類型ごとに農業経営モデルを示す。

# 1 目標とすべき10a当たりの生産量及び労働時間

区分		10a当たり 生産量	10a当たり 労働時間	労働時間当たり 収量	摘要
果樹の種類		kg	時間	kg/時間	
かんきつ類の果樹	うんしゅうみかん	5,500	387	14.2	垣根仕立て、加温施設栽培
		5,000	136	36.6	双幹形仕立て、根域制限栽培
		3,200	133	24.0	わい性台木(ヒリュウ台)、草生栽培
		3,200	141	22.6	マルチドリップかんがい方式
かんきつ その他	不知火	3,600	140	25.8	雨よけ施設栽培
	せとか	3,000	267	11.2	雨よけ施設栽培
	レモン	3,500	142	24.6	草生栽培、かん水
りんご		3,000	204	14.7	普通栽培
		5,000	124	40.3	トールスピンドル仕立て
		4,000	105	38.2	新しい化栽培、加工用果実
ぶどう	小粒系	1,800	289	6.2	露地栽培、無核化栽培、短梢せん定
		1,800	312	5.8	無加温施設栽培、無核化栽培、短梢せん定
	大粒系	1,500	260	5.8	露地栽培、無核化栽培、短梢せん定
		1,500	362	4.1	加温施設栽培、根域制限栽培、無核化栽培、短梢せん定
	醸造用	1,200	145	8.3	垣根仕立て
なし	青なし	5,000	272	18.4	樹体ジョイント栽培
	赤なし	5,000	204	24.5	盛土式根圏制御栽培
	西洋なし	4,000	223	18.0	樹体ジョイント栽培
もも		2,300	309	7.4	低樹高仕立て
おうとう		700	411	1.7	Y字仕立て、雨よけ施設栽培
びわ		1,100	268	4.1	
かき		2,800	89	31.4	樹体ジョイント仕立て
くり		350	45	7.8	低樹高仕立て
うめ		2,000	117	17.0	
すもも		2,000	184	10.9	
キウイフルーツ		2,500	183	13.7	溶液受粉
パインアップル		4,000	33	121.5	露地栽培(4年2収)
		4,000	54	73.7	無加温施設栽培(4年2収)

(注) 10a当たり生産量及び労働時間、労働時間当たり収量は成園に係るものである。

## 2 果樹園経営の指標

		かんきつ			りんご		もも	
		関東以西			関東以北		南東北以西	
基幹技術・経営方針等		双幹形栽培 中晩かんの多品目生産 マルチシートの利用 地域オリジナル品種の導入 スマート農機 (ドローン防除、自走式草刈機等)	マルチドリップかんがい方式 フィールドサーパーの導入 高品質生産によるブランド化 わい性台木(ヒリュウ台) スマート農機 (ドローン防除、追従式運搬機等)	スプリンクラー防除 わい性台木(ヒリュウ台) 草生栽培 スマート農機 (ドローン防除、追従式運搬機等)	トールスピンドル(超密植栽培) 作期分散 規模拡大 加工用果実栽培 スマート農機 (自走式SS、収穫ロボット等)	スピードスプレイヤー 摘果剤 スマート農機 (追従式運搬機、自走式草刈機等)	低樹高仕立て スマート農機 (自動走行車両、自走式SS等)	
	単位							
経営規模	ha	3.5	3.0	4.0	4.0	2.0	2.5	
作付面積	ha	うんしゅうみかん	うんしゅうみかん	うんしゅうみかん	りんご	りんご	もも	
		早生 1.2 愛媛果樹第28号(紅まどんな) 0.3 宮内いよかん 0.3 甘平 0.6 せとか 0.3 不知火 0.3 カラ 0.5	極早生 0.5 早生 1.5 普通 1.0	極早生 0.5 早生 1.5 普通 1.0 レモン リスボン 0.5	早生(つがる) 0.5 中生(ナナイチ) 0.5 晩生(ふじ) 1.0 加工用(ふじ) 2.0	早生(つがる) 0.5 中生(ナナイチ) 0.5 晩生(ふじ) 1.0	白鳳 1.0 あかいつき 1.0 川中島白桃 0.5	
単収	kg/10a	うんしゅうみかん 4,200 不知火 3,600 せとか 3,600	うんしゅうみかん 3,200	うんしゅうみかん 3,200 レモン 3,500	りんご 5,000	りんご 3,000	もも 2,300	
10aあたり労働時間	時間	かんきつ類 168	うんしゅうみかん 141	うんしゅうみかん 133 レモン 142	りんご 124	りんご 204	もも 399	
(参考試算値)	租収入	万円	4,196	2,822	3,092	3,687	1,776	3,692
	経営費	万円	3,048	1,889	2,277	2,490	1,237	2,060
	1経営体当たり所得	万円	1,148	933	815	1,197	539	1,632
	時間当たり所得(円/時間)	円	1,955	1,654	1,519	1,931	1,321	1,636

		ぶどう	なし	かき	複合経営	経営の多角化(インターネット販売、直売施設併設等)		
		南東北以西	南東北以西	南東北以西	関東以北	関東以北	南東北以西	
基幹技術・経営方針等		短梢せん定 無核化 醸造ぶどう栽培 スマート農機 (自動走行車両、自走式草刈機等)	樹体ジョイント仕立て スマート農機 (自走式SS、収穫ロボット等)	樹体ジョイント仕立て スマート農機 (自動走行車両、自走式SS等)	りんご、水稲複合経営 新しい化栽培 (ドローン防除、収穫ロボット等)	直売所併設 (おとう、りんご複合) スマート農機 (自動走行車両、自走式SS等)	観光農園 (ぶどう、西洋なし複合) スマート農機 (自動走行車両、自走式SS等)	
	単位							
経営規模	ha	3.0	3.0	3.0	10.0	12.0	2.25	
作付面積	ha	ぶどう	なし(赤なし)	かき	りんご	おとう	ぶどう	
		巨峰 0.5 ピオネ 0.5 シャインマスカット 1.0 カネハルネーグーイオウ 1.0	早生(幸水) 1.5 平核無 1.05 中生(あきづき) 0.45	利根早生 1.0 平核無 0.5 太秋 1.0 富有 0.5	早生(つがる) 1.0 中生(ナナイチ) 1.0 晩生(ふじ) 1.0 水稲 7.0	紅秀峰 3.0 佐藤錦 1.5 他 1.5 りんご 2.5 ふじ 0.4 つがる 0.1 西洋なし 2.5 ラ・フランス 0.5 他 0.5	巨峰 1.95 西洋なし 0.3 ル・レクチェ 0.3	
単収	kg/10a	ぶどう 1,600 醸造用ぶどう 1,200	なし 4,800	かき 2,500	りんご 3,900 水稲 610	おとう 550 りんご 3,000 西洋なし 3,000	ぶどう 1,500 西洋なし 2,500	
10aあたり労働時間	時間	ぶどう 260 醸造用ぶどう 145	なし 184	かき 89	りんご 119 水稲 15	おとう 404 りんご 221 西洋なし 185	ぶどう 336 西洋なし 326	
(参考試算値)	租収入	万円	2,696	4,419	2,100	3,509	16,065	4,334
	経営費	万円	1,488	3,181	1,605	2,513	10,101	3,183
	1経営体当たり所得	万円	1,208	1,238	495	996	5,964	1,151
	時間当たり所得(円/時間)	円	1,514	1,394	1,854	1,957	1,638	1,528

- (注) 1. 技術水準については、現時点で一定程度の普及が見込め、10年後には一般化する見通しのあるものとし、また、農業の自然循環機能の維持・増進に資するものを極力見込んでいる。  
 2. 租収入は、品目ごとの作付面積に、成園化率、単収及び単価を乗じて算出した金額並びに事例から試算した。  
 3. 経営費は、営農類型別経営統計、事例等から試算した。また、収穫体験及び直接販売については、設備投資への増分を加味して経営費の試算を行った。  
 4. かんきつの甘平・愛媛果樹第28号(紅まどんな)は、地域オリジナル品種の一例を挙げたもの。

## 第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

### 1 不足に対応した果実の流通面における対策の推進

#### (1) 集出荷段階における合理化の取組

##### ① 集出荷施設における取組の推進

収穫後、出荷に至る段階においては、家庭選果の負担や集出荷施設等における人手不足が深刻化しており、ロボット、IoT、AI等の先端技術を活用した選果システムの導入等による、家庭選果の負担軽減や集出荷施設の省人化を進める。さらに、統一規格パレット<sup>※</sup>の導入、パレタイザーの整備や選果ラインの改修による荷積み作業の機械化を推進する。

※1, 100×1, 100mmプラスチック製平パレット

##### ② 出荷規格の見直しの推進

果実の出荷規格は、主に外観により分類する「等級」と、大きさの分類である「階級」に、さらに糖度による分類が加わるなど、産地や品目によって様々に設定され、複雑に細分化されている。

細分化された出荷規格により、消費者のニーズに対するきめ細やかな対応が可能となる一方で、集出荷施設等における選別作業にとどまらず、産地における収穫、箱詰め、在庫・出荷管理、輸送における等階級別の積み込み、消費地における検品作業、在庫・分荷管理等の果実流通の様々な段階に労力がかかり、加えて、規格の数に対応した選果ラインの整備が必要となり、これらが価格に反映されることで、結果的に消費者の負担が増加する面もある。

このため、今後の販売上の必要性や労働力の確保見込みを踏まえ、出荷規格を設定する目的や役割を今一度検討し、出荷規格を見直すことで、果実流通全体の効率化・省力化を進めることが必要である。

出荷規格を見直す際は、産地や品目ごとに個別に取り組むのではなく、産地や品目の実態を踏まえつつ、広域的、横断的に取り組むことに加え、生産者だけでなく、市場、物流業界、実需者等の関係者が連携・協議し、理解した上で進めることが必要である。

また、統一規格パレットの導入等による荷積み作業の機械化を推進する観点から、積載率の低下やオーバーハング等による箱の欠損を防ぐため、統一規格パレットに合わせた包材の使用、それに伴う出荷規格の見直しを行うことが必要である。

#### (2) 産地から市場等への輸送段階における合理化の取組

輸送段階においては、トラックドライバーの不足等により、輸送コストの増加のみならず、長時間労働や手荷役が伴うトラックの手配が難しくなるという課題が顕在化してい

る。こうした課題に対応するため、産地、物流業界及び市場等の連携による、物流拠点（ストックポイント）の整備・活用、複数産地や品目を組み合わせた混載・共同輸配送、トラック輸送から船舶・鉄道輸送へのモーダルシフト、荷役作業軽減に資する統一規格パレットの導入等を推進する。

さらに、電子タグ（RFID等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携やトラック予約システムの導入等により、業務の効率化・省力化を推進する。

こうした取組については、関係府省、関係業界団体等と連携し、一体的に推進する。

## 2 果実の加工面における対策の推進

### (1) 国産の加工原料用果実の安定生産・供給体制の構築

果樹農業においては、栽培時の気象条件や災害の発生により、いわゆる裾もの、傷ものといわれる、外観品質が条件を満たさないこと等で、生鮮消費に仕向けられない果実も一定程度発生する。こうした果実については、加工原料用に仕向ける対応がなされている。また、代表的な果実加工品である果汁飲料に関して、特に、うんしゅうみかんの果汁生産は、供給過剰の時代において、生鮮果実の需給調整の一手法として実施されてきた背景がある。供給過剰の時代においては、裾ものを含めて、加工原料用果実を十分な量確保できていたが、近年は、生鮮用も含めた生産量全体が減少していることに加え、高品質で規格外率も低いため、生産量のほとんどが生鮮仕向けとなっていることなどにより、国産の加工原料用果実の確保が年々難しくなっている。原材料の入手が困難になったことで、果汁工場の稼働率は概して低く、その安定的な経営が困難となっているとの声が加工業者から聞かれている。

一方、生産技術の向上等により裾もの果実の発生量は少なくなってきたものの、それでも一定程度は発生してしまうことは避けられない。また、気象条件や自然災害の発生等により、一時的に発生量が増加することもあり、その受け皿としての加工仕向きの仕組みは引き続き重要である。また、摘果果実のような未熟果の加工用途への活用も重要である。

このため、国産の加工原料用果実の安定生産・供給が図られるよう、裾ものの活用だけでなく、生産者と加工業者等との長期契約栽培の推進や、作柄安定に資する栽培管理技術等の導入を引き続き促進する。具体的には、産地側において、省力樹形と機械作業体系の導入、農薬等の資材使用の見直し、着色管理等の生鮮仕向け用の管理作業の省略等により管理作業を徹底的・抜本的に効率化・省力化し、生産コストを大幅に抑えた加工原料向けの生産体系を導入しつつ、加工側の求めに対応可能な、国産の加工原料用果実の新たな供給産地を育成する。

### (2) 新たな加工ニーズに対応した加工原料用果実の生産

従来のジュースや缶詰等の加工用需要だけでなく、ストレート果汁を空気に触れない状態で搾る密閉製法や、スムージーやコールドプレスジュース等の新たな飲み方、カットフ

ルーツや冷凍フルーツ、ドライフルーツ、ジャム等の様々な消費形態等、果実力口工品に対する消費者ニーズは多様化している。また、日本ワインの原料である国産の醸造用ぶどうや、シードルの原料のりんご等、醸造原料としても国産果実の需要が高まっている。

このような新たな加工ニーズに対応するため、カットしても褐変しにくい品種や皮が剥きやすい品種、種なしの品種等の実需者の需要に応じた加工専用品種等の開発・普及を推進していくことが重要である。こうした加工ニーズに対応し、付加価値を高めた「稼げる加工原料用果実」の生産・供給を拡大する。

## **第6 その他必要な事項**

### **1 東日本大震災からの復興**

東日本大震災からの復旧・復興に向け、食品の安全確保の取組や、避難指示区域等における高収益品目の育成による経営再開支援、国内外の風評被害の払拭を引き続き推進する。

### **2 近年頻発する大規模自然災害による被害からの復興**

平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等、近年頻発する大規模自然災害からの早期の営農再開を支援するとともに、改良復旧や再編復旧と合わせた省力樹形やスマート農業の導入など、新たな取組による営農再開を支援する。

## 島根県果樹農業振興計画

令和4年6月

発行 島根県農林水産部産地支援課

連絡先 〒690-8501 松江市殿町1番地

電話 0852-22-5283

FAX 0852-22-6036

島根県ホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/>

掲載場所 産地支援課ホームページ

>園芸(野菜・果樹・花き等)の振興

>果樹の振興

>島根県果樹農業振興計画